



せんだい わか もの こども若者 プラン

2025

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
仙台市

せんだい わか もの こども若者プラン 2025

令和7年度～令和11年度

目 次

第1章 ▶ 計画の基本

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の範囲	3
4 計画の期間	3
5 策定の経過	4

第2章 ▶ 現状と課題

1 こども・若者及び子育て世帯を取り巻く現状	6
2 関係団体等からの意見・ヒアリング結果等	21
3 基本的な課題	30

第3章 ▶ 基本理念・基本的な視点等

1 基本理念と基本的な視点	34
2 計画策定にあたり踏まえるべき重要な視点	36
3 計画の体系	38

第4章 ▶ 施策の展開

1 施策の方向性ごとの基本施策・数値目標	40
2 数値目標一覧	52

第5章 ▶ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域について	56
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	57
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	64

第6章 ▶ 計画の推進・評価

1 計画の推進・評価	84
------------------	----

主な事業一覧	85
--------------	----

参考資料	133
------------	-----

第1章

計画の基本

1 計画策定の趣旨

本市では、こどもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、平成9年度に「子どもがすこやかに育つまち仙台」を基本理念とした「仙台市すこやか子育てプラン」を策定しました。平成27年度には、「子ども・子育て支援新制度」の実施に基づき、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の確保方策を新たに盛り込み、現行の「仙台市すこやか子育てプラン2020」（令和2年度～令和6年度）に至るまで、子ども・子育て支援に係る取り組みを進めてきました。

令和7年度からの次期計画となる本計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法が規定する「市町村こども計画」と一体の計画として策定することとし、計画の名称も「せんだいこども若者プラン2025」と改めました。

本計画では、「こどもまんなか社会」を目指すこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）を勘案しながら、こども・若者をまちづくりの中心に据え、こどもの権利を守り、こどもたちが自己肯定感や社会への関心・参画意欲を高めながら成長し、自分らしく幸せに生きられる環境や居場所づくりに取り組みます。また、子育ての不安や負担の軽減など、ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、子育ての大変さを地域社会全体で受け止め、子育てを応援する気運をつくり、こどもの成長の喜びを家庭と地域でともに実感できる「子育てが楽しいまち・仙台」の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

（1）法律上の位置づけ

こども基本法に基づく「市町村こども計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体の計画として策定します。

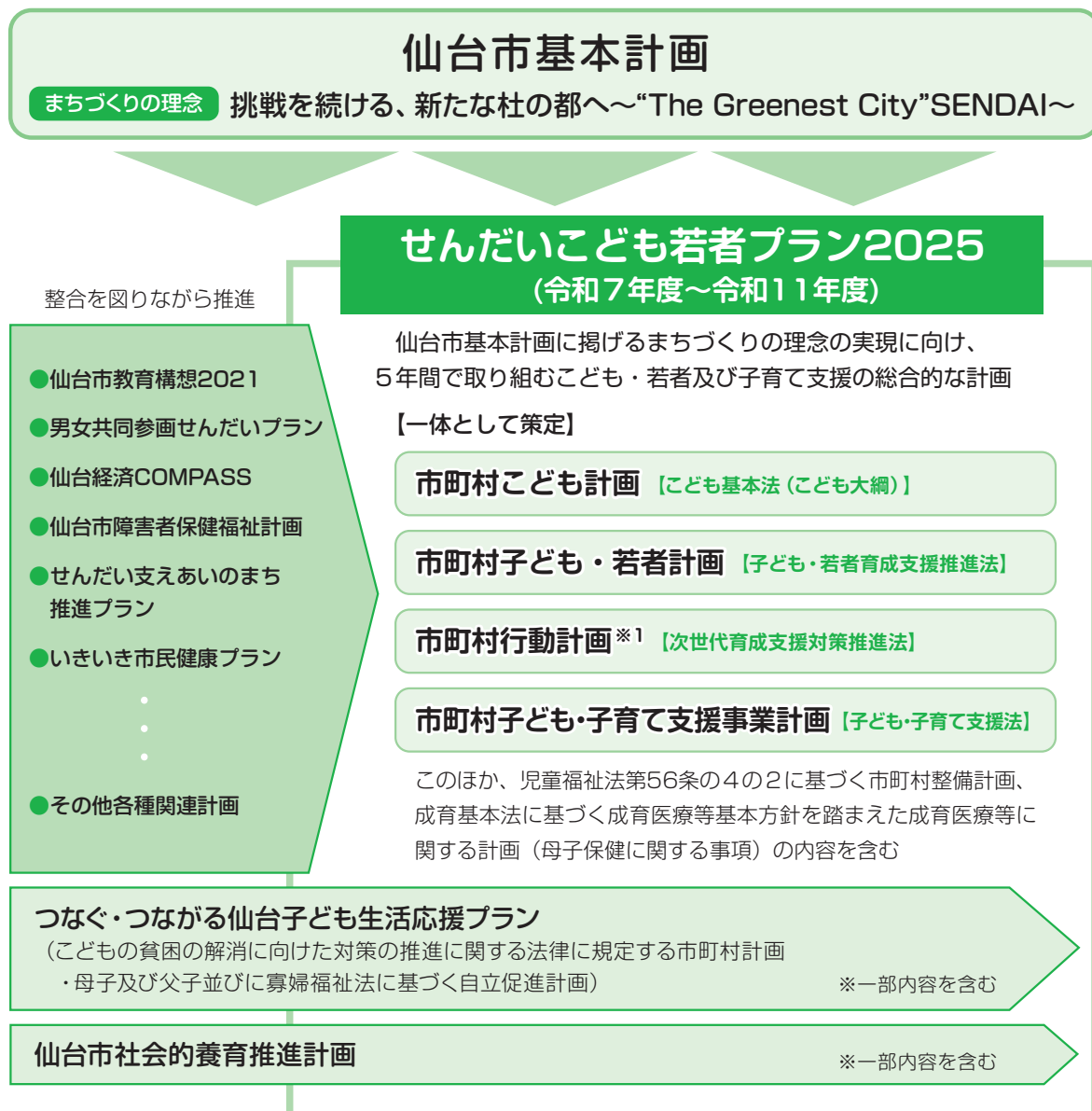
また、児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する事項）」及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「成育医療等に関する計画（母子保健に関する事項）」の内容を含んでいます。

そのほか、個別に策定しているこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び児童福祉法の施策推進を目的とした「社会的養育推進計画」の一部内容を含んでいます。

（2）本市の他計画等との位置づけ

仙台市基本計画を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、こどもの育ちと若者支援・子育て支援に関わる事業に体系的に取り組みます。

【イメージ図】



3 計画の範囲

すべてのこども・若者及び子育て当事者、市民、事業者、行政、これらを取り巻く地域社会全体を対象とします。

4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」が5年を一期として策定するものとされていること、及びこども基本法に基づくこども大綱がおおむね5年後に見直し予定とされていることから、計画の期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※1……令和7年4月1日より、「地域行動計画」に名称変更。

5 策定の経過

こども基本法において、こども施策の策定・実施・評価にあたっては、こども・若者及び子育て当事者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

本計画の策定にあたっては、令和5年11月の各種アンケート調査をはじめ、関係団体及びこども・若者へのヒアリング、パブリックコメント等の意見聴取の取り組みを実施し、その結果を踏まえながら、仙台市子ども・子育て会議において審議していただきました。

令和5年10月～11月

子ども・子育て会議委員グループインタビュー

P21

委員の各活動や研究等の経験・知識を踏まえた意見交換

令和5年11月～12月

こども・若者アンケート

P16～18

10歳から17歳8,000人、回収率26.2%

18歳から39歳6,000人、回収率23.1%

令和5年11月～12月

子ども・子育てに関するアンケート

P7～15

就学前児童の保護者9,000人、回収率42.1%

小学生の保護者7,200人、回収率40.9%

令和5年12月～令和6年2月

子育て支援団体等ヒアリング

P21

市内で活動するこども・若者及び子育て支援に関わる団体11団体

令和6年3月

児童館におけるヒアリング

P24

市内3館、低中学年児童対象

令和6年6月～8月

調査分析・重点戦略検討チーム

P26

子ども・子育て会議の学識経験者委員による現状分析と対応検討

令和6年7月

こども・若者会議における意見等把握

P25

仙台こども財団にて実施、小4から高2（手法等の確認、意見把握）

令和6年8月

若者ヒアリング

P24

活動4団体、若者支援2事業の利用者

令和6年11月～12月

パブリックコメント

有効意見数 52件……大人（団体含）30件、こども22件

延べ回答数124件……大人（団体含）91件、こども33件

仙台市 子ども・子育て会議

- ① R 5.9
- ② R 5.11
- ③ R 6.3
- ④ R 6.5
- ⑤ R 6.9 骨子案
- ⑥ R 6.11 中間案
- ⑦ R 7.2 最終案

せんだいこども若者プラン2025

第2章

現状と課題

1 こども・若者及び子育て世帯を取り巻く現状

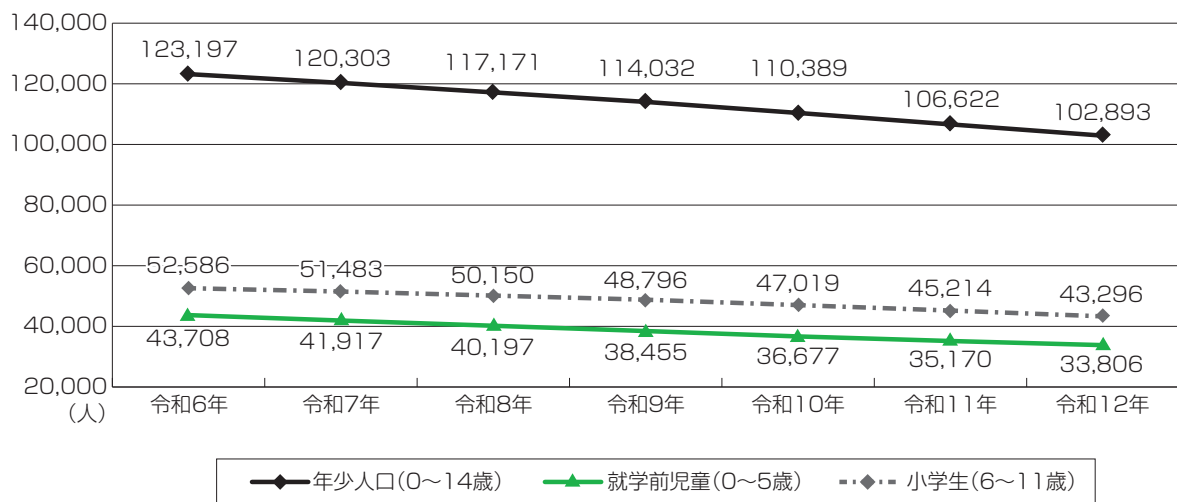
(1) 各種統計データ

① こどもの数

仙台市の年少人口（0～14歳）は、令和6年4月1日現在で123,197人となっています。

令和12年までの各年4月1日の将来人口推計では、年少人口が減少し続けることが見込まれます。

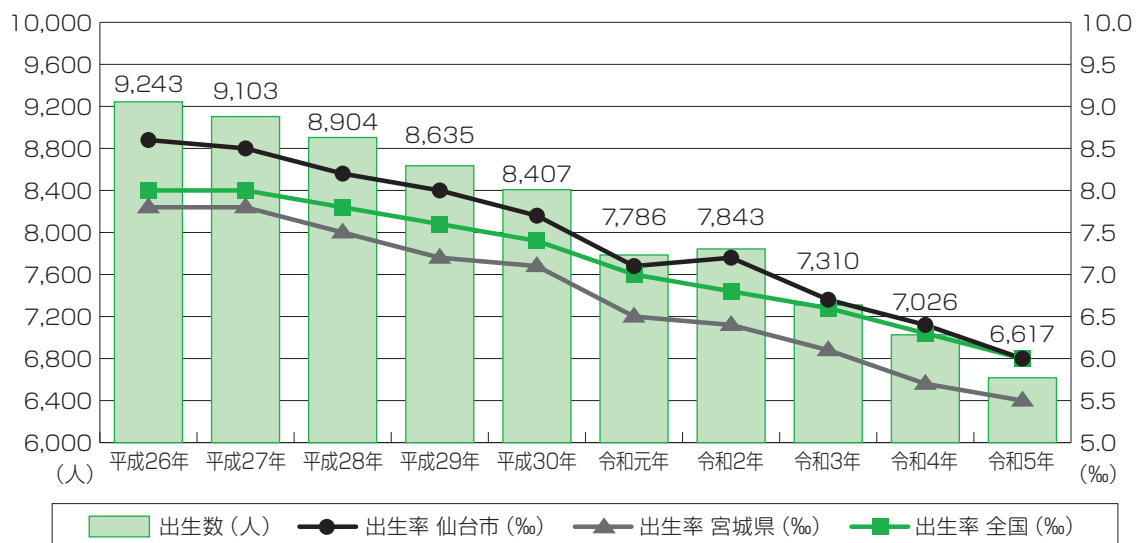
図表1 仙台市の将来人口推計（年少人口、就学前児童、小学生人口）



資料：仙台市こども若者局推計（各年4月1日現在）

出生数は令和元年にかけて減少し、その後持ち直しを見せましたが、令和3年からは再び減少傾向にあります。

図表2 出生数・出生率の推移

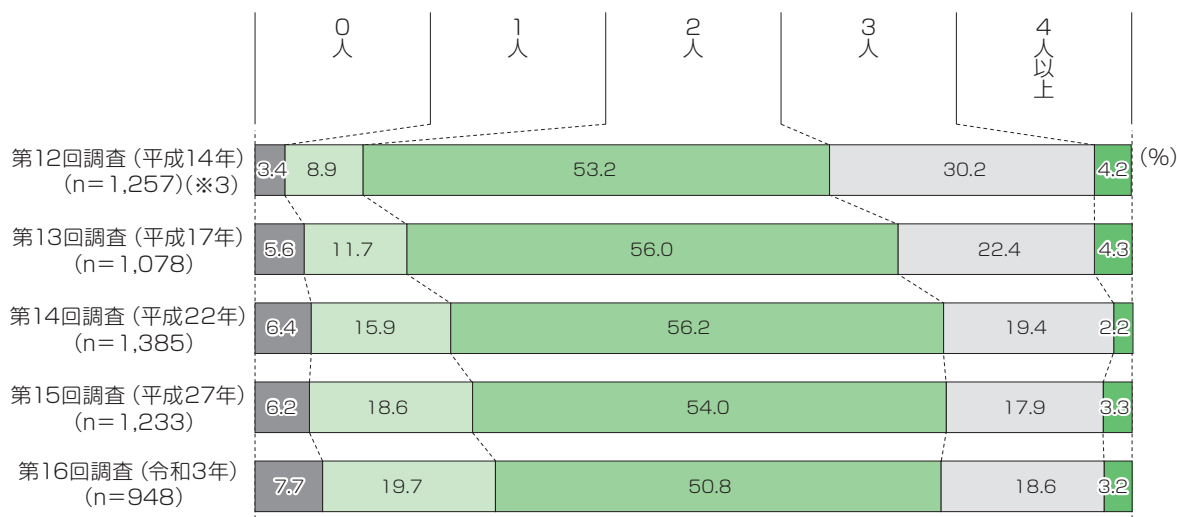


資料：厚生労働省「人口動態統計」及び仙台市健康福祉局「保健統計年報」

②夫婦の出生こども数

一組の夫婦(※2)の間で出生するこどもの数は、「1人」の割合が増加し続けており、令和3年度調査では約2割を占めています。

図表3 出生こども数の推移(全国の数値)

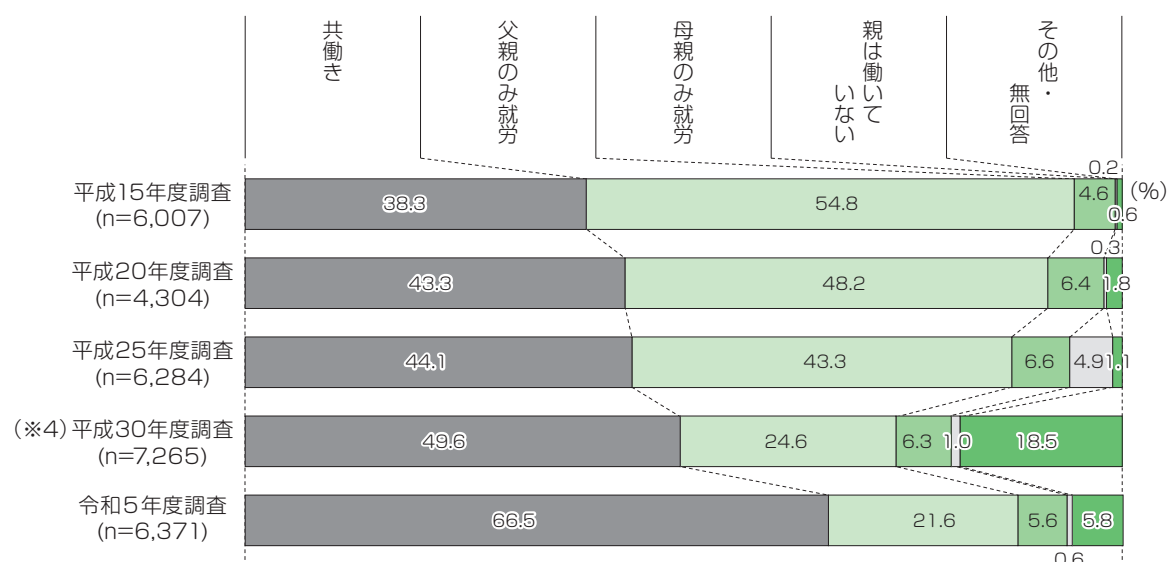


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

③子育て世帯の就労状況等

父親のみ就労している世帯の割合が減少し、共働き世帯の割合が増加しています。

図表4 就労状況の変化



資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(令和5年度)

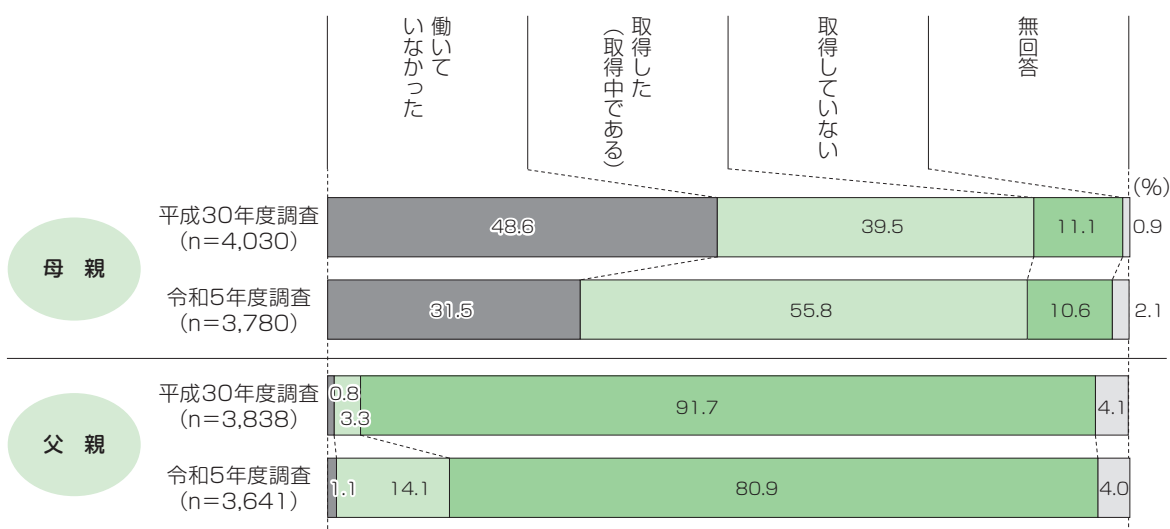
※2……結婚持続期間が15～19年の夫婦を対象としたもの。

※3……グラフ・表中の「n (number of cases)」はアンケートの有効回収数を示している。

※4……平成30年度調査は、設問構成の関係で無回答が他調査より多くなっている。

育児休業の取得状況をみると、父親が育児休業を取得した（取得中である）割合は、平成30年度より上昇していますが、なお「取得していない」が8割を超える状況です。

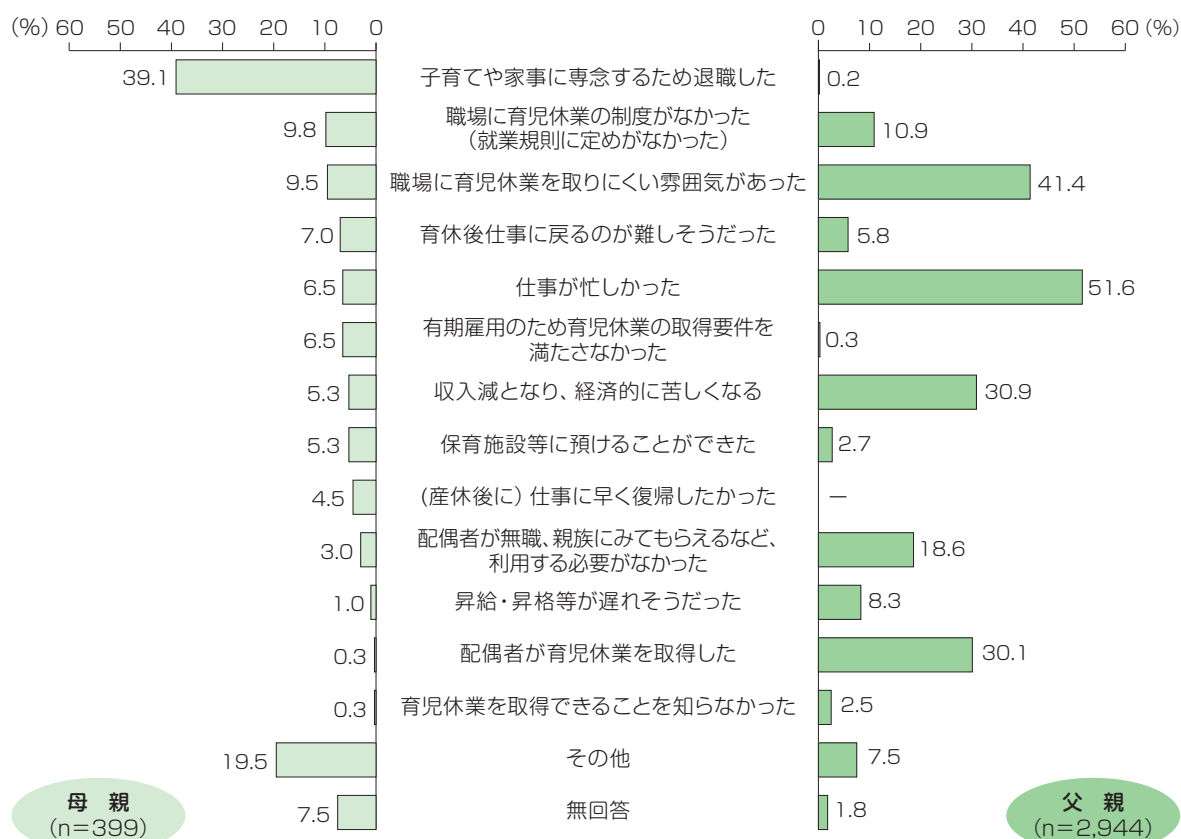
図表5 育児休業の取得状況（就学前児童の保護者）



資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度・令和5年度）

父親が育児休業を取得していない理由では、「仕事が忙しかった」（51.6%）の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（41.4%）となっています。

図表6 育児休業を取得していない理由（就学前児童の保護者）

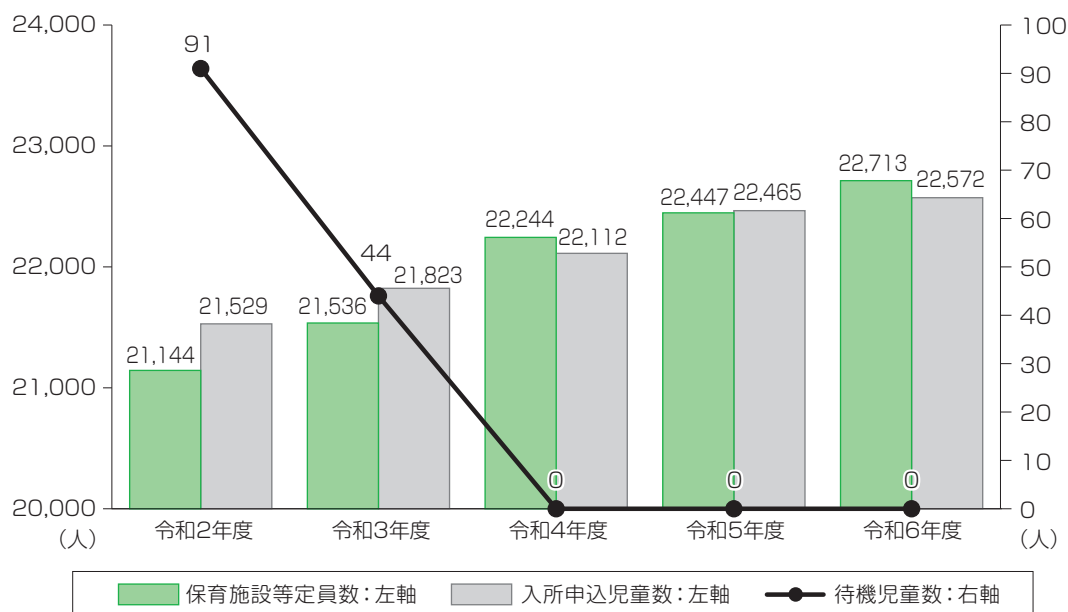


資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（令和5年度）

④教育・保育サービスの利用状況等

保育ニーズの増大に対応して保育基盤の計画的な整備を進めた結果、待機児童数^(※5)は令和4年度にゼロとなり、令和6年度まで3年連続待機児童ゼロを達成しています。

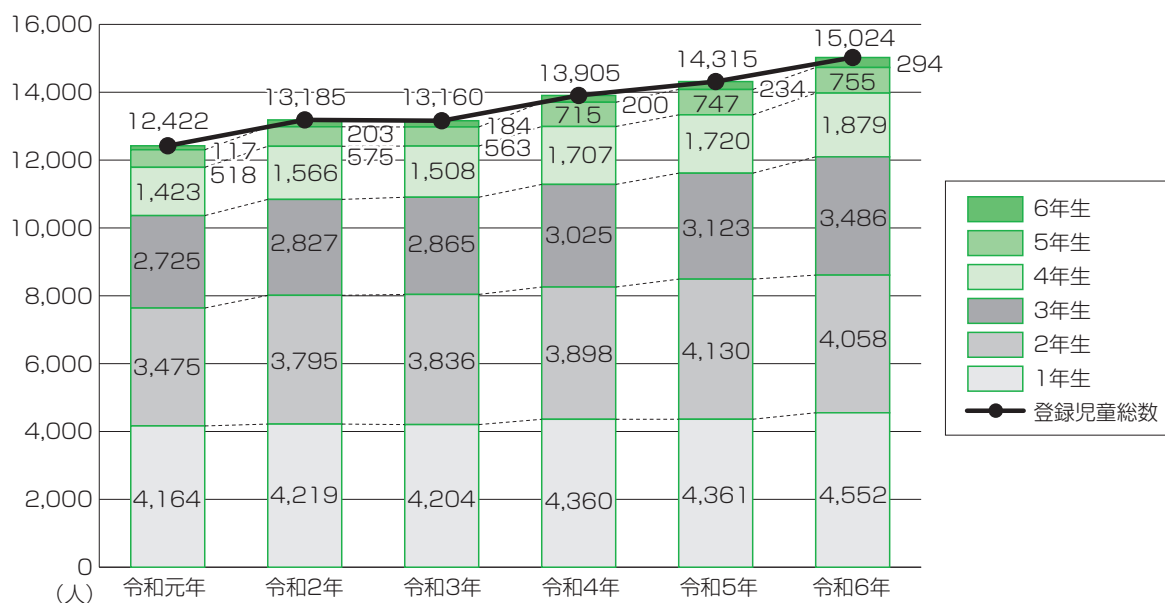
図表7 保育施設等の定員、入所申込児童数、待機児童数の推移



資料：仙台市こども若者局（各年度4月1日現在）

児童館・児童クラブの登録児童数は、共働き世帯の増加等の背景もあり、年々増加しています。

図表8 児童館・児童クラブ登録児童数



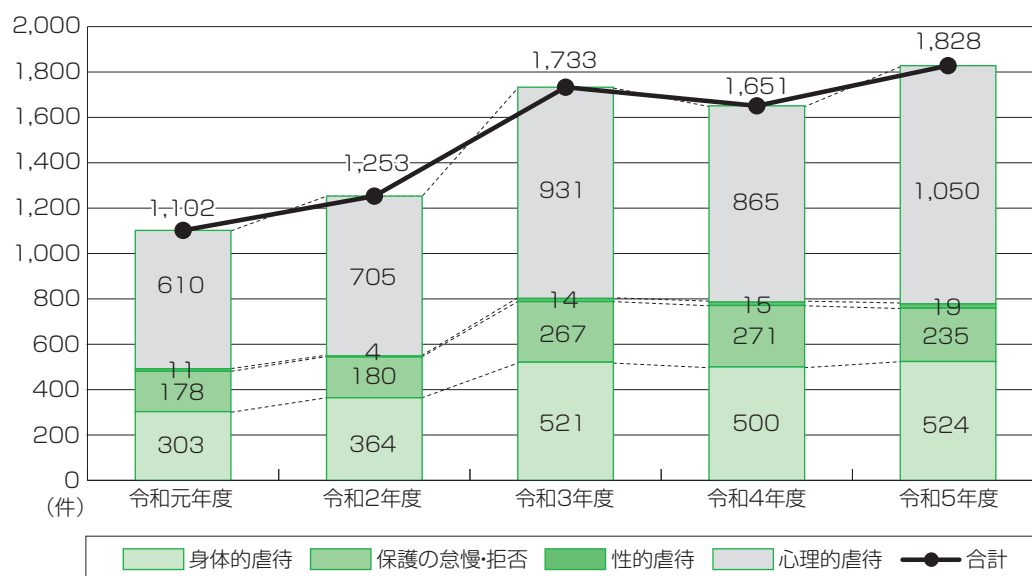
資料：仙台市こども若者局（各年5月1日現在）

※5……保育の必要性が認定され、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業（保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の利用の申し込みがされているが、利用していない児童のうち、国が定める一定要件の児童を除いた人数。

⑤支援を要するこども・子育て家庭

児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、面前DVなどの心理的虐待に関するものが5割以上を占めています。

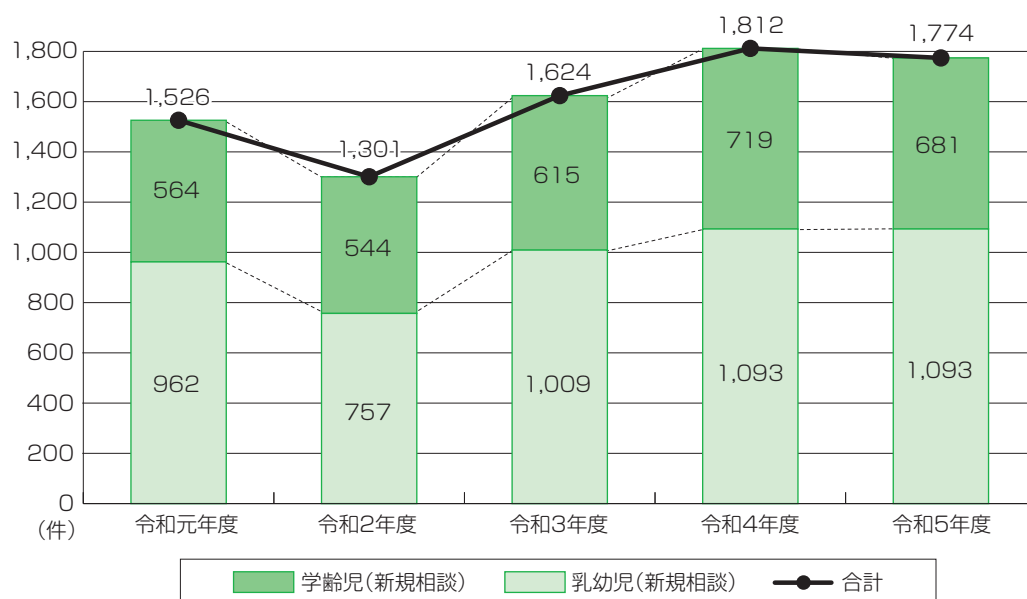
図表9 仙台市児童相談所における虐待相談件数の推移



資料：仙台市こども若者局（児童相談所）

こどもの発達障害等に関する新規相談件数は、令和元年度が1,526件、令和5年度が1,774件となっています。

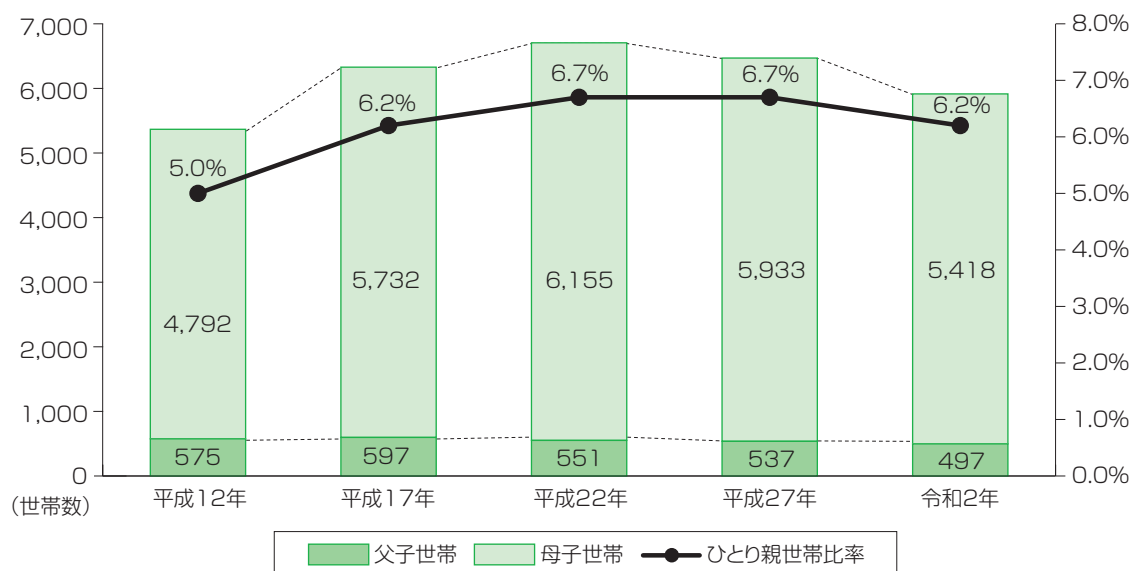
図表10 仙台市の発達障害等に関する新規相談件数の推移



資料：仙台市健康福祉局（発達相談支援センター）

ひとり親世帯^(※6)数は、母子世帯は平成22年まで増加傾向でしたが、平成27年以降は減少しています。父子世帯は平成22年度以降、減少しています。18歳未満の世帯員のいる世帯のうち、ひとり親世帯の占める割合は、平成22年度までは増加傾向にありましたが、その後は横ばいとなり、令和2年度では減少しています。

図表11 仙台市のひとり親世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

児童扶養手当の受給者数^(※7)は、全体として減少傾向にあります。

図表12 仙台市の児童扶養手当の受給者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母	6,933	6,800	6,662	6,365	6,224
父	270	279	268	244	235
養育者	28	24	25	28	24
合 計	7,231	7,103	6,955	6,637	6,483

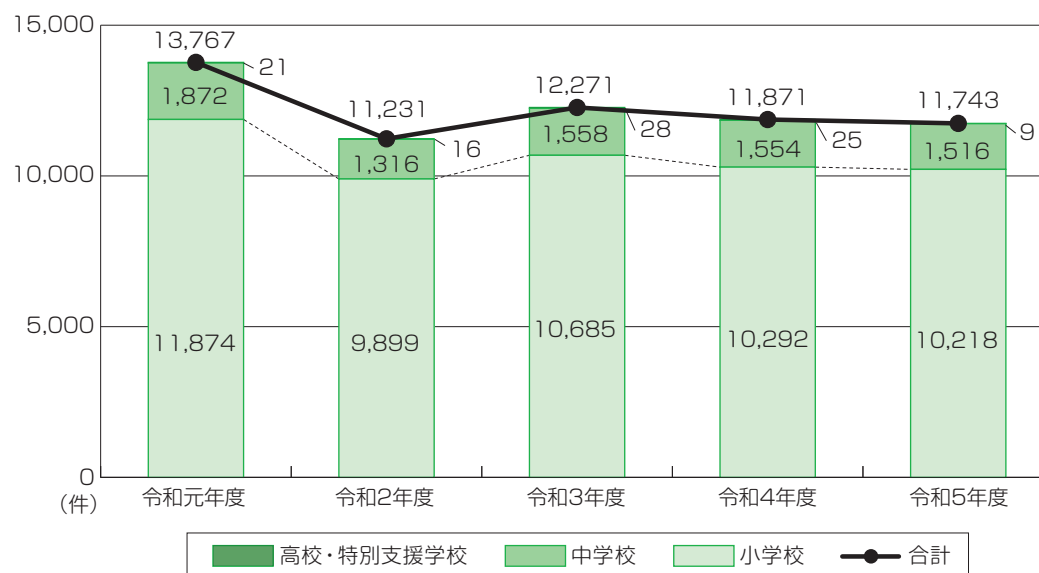
資料：仙台市こども若者局

※6……未婚・死別・離別の女親または男親とその未婚の20歳未満のこどものみからなる一般世帯。（母子または父子の他の同居者がある場合を含まない。）

※7……児童扶養手当の受給対象には、ひとり親とこどものほかに同居の親族がいる家庭等も含む。

いじめの認知件数は、令和元年度が13,767件、令和5年度が11,743件となっています。学校や教育委員会では、いじめの早期発見・早期対応を図るため、初期段階のものを含めたいじめの把握に努めています。

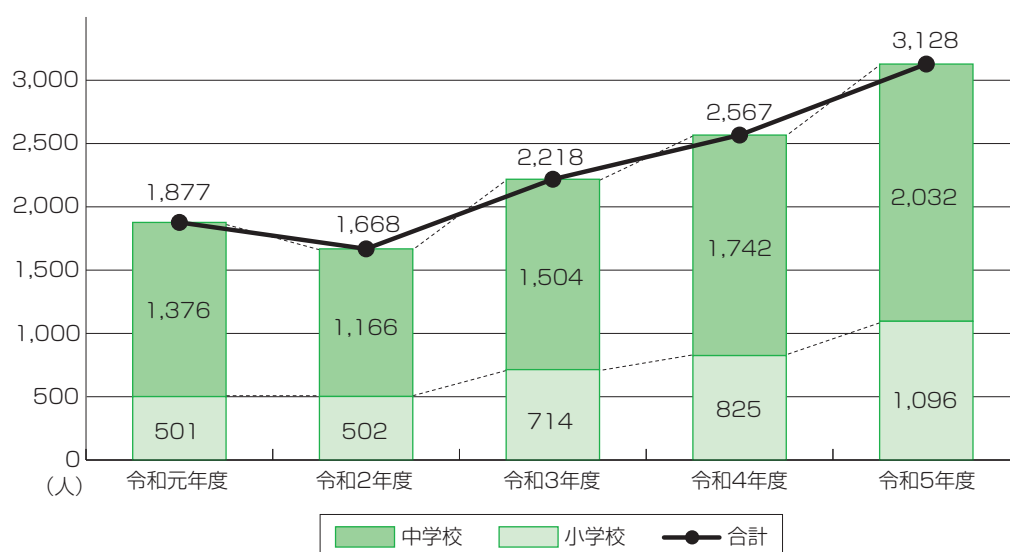
図表13 仙台市のいじめ認知件数の推移（市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）



資料：仙台市教育局

不登校児童生徒数については、令和元年度の1,877人に対し、令和5年度には3,128人と増加傾向にあります。不登校児童生徒数全体の6割以上を中学生が占めています。

図表14 仙台市の不登校児童生徒数の推移（市立小学校・中学校）

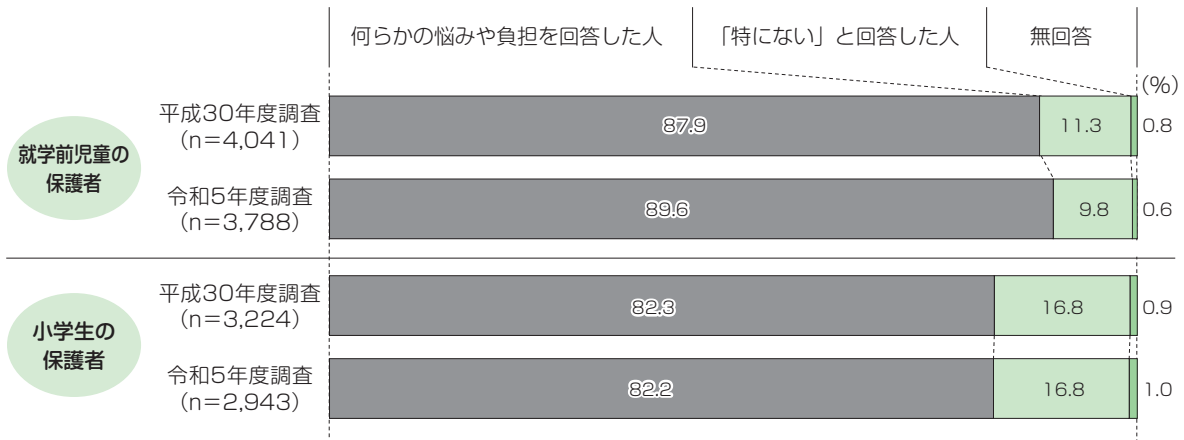


資料：仙台市教育局

⑥ 子育てに関する悩みや市に望むこと

子育てをする上で、8割以上の保護者が何らかの悩みや負担を抱えています。

図表15 子育てに関する悩みや負担の有無

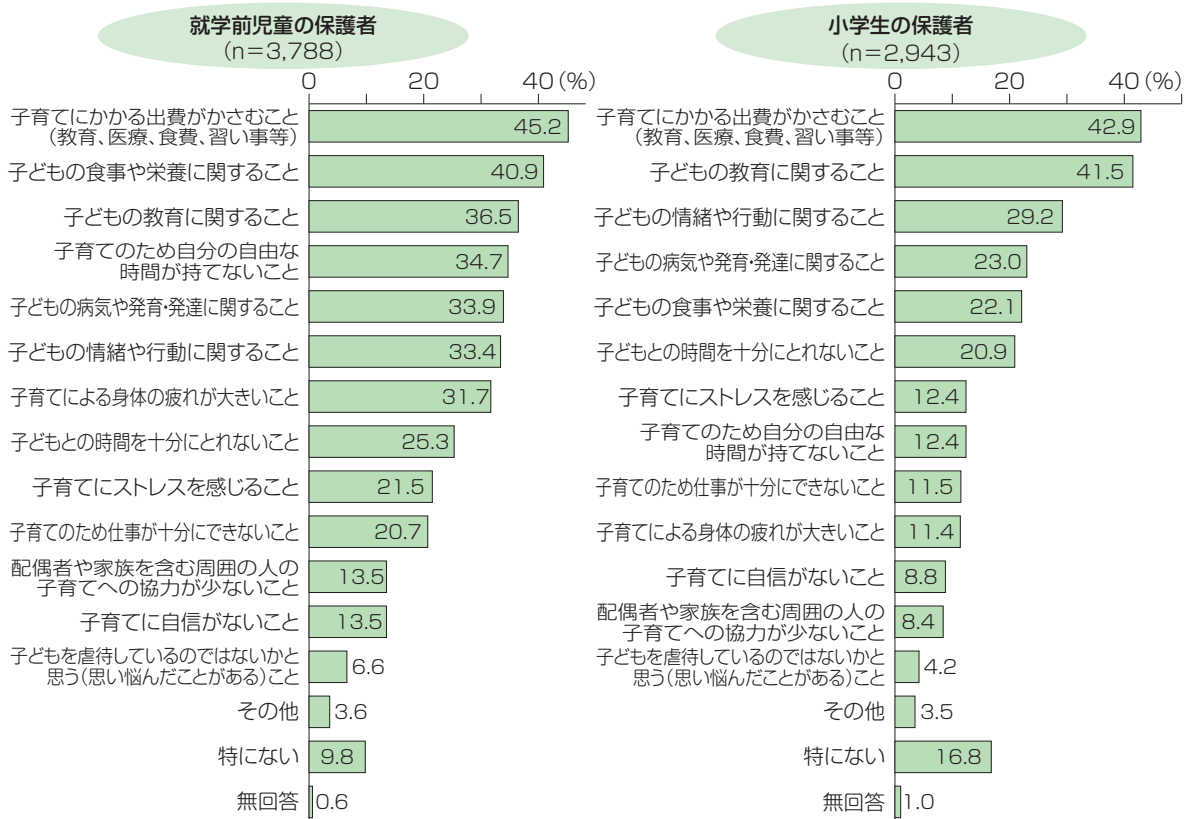


資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度・令和5年度）

悩みや負担の内訳は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、経済的な負担やこどもの教育・発育・行動などに関する悩みが多くなっています。

就学前児童の保護者では、子育てによる時間的な余裕がないことや、身体的な負担の悩みも多くみられます。

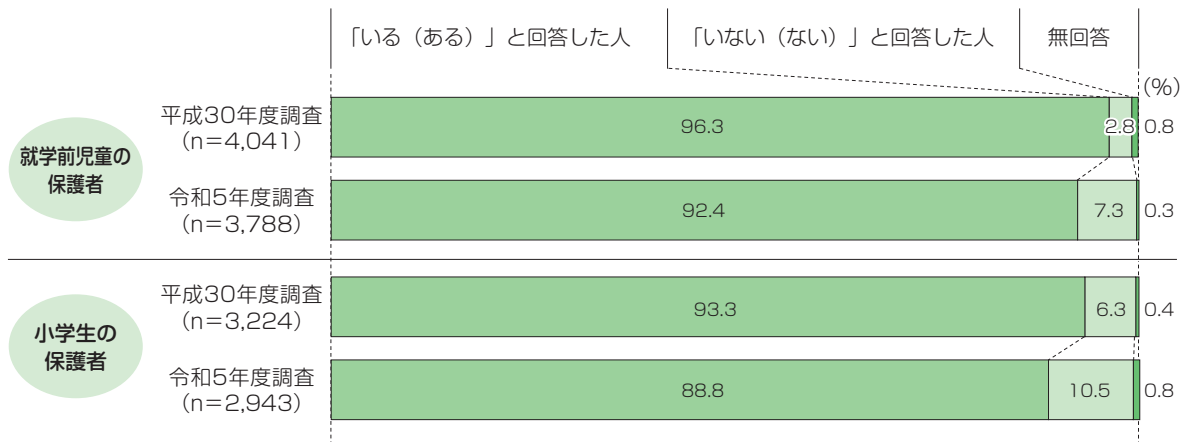
図表16 子育てをする上での悩みや負担に思うこと



資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（令和5年度）

子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の有無については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「いる(ある)」の割合が約9割を占めています。

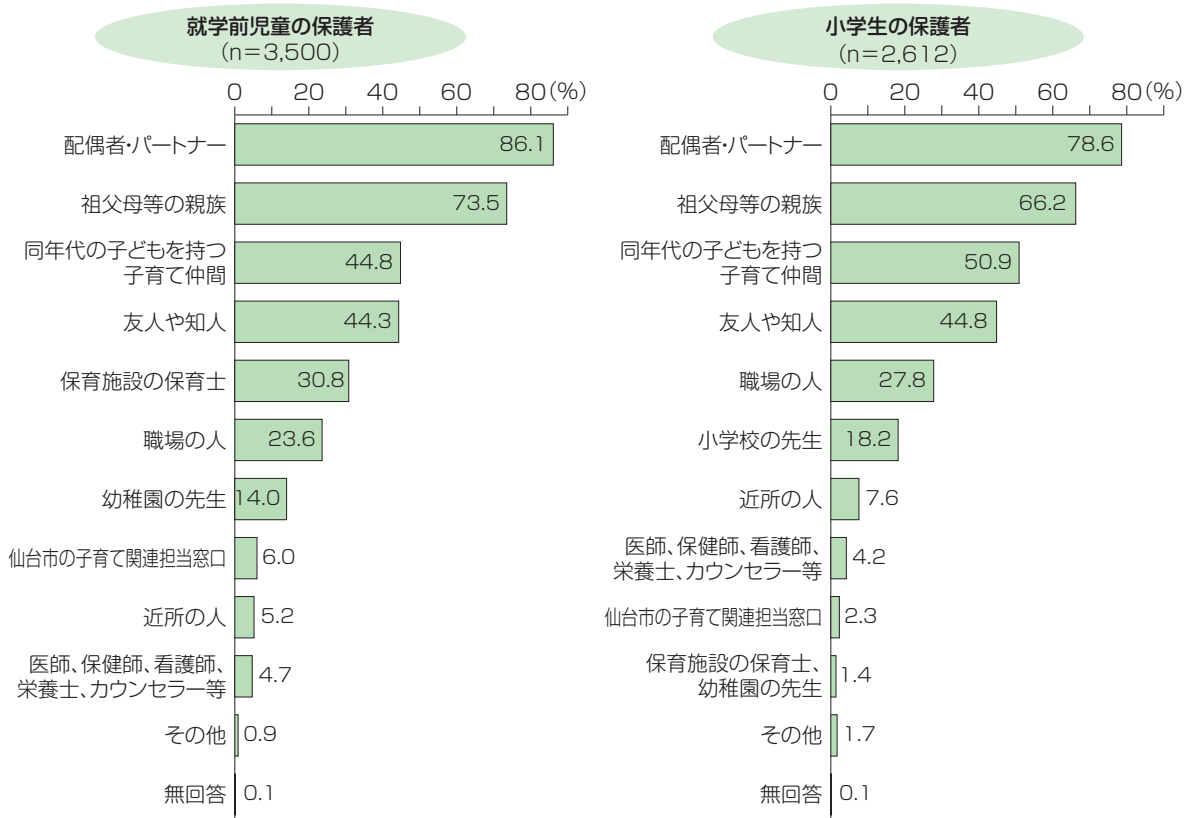
図表17 子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の有無



資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(平成30年度・令和5年度)

内訳をみると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、家族や友人などの身近な人が上位となっています。

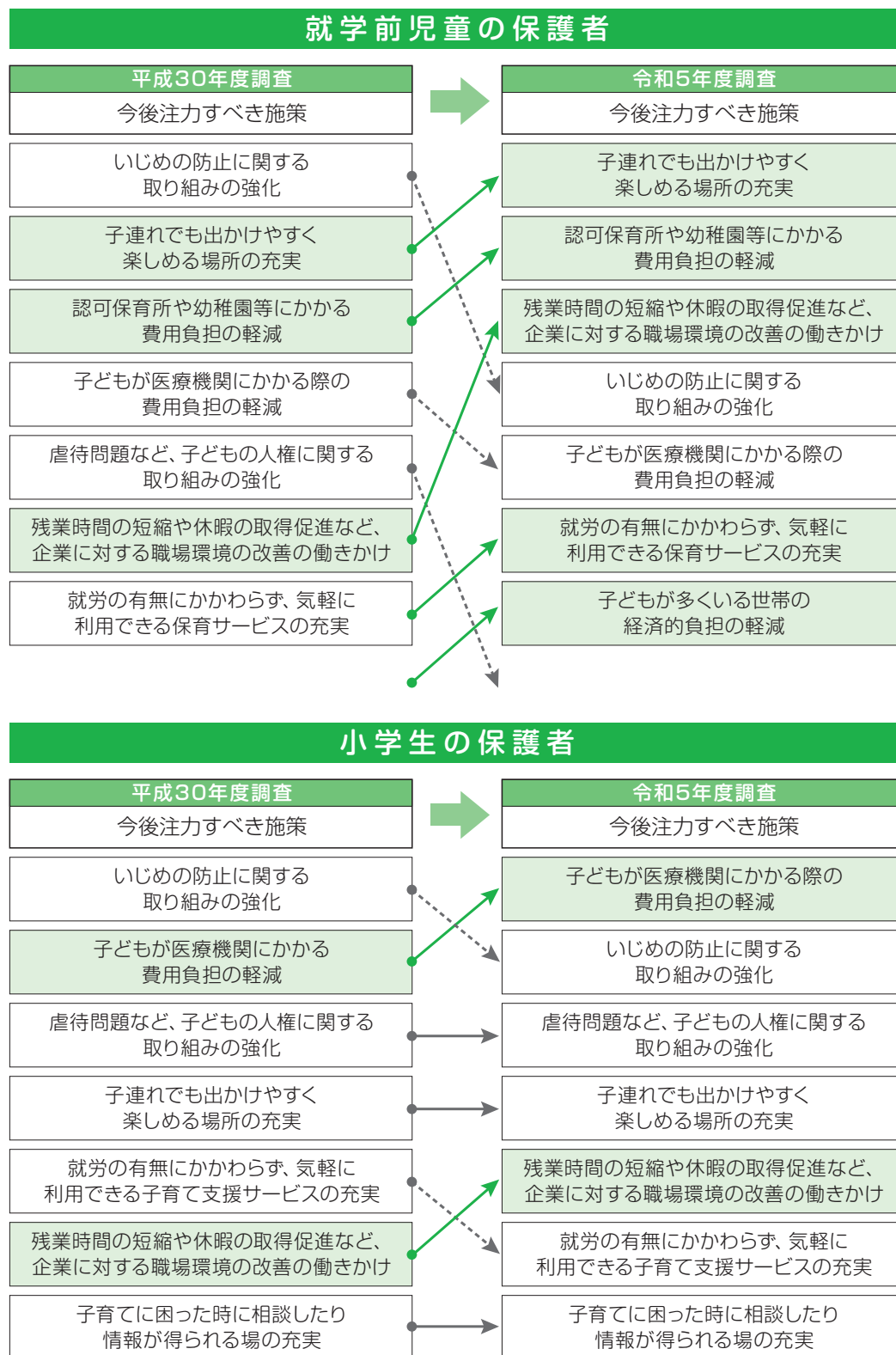
図表18 子育てに関して気軽に相談できる人(場所)



資料：仙台市こども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」(令和5年度)

「今後注力すべき」と考える本市の施策について、就学前児童の保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実」、小学生の保護者では「こどもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減」の重要度が最も高くなりました。

図表19 「今後注力すべき」と考える本市の施策

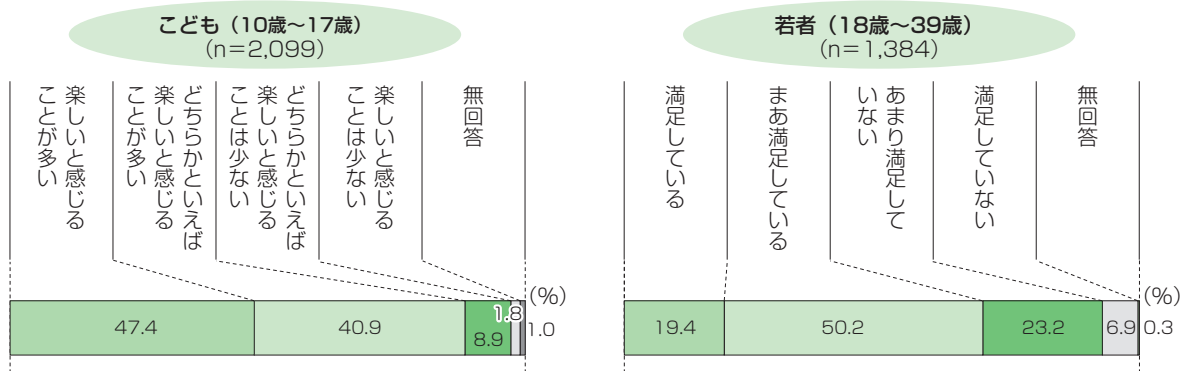


資料：仙台市子ども若者局「子ども・子育てに関するアンケート調査」（平成30年度・令和5年度）

⑦こども・若者の幸福度

「楽しいと感じることの頻度（こども）」は、「楽しいと感じることが多い」と「どちらかといえば楽しいと感じることが多い」を合わせて9割近く、「生活に満足しているか（若者）」は、「満足している」と「まあ満足している」を合わせて7割近くとなっています。

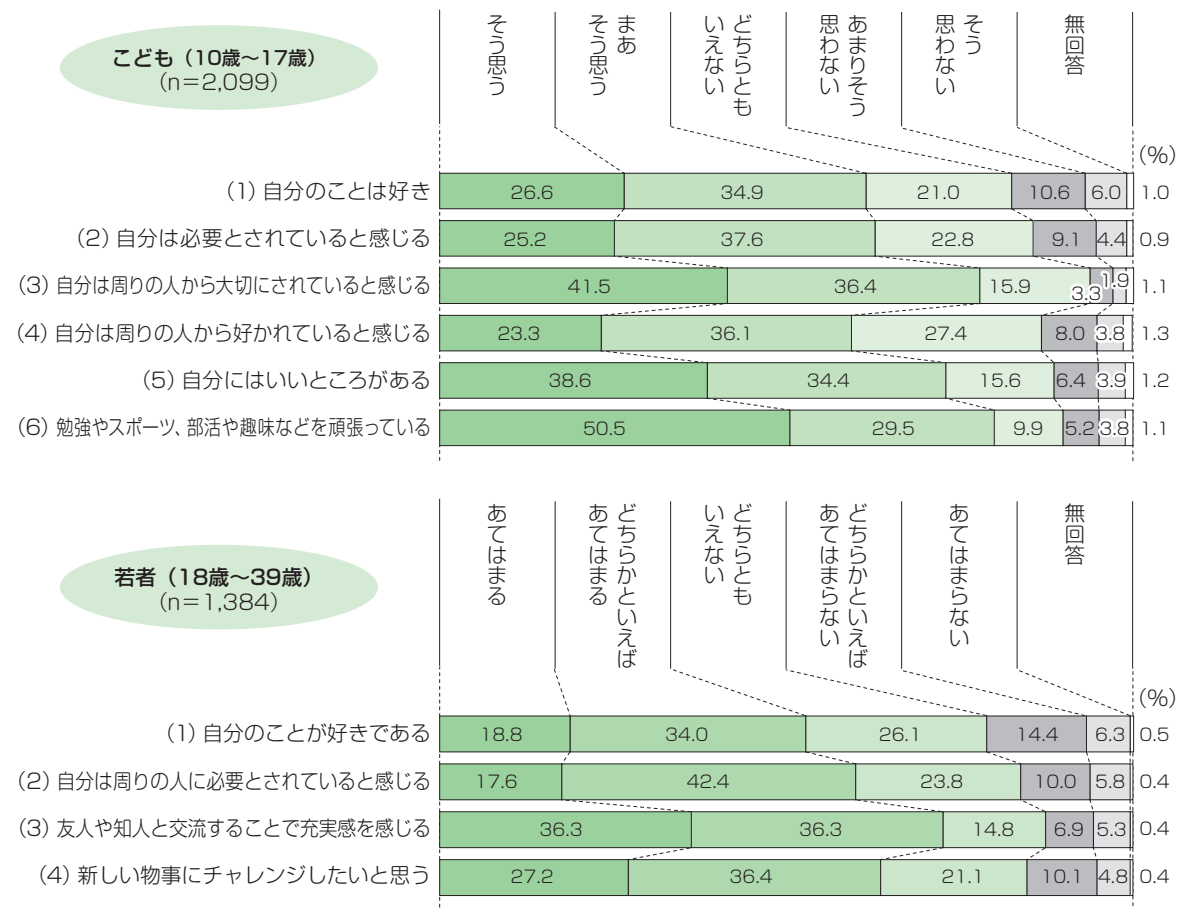
図表20 楽しいと感じることの頻度、生活の満足度



資料：仙台市こども若者局「こども・若者アンケート調査」（令和5年度）

自己肯定感・自己有用感については、こども・若者ともに、すべての項目で肯定的な回答が5割を超えています。

図表21 自己肯定感・自己有用感

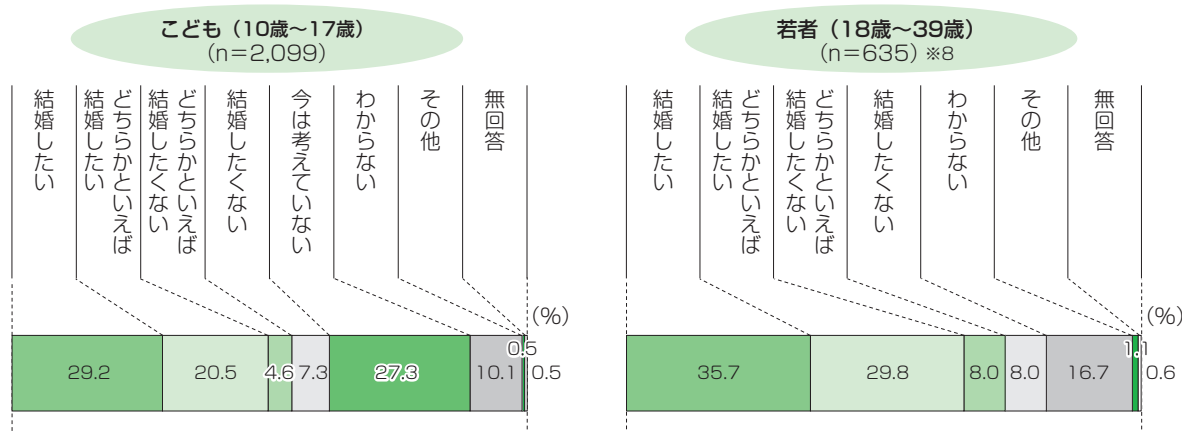


資料：仙台市こども若者局「こども・若者アンケート調査」（令和5年度）

⑧こども・若者の結婚・子育てに関する意識

結婚に関する意識について、こどもでは約5割、若者（※調査対象のうち未婚の者）では6割以上が「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」と回答しています。

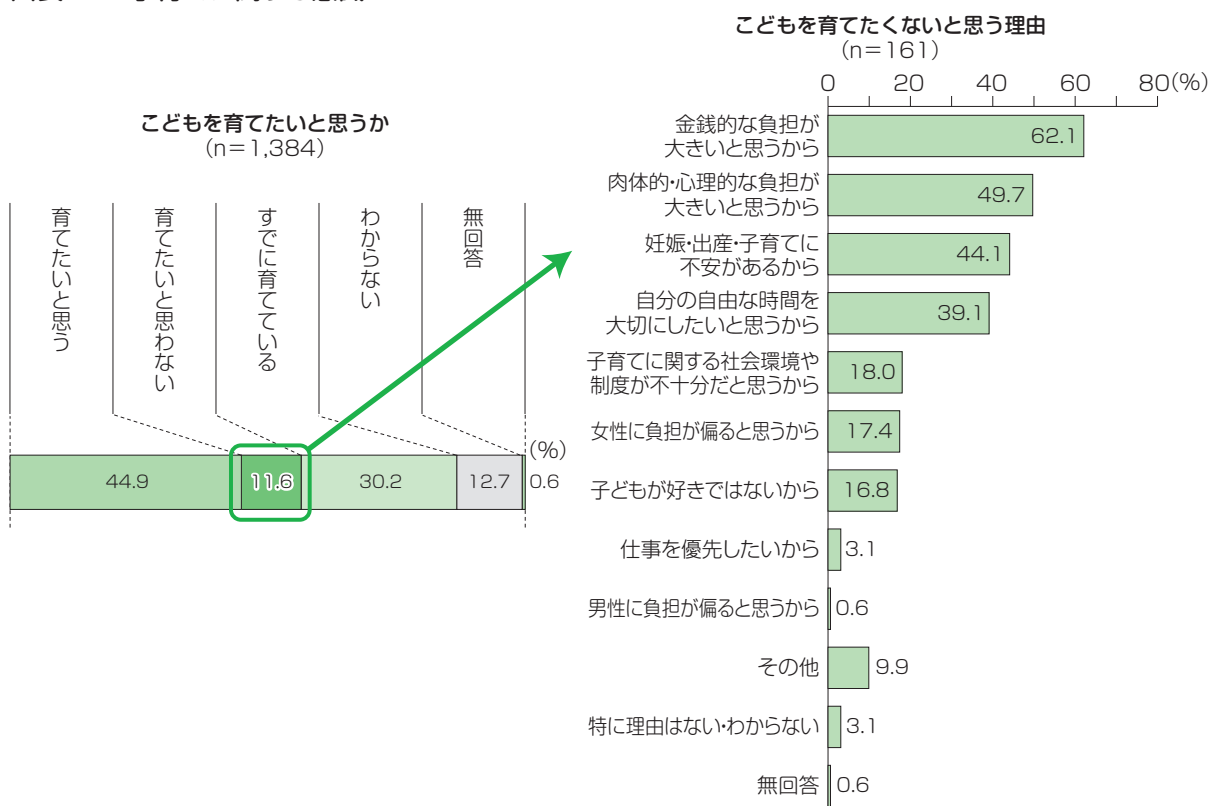
図表22 結婚に対する意識



資料：仙台市こども若者局「こども・若者アンケート調査」（令和5年度）

若者調査での「こどもを育てたいと思うか」という設問では、「思わない」という回答が約1割ありました。その理由は、「金銭的な負担が大きいと思うから」の割合が最も高くなっています。

図表23 子育てに関する意識



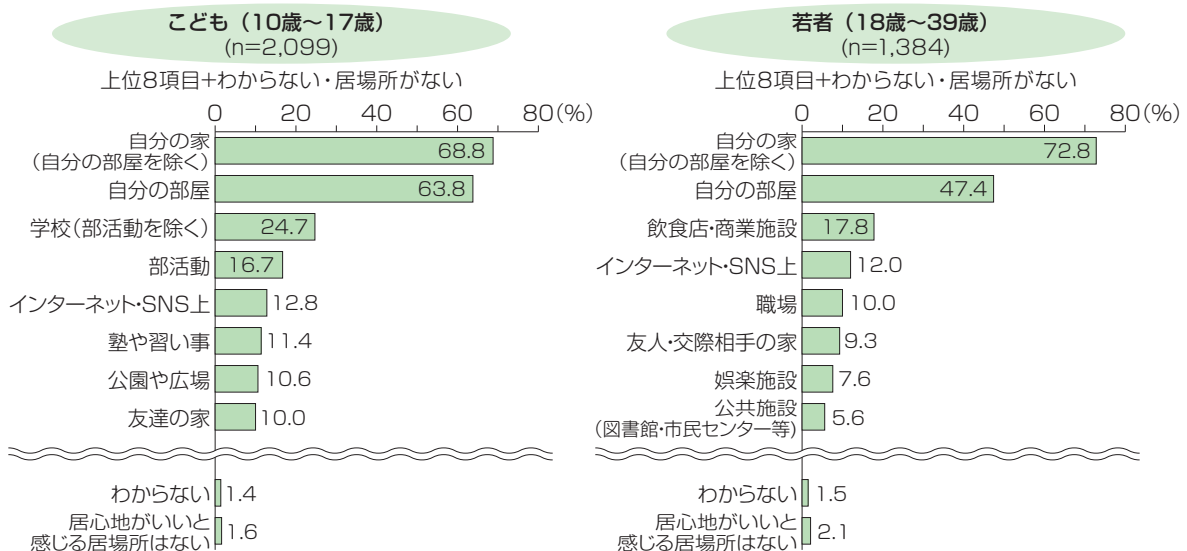
資料：仙台市こども若者局「こども・若者アンケート調査」（令和5年度）

※8……「結婚（事実婚含む）しているか」の設問に「結婚していない」と答えた者

⑨こども・若者の居場所

居心地のいい居場所については、「自分の家（自分の部屋を除く）」が最も高く、次いで「自分の部屋」となっています。また、こどもで1.6%、若者で2.1%が、「居心地がいいと感じる居場所はない」と回答しています。

図表24 居心地のいい居場所



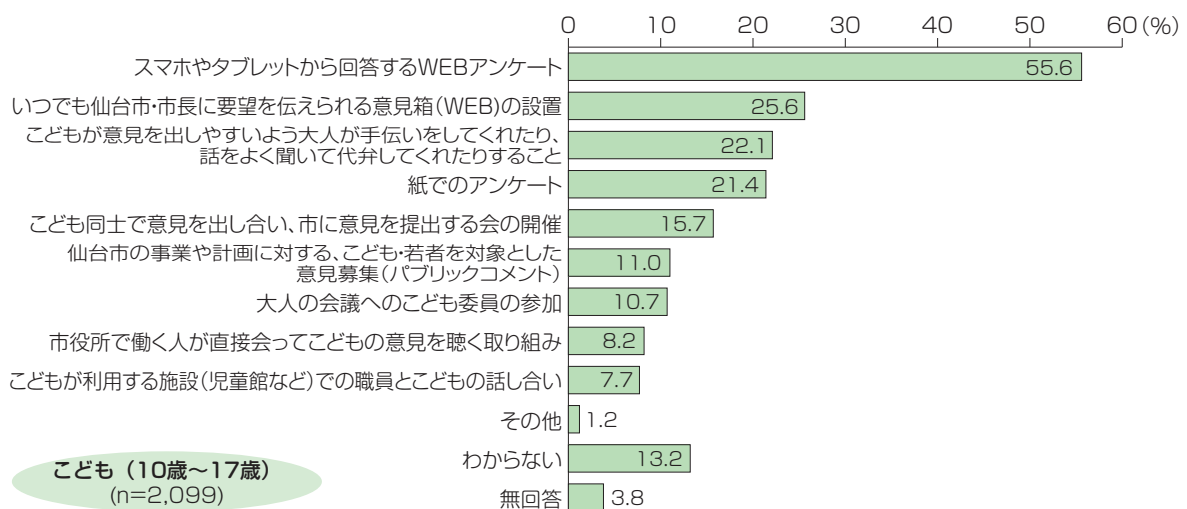
資料：仙台市こども若者局「こども・若者アンケート調査」(令和5年度)

⑩こどもの意見聴取に関する意識

望ましい意見聴取の手法については、5割以上が「スマホやタブレットから回答するWEBアンケート」と回答しています。大人による意見の代弁や、紙でのアンケートという回答もそれぞれ2割程度みられました。

自由意見では、「意見を言うことが苦手なので、大人は工夫し、こどもが不安にならないようにしてほしい」「このアンケートで、仙台市が自分たちのことを考えてくれたことがわかり嬉しかった」等の意見がありました。

図表25 あればいい意見聴取の手法



資料：仙台市こども若者局「こども・若者アンケート調査」(令和5年度)

(2) 「仙台市すこやか子育てプラン2020」における実績

「仙台市すこやか子育てプラン2020」(令和2年度～令和6年度)では、「子どもたちがすこやかに育つまち仙台」「子育てのよろこびを実感できるまち仙台」を基本理念に据え、その実現に向け、下記の3つの基本的な視点のもと取り組みを進めてきました。

①子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

保育施設の新規整備や幼稚園等の認定こども園への移行などの保育の提供体制を整えるとともに、保育所等での活動において、こどもたちが様々な体験や友人との関わりを通して豊かな心を育み、食育や運動によりすこやかな体の育成が図れるよう、多様な体験・学習機会の充実に取り組みました。

また、遊びの環境に関する調査・研究や、一時的に遊び場を仮設する実証実験を実施したほか、プレーパーク活動の普及啓発等により、遊びの環境の充実に図りました。

育児ヘルプ家庭訪問事業等による虐待防止対策の充実に取り組みました。いじめ防止等対策の推進では、いじめ対策担当教諭の配置継続や、スクールカウンセラーなど専門職の拡充等、学校における体制強化を図りました。さらに、「いじめ等相談支援室(S-KET)」を開設するなど相談支援の充実に図ったほか、各学校における児童生徒主体の取り組みや、社会全体に向けた広報啓発等を通じて、こどもたちが安心して学び、成長できる環境づくりを進めました。青少年街頭見守り事業では、声掛けや指導、悩みの相談先の案内等を行い、安全・安心な環境の確保に取り組みました。

ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談対応や家族教室の実施、不登校等の困難を抱える青少年に対する居場所としての「ふれあい広場」の運営などにより、社会性の向上や就労などに向けた支援の充実に図りました。また、里親希望者向けの説明会及び研修の実施、登録制度の運用の見直しなどにより、代替養育を必要とするこどもへの支援を充実しました。

②妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

産後に心身の不調・不安等を抱える母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を拡充するなど、母子保健事業の充実に取り組みました。保健・医療の充実では、幼稚園・保育所や小学校等と協力し、予防接種の接種勧奨などに取り組みました。

子ども医療費助成の所得制限撤廃等による経済的負担の軽減に取り組んだほか、のびすく(子育てふれあいプラザ等)におけるオンライン相談の導入などを通じ、保護者の子育ての悩みや不安の軽減につなげました。また、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を併せ持つ「子ども家庭応援センター」体制を各区保健福祉センター内に整備し、関係機関との連携による切れ目のない支援を行いました。

教育・保育基盤の整備を進め、令和4年度に待機児童解消を達成するとともに、行動特性等、障害の有無に関わらない児童の支援強化に向け、「障害児等保育」の名称を「特別支援保育」と改め、より多くの家庭が利用しやすい制度としました。また、特別支援保育の対象についても、重度障害児等まで拡充するなど、保護者支援に努めました。

ひとり親家庭へのアウトリーチ支援を開始し、平日の夜間や土曜日を含めたメール・電話での相談を実施したことにより、支援が必要な方が窓口・制度につながりやすくなりました。また、母子家庭相談支援センターによる相談支援やセミナー開催、放課後等デイサービス事業の受け入れ枠を拡大する等、個別のニーズに応じた子育て家庭への支援に取り組みました。

③地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

市内で活動する子育て支援機関・団体等の交流会や、要保護児童対策地域協議会の開催、市ホームページでの子育て支援団体の活動の周知など、全市的な子育て支援ネットワークの構築に取り組みました。児童館事業では、サテライト室の整備などにより児童クラブの受け入れ人数を拡大したほか、児童クラブ室の新設、児童館が未整備である秋保、生出小学校区への児童館整備に向けた取り組みの開始など、身近な地域の子育て支援機能の充実を図りました。

若い世代を対象としたライフプランセミナーの開催や、女性の就業自立相談、働く女性の交流会、企業における女性リーダー育成プログラムの実施等により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた家庭・企業などの取り組みを推進しました。また、男性の育児休業取得や家事・育児参画に関するインタビュー記事の掲載、企業等の男性職員を主なターゲットとした出前型講座の実施などにより、男性の家事・育児への参加を促進しました。

こどもの健全育成や権利侵害防止にかかるパンフレットの配布など、こどもの権利に関する意識啓発を行ったほか、子どもアドボカシー（※9）推進事業の実施により、声を上げにくいこどもの権利擁護に取り組みました。また、子育て家庭にやさしい取り組み等を行う店舗・施設の情報発信や、こどもが生まれた家庭への新生児誕生祝福事業を開始しました。令和5年度に初めて開催した「みんな子育てフェスタ」では来場者に楽しんでもらいながら団体・企業の取り組みを紹介するなど、こども・子育てを応援していく各種プロジェクトを展開しました。

※9……アドボカシー：「擁護・代弁」や「支持・表明」を意味し、個人が本来持っている権利を行使できない人に代わり、その意志や権利を代弁し、実現を支援すること。

2 関係団体等からの意見・ヒアリング結果等

(1) 子ども・子育て会議委員及び子育て支援団体等による意見

「すこやか子育てプラン2020」の評価及び本計画策定に向けた課題等について、子ども・子育て会議委員及び子育て支援団体等へヒアリングを行い、こども大綱を勘案した5つの視点ごとに意見を整理しました。

◆子ども・子育て会議委員グループインタビュー

対象 子ども・子育て会議委員

期間 令和5年10月～11月

◆子育て支援団体等ヒアリング

対象 仙台市内のこども・若者及び子育て支援団体11団体

期間 令和5年12月～令和6年2月

① こども・若者の権利の保障と意見の尊重、その最善の利益を図る視点

- こどもが意見を言っても否定されない、「言ったらできた」「誰かが助けてくれた」といった成功体験を積んでいけるようにすることが大切。また、大人側も、こどもから意見を言ってもらえるようにならなくてはならない。
- 家庭だけでなく、学校や児童館、施設でも、自分の考えを率直に言える環境を提供することが必要だ。
- 周囲の大人が、「目の前にいるこどもは一体どんな権利が剥奪されているのか、または保障されていないのか」という見方ができることが大切。
- ヤングケアラーや虐待を受けたこどもなど、当事者の声をどう吸い上げるかという検討が必要。また、そういったこどもには大人に不信感を持つ前に、低年齢から関わっていくことが重要だ。
- 社会的養護下に入る前の段階で、すべてのこどもがアドボカシーの考え方を知り、利用できることが大切。

② 安全で安心な居場所と多様な体験機会が得られ、誰一人取り残さない視点

- 発達に合わせて、こどもが安全に思いきり体を動かせる場所が必要だ。
- 大人になるまでの間に赤ちゃんといふれあう機会がないまま親になる人が多い。
- 愛着形成や人への信頼、あきらめない力、意欲などを育む経験の機会を、社会がこどもたちに提供することが必要である。
- 学校や家ではない「第三の場所」が地域に必要だ。
- 居場所は物理的な「場所」だけでなく、人とのつながりも居場所になる。
- 「特別な場所」「普通じゃない場所」へ行くことはこどもにとって抵抗感が強い。居場所には心理的な行きやすさが大切だ。
- ひきこもり状態の人には、いきなり社会に入っていくのではなく、「社会の入り口」となるような場所が必要。
- こどもとしっかり向き合っていくには、こどもに関わる大人自身の生活・職場環境等の充実も必要である。
- 保育士がこどもとじっくり関わる余裕がない。そのことは、保育関係の職等に対する理想と現実のギャップの中で、若い職員の離職にもつながっている。

③ ライフステージに応じた切れ目のない支援と社会全体で子育てを支える視点

- 切れ目のない支援を進めるには、児童館や地域と学校とのつながりを強化することが重要だ。
- 単発的な子育て応援ではなく、生まれてから成人するまでの長期的な支援が必要だ。
- 「保護者支援」というより「家族支援」が求められている。
- 親が「助けて」と言える社会とのつながりがあることが必要だ。
- 子育て家庭は、ネットやSNSなどでの情報があふれる中で不安を抱えている。
- 父親も孤立や誰かとのつながりといった悩みを持っていることに留意。

④ 多様な価値観の尊重と、仕事と家庭の両立を支援する視点

- 「子育ては大変だ」という側面ばかりが発信されていることも、少子化の要因の一つではないか。
- 子育てに対する社会全体の理解が進む啓発の実施が必要。
- 不妊治療の保険適用拡充など、産みたい人の選択肢を増やすことも、希望するライフプラン実現に向けた支援となる。
- 親を含め、こどもに関わる大人自身の生活環境・職場環境が整っていることも大切である。
- 「多様な保育サービス」と言うとき、こどもが置き去りにになっていないか。病児・病後児保育は現状として必要だが、こどもが病気の時に親が仕事を休める環境が必要。
- 多様な働き方を実現するには、社員それぞれの現状を把握し、丁寧な面談や調整を行うなど、人事サイドの人員確保も必要となる。そのような人材が不足する状況についても、何か支援があるとよい。
- 夫が育休で家にいるのにワンオペ状態だという声も聞く。産前に両親教室などに父親も参加しているかどうかで、父親の意識に大きな差がある。
- 今しかない親子の時間のあり方を、社会全体で考えていく必要がある。

⑤ 多様な主体の活動を支え、多機関連携のもとで取り組みを推進する視点

- 民生委員や町内会の担い手が減り、子ども会も存続危機にある。
- 地域における子育てビジョンの共有・協働関係の創出が必要。
- こどもが親や教師以外の大人と接する機会など、他の価値観に触れることができる場所が大切だ。
- 支援団体間だけでなく、企業を含めた地域全体のネットワークをつくり、重層的な支援につなげていくことが必要である。
- 児童館や民生委員児童委員、学校、区の家庭健康課などが一緒に、地域として家庭を見守ることが大切。
- 関係機関・団体の動きや支援内容などを把握でき、情報を相互共有できるネットワークがあるとよい。
- こどもの全成長過程にアプローチでき、地域コミュニティの拠点でもある児童館が小学校区ごとにあるというのが仙台市の特徴であり、そこを活用していくのがよい。
- 子育てコミュニティは、地域活動の充実にもつながっていく。
- 子ども・子育て支援制度の現在までの評価などを長期的に見ていく場や、横のつながりなど全体的な仕組みづくりも重要である。

(2) 若者ヒアリング

概要説明 若者に向けた施策の方向性を検討するため、若者が中心となって活動している団体や若者を対象とする事業の利用者から意見聴取を行いました。

対象 若者活動団体メンバー（4団体）、若者事業利用者（2事業）

期間 令和6年8月

ヒアリングで出た意見等

- **ライフプランについて**…特に大学生は就職活動で手一杯であり、結婚や子育てを考える機会が少ない。また、結婚している世帯や子育て世帯と関わることで、自身の理想のライフプランがイメージできるようになると思う。
- **若者の地元定着について**…首都圏と比べて、就職先の選択肢が少ない。また、若者が地元に残るためには、自分が所属している地域のコミュニティの存在が重要。就職等で環境が変わっても現在のコミュニティが維持できる仕組みがあると良い。
- **居場所や若者に向けた支援について**…こどもにとっては、家庭や学校以外の第三のコミュニティは居場所や逃げ場となり重要である。また、悩みが深刻になる前に気軽に相談でき、複数回のやり取りの中で信頼関係を構築できる相談窓口があってほしい。
- **若者からの意見の聴取について**…意見を言いたくてもどこの部署の誰に言えば良いのか分からない。自分たちの活動の場まで来て話を聞いてもらうという取り組みは良いものだと思う。また、意見を聴取したら、フィードバックをしてほしい。
- **その他行政に求めること**…こどもの遊び場を推進することも重要だが、使える場所、集まれる場所がほしいのは若者も同じ。また、育休は職場の迷惑になるという考えがなくなってほしい。

(3) こどもの意見把握の取り組み

令和5年度に実施したこども・若者アンケート調査では対象とならなかった10歳未満のこどもの意見や、アンケートでは伝わりにくいこどもの思い等を把握するため、こどもの声を直接聞く機会を持ちました。こどもたちの率直な思いのほか、こどもから意見を聴くことの意義や留意点などを確認することができました。

① 児童館におけるヒアリング

概要説明 主にこども・若者アンケート調査を補足する目的で、児童館を利用している低中学年の児童を対象に、児童館職員がグループヒアリングの形で実施しました。意見把握のほか、低学年児童からの意見聴取の留意点などを確認しました。

対象 市内児童館を利用する児童（3館、自由来館者含む）
28名（小学1年生～小学4年生）

期間 令和6年3月

ヒアリングで出た意見等

- 大人に言いたいこと…校庭で長い時間遊びたい/お金を増やしたい/文句・注意をしないでほしい/学校などを好きな時に休みたい/宿題がいない/自由に過ごしたい 等
- 仙台市長に言いたいこと…学校にかかるお金を安くしてほしい/児童館を広くしてほしい/クラスの人数を減らしてほしい/天気に関係なく遊べる場所がほしい/みんなが笑顔や元気になるまちにしたい/安全にしてほしい/仙台市の景色がきれいになってほしい/給食のメニューを選べるようになってほしい 等

意見聴取の留意点

- 「市」や「地域」といった言葉も児童には聞き慣れない言葉であり、その意味を丁寧に説明する必要があった。
- 開始から30分を過ぎたあたりから集中力が途切れた様子があった。少人数のグループとしたため、サポートする大人が一人ひとりの児童に目を配り、注意を引き戻すことができていた。
- 児童と日常的に関わる児童館職員が進行したことで、リラックスした様子で意見を述べていた。また、児童の性格等を踏まえながら意見を促す様子も見られた。

② こども・若者会議における意見等把握

概要説明 仙台こども財団が実施しているこども・若者会議（※10）に参加しているこどもたちの意見を聴きました。また、会議の運営にあたって意見を言いやすい環境づくりを行っており、その重要性を確認しました。

対象 第一期メンバー20名（小学4年生～高校2年生）

期間 令和6年7月

会議で出た意見等（第2回会議より抜粋）

- 「みんなの幸せ」…自由なこと/家族で楽しい時間を過ごすこと/周りの人が幸せなとき/3連休/平和/美味しいものを食べること/ゲームをすること/お金に困らないこと/生きていること/戦争がないこと/友達が自分のことを好きなこと/動物とふれあうこと/やりたいことをしているとき/人の嬉しい話を聞いたとき 等
- いま困っていること…災害/物価が高い/部活の練習が多い/ポイ捨て/ボールを使えない公園が多い/たばこの煙/政治家が寝ている/人間関係が難しい/将来について家族にうるさく言われている/気温が高すぎる/駅にゴミ箱がない/歩道がでこぼこ/スマホの使用が制限されている/暗いニュースが多い 等

実施手法・意義

- 最初の会議では、初めて顔を合わせるこどもたちだったが、アイスブレイクの時間を十分にとるなど工夫することで、打ち解けた雰囲気の中で、自分の思いを言葉にすることができていた。
- 学年や性格等により理解度や集中力などに違いはあったが、スタッフがそれぞれのこどもの様子に注意を払いながらサポートしていた。
- 「いつもより話すことができた」「前回よりも意見を言えた」「話し合う中で考えが深まった」など、自身の中での成長を感じ、そのことが自信にもつながっているような感想が多くあった。

※10……こども・若者が自ら考え、意見を言える機会・提案を実現できる機会をつくることで、社会の一員としての主体性や自己肯定感を育むとともに、こどもたちの意見を尊重する気運を高めることを目的に実施しているもの。

(4) 調査分析・重点戦略検討チームによる検討経過

本市では、こども・若者を中心に据えた社会の実現と、「我が国が直面する、最大の危機」（「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定））である少子化の課題への対応を重要な視点の一つと考え、子ども・子育て会議の学識経験者委員4名によるチームを設置し、令和5年11月に実施した「仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査」「仙台市こども・若者アンケート調査」の結果を詳細に分析した上で、これら課題に対する必要な取り組みの方向性を検討しました。

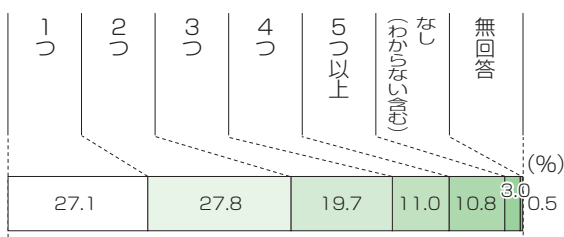
期間 令和6年6月～8月（対面・オンライン、書面による計3回）

テーマ1 「こどもを中心に据えた社会の実現に向けて」

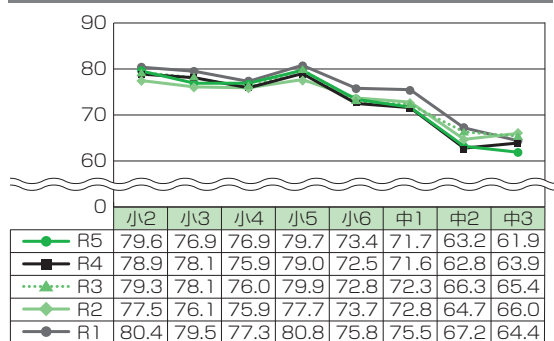
分析に使用した主なデータ

1. 居心地がいいと感じる居場所の数

(n=2,099)



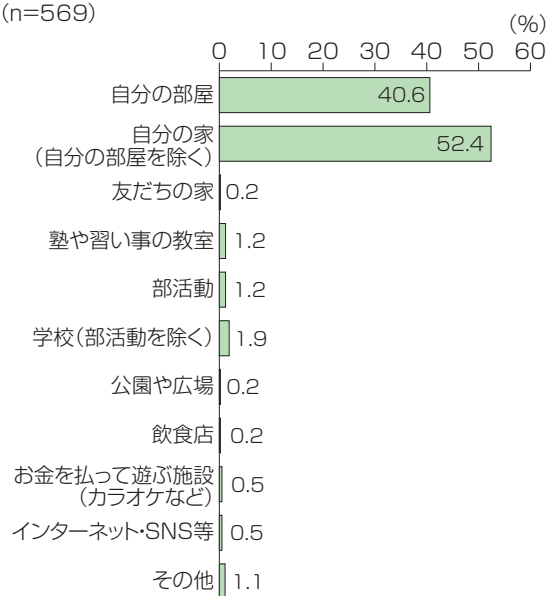
3. 将来のことを考えると楽しい気持ちになるこどもの割合



令和5年度 仙台市生活・学習状況調査

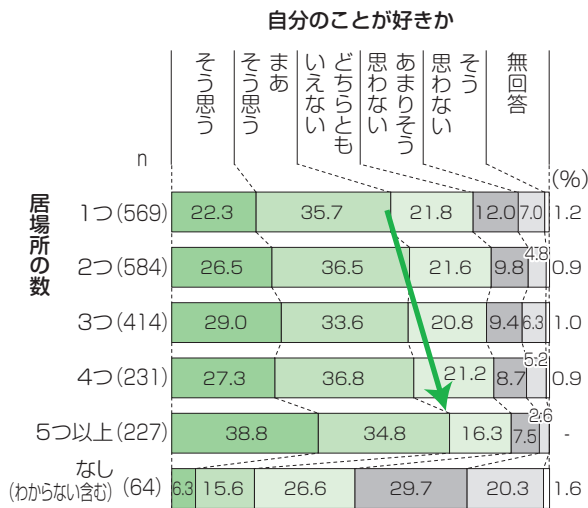
2. 居場所(1つの場合)の内訳

(n=569)

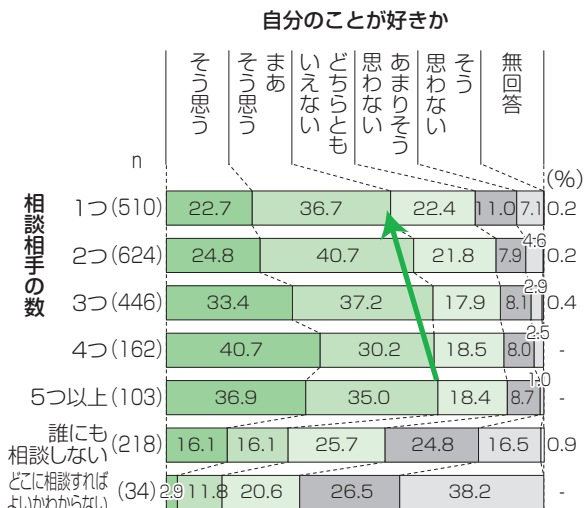


(1.2.4.5) 令和5年度 仙台市こども・若者アンケート調査(こども)
※グラフはすべてこども調査のものだが、若者調査でも同様の傾向が見られる。

4. 居心地の良い居場所の数×自己肯定感



5. 悩み・困りごとの相談相手の数×自己肯定感



主な分析・意見

- こどもの意見の把握は、発達段階に応じて、言葉だけでなく絵画などを用いるなどの工夫が必要。
- こども・若者が議員や市長への陳情を行う機会をつくる。あるいは選挙管理委員会を巻き込むことで、将来の投票行動にもつながる。
- 居場所は「自分が行ってもいいのか」と悩まず、気負わずに行ける場所であることが大切。
- 相談は「わざわざ感」がないことが重要。普段から利用する場所でできるとよい。
- 普段から見知った人、気持ちを許した人でないと自己開示しての相談は難しい。たとえば保健師などが、もっと身近で親しみやすい存在になる取り組みも必要。
- 家族関係の変化や、映画や音楽などのサブスクの普及などにより、自宅や自室は居心地が良く、より楽しめる場所になった。そういう状況にあって、自宅以外に居場所を探そうとはならないのかもしれない。
- 居場所の数が少なくても、友人と一緒にいるその場、つまり「場所」ではなく「人」を居場所としているような場合はあまり深刻ではないのではないか。
- 若者は人間関係を充実させたり、内面を高めたりできるような場所を求めている。若者があまりお金をかけずに居場所として集まることができるような場所は少ない。
- 自分の希望や挑戦を応援してもらえると、「自分らしく生きられるまち」と感じられる。挑戦に失敗しても支えてもらえるという雰囲気を感じられることも大切。
- 夢や希望、やりたいことが分からないこども・若者には、そういうことを考える機会も必要。
- 「自分の将来を考えると楽しい気持ちになる」との回答は年齢とともに低下している。大人の社会に期待が持たなくなっていることの裏返しだ。

検討結果

課題への対応に向け、力を入れるべき取り組みの方向性

1 こども・若者の意見を尊重し、社会への関心と社会活動への参画意欲を高める機会づくり

- こども施策を進めるにあたっては、その施策の対象となるこども・若者の意見を聴き、反映させるために、こども・若者の置かれている状況や成長段階に応じて必要な措置を講じる。
- 自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験により、自己肯定感や自己有用感、社会への関心と社会活動への参画意欲を高めることにつながる。こども・若者自身から行政や議会等への働きかけの機会づくりをする。

2 誰でも安心して利用できる居場所があり、気軽に相談することができる環境づくり

- 様々なニーズや特性のあるこども・若者が、身近な地域においてライフステージに応じた居場所を切れ目なく持てるようにする。
- こども・若者が気負わずに行ける居場所で、悩みを相談できる環境をつくる。

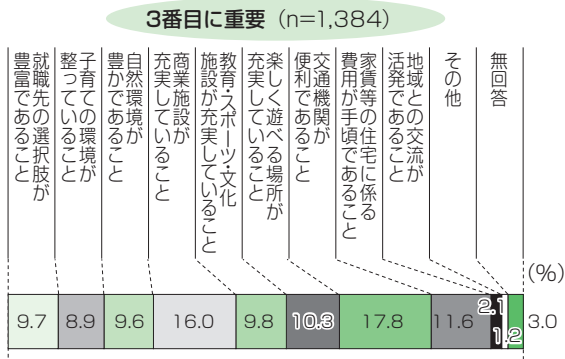
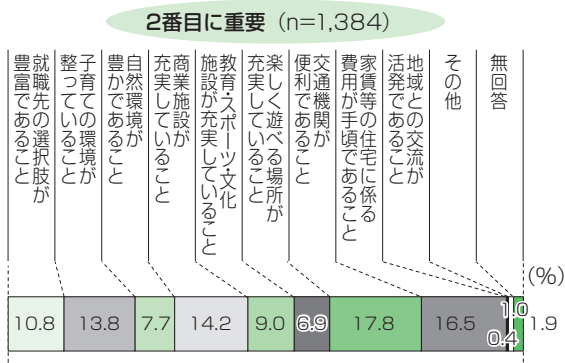
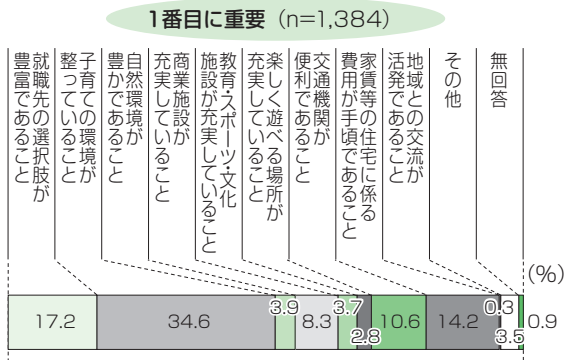
3 多様な学びや体験の機会の充実と、こども・若者の挑戦を見守り支える社会づくり

- 多様な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を育む。夢や希望に対して、固定観念や価値観を押し付けることなく、のびのびとチャレンジし、将来を切り開こうとすることを支える。
- 行政や関係機関、地域、周りの大人は、こども・若者の体験・挑戦をしやすい環境を整えるとともに、見守り支えながら、応援していく意識の醸成を図り、地域の住民等が意欲をもって、参画しやすい仕組みづくりを進める。

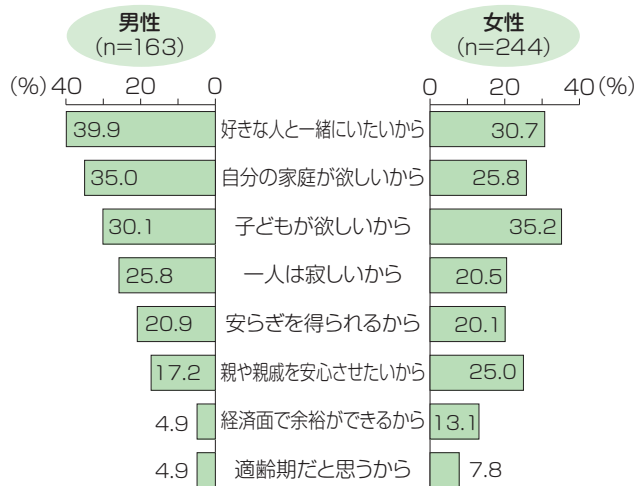
テーマ2 「若い世代が自分らしく生きられる希望の実現に向けて」

分析に使用した主なデータ

1. 仙台市に住み続けるために重要なこと



4. 結婚したい理由(男女別上位8項目)



2. 施策の評価(上位3項目・下位3項目)

就学前児童の保護者

上位3項目

- 1 子どもが医療機関にかかる際の費用負担の軽減
- 2 児童館・児童センターの充実
- 3 保育サービスの充実

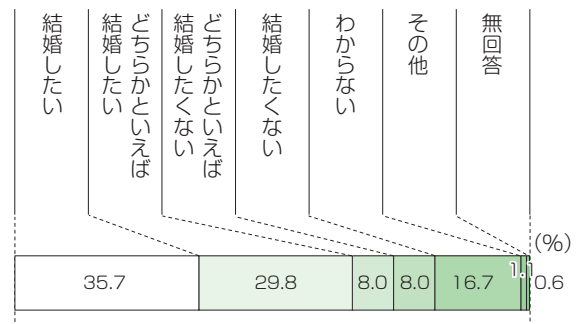
下位3項目

- 1 企業に対する職場環境の改善の働きかけ
- 2 子どもが多くいる世帯の経済的負担の軽減
- 3 就労状況に関わらず気軽に利用できる保育サービスの充実

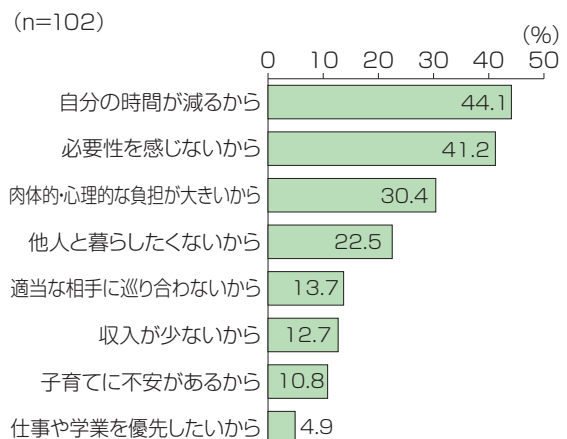
令和5年度 仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査
 ※回答は就学前児童の保護者のものだが、小学生の保護者でもほぼ同様の傾向。
 ※施策の重要度(今後注力すべき施策)については15ページに掲載。

3. 結婚への意識

(n=635)



5. 結婚したくない理由(上位8項目)



(1.3.4.5)令和5年度 仙台市こども・若者アンケート調査(若者)

主な分析・意見

- 結婚や子育ては個人の意思決定が尊重されるもの。少子化対策は、結婚や子育ての希望に応じてその実現をサポートしていくという考え方が基本。
- 豊かな暮らし実現の手段の一つとして、結婚や子育てがイメージできるような発信が必要。自分の望む暮らしを仙台でどう実現していけるのかをわかりやすく見せることも大切。
- 子育ての負担が女性に偏ることなく、こどもは社会全体で育て、守っていくものという意識を醸成していくべき。
- 住む場所の選択では「生活の基盤」が重視されている（子育て環境の充実、豊富な就職先、交通の利便、安価な住居費、商業施設の充実など）。
- 遊び場には「こどもをそこに連れて行けばなんとかなる」という親側のニーズもある。
- 仙台の将来に希望や期待を持てるよう、都市計画を含むまち全体の活性化は重要な点。
- 市民評価の高い児童館・児童クラブや保育、親子イベントの充実は仙台市の強み。
- 結婚や子育てのイメージが持てず、人生の選択肢に入らなくなっている。成長の過程でこどもと触れ合う機会が減ったことも一因。
- 女性の「結婚したい」の理由からは、仕事と家庭（子育て）の両立が必要と裏付けられる。
- 「結婚したい」との回答は多いが、漠然とした希望を行動に移せるような後押しが必要。
- 30歳を過ぎた若者が展望の見えなさを抱いている。ライフスタイルを考え、確立していく機会の提供やサポート、つまずいてしまった方へのサポートのあり方を考える必要がある。
- 結婚するには人と関わる力がある。人との関わりの体験を積み上げていくことが必要。
- 第1子の子育てに過度の負担がなく楽しい思いが残れば第2子を、第2子までの子育ての楽しい思い出が残れば第3子を持つ気持ちも出てくるだろう。
- 子育て負担軽減策のアピールは「子育ては大変」との印象にもつながる。子育てのポジティブな部分をクローズアップして届けたい。

検討結果

課題への対応に向け、力を入れるべき取り組みの方向性

1 若者に選ばれる都市の魅力創出と、こども・若者が活躍できる環境づくり

- 若い世代が、働くことや自分の楽しみ、結婚や子育てを含め、仙台で自分らしい暮らしをどう実現できるかを具体的に思い描けるような情報を発信する。
- 住環境や交通など生活のしやすさ、商業施設やカルチャーの充実など、魅力があり、将来に希望の持てるまちづくりを進める。

2 ライフプランを描き、仕事と家庭、個人としての楽しみを両立できる環境づくり

- こども・若者が多世代交流などを通して人と関わる力を養い、乳幼児や子育て家庭と身近に接する体験を持つことで、それぞれが幸せを実現するための選択肢の一つとして、結婚や子育てが意識される機会をつくる。
- 若いうちにライフプランを考える機会を持ち、結婚や子育てを望む人へは、出会いのきっかけづくりを行うとともに、こどもを育てていくイメージを具体的に描けるよう支援する。
- 自分らしい生き方の実現に向け、仕事と家庭、個人としての楽しみの時間を両立できるよう、仕事や家庭でのジェンダー平等と、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを一層推進する。

3 切れ目のない支援と、こどもや子育てを社会全体で支え、応援していく気運の醸成

- 子育てにおいて過度の負担がなく、こどもの成長の喜びと子育ての楽しさを実感できるよう、経済的負担・心理的負担の軽減など切れ目のない支援を一層充実させる。
- 子育てのプラスイメージの発信と、「こども」や「子育て」を社会全体で支えていくことの意識付けを進め、こども・子育て応援の気運を醸成していく。

3 基本的な課題

こども基本法は第1条の目的で、すべてのこどもがすこやかに成長し、置かれている環境等に関わらず、権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を掲げています。こどもの幸せを最優先に考え、こどもの声に耳を傾け尊重することを、すべての取り組みの前提としていく必要があります。

また、少子化の問題は社会経済の持続の面だけでなく、安定した家庭環境や豊かな教育環境、地域とのつながりの維持など、こどものすこやかな成長と幸せの実現においても、向き合わなければならない課題です。その解決に向けては、子育て支援のみならず、経済や雇用、住まい、教育など総合的な取り組みが必要であり、こどもや若い世代が将来に希望を持って自分らしく生きられる社会をつくることが求められます。

本市の現状やこれまでの取り組み、ヒアリングの結果等を踏まえ、今後に向けた基本的な課題を、以下のとおり整理しました。

(1) こども・若者の権利の保障と意見の尊重

こどもの最善の利益を図り、こどもの幸せを実現するためには、当事者であるこども・若者、そして周囲の大人たちがこどもの権利について深い理解を持つことが重要です。

虐待やいじめなど、権利の侵害状態を早期に発見し守ること、また、貧困や障害があるなど権利が侵害されやすい状況を把握し、迅速かつきめ細かに対応していくことが必要です。

こども・若者を権利の主体としたときに、こども・若者自身に関係するすべてのこと（未来を生きるこども・若者に関わることを含む）について、当事者たるこども・若者が意見を表明し、その意見が尊重される機会を確保する必要があり、年齢や発達の程度に応じた意見聴取方法の工夫が求められます。

意見の聴取にあたっては、ヤングケアラーや社会的養護下、貧困や虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア等、困難な状況にあり、意見を聴かれにくいこどもたちがいることへの配慮が不可欠です。

また、意見の反映や希望の実現にあたっては、行政がただ援助するだけではなく、こども・若者自身が当事者意識を持って社会参画し、自ら希望を実現するために行動する力を育むことが大切です。

(2) こども・若者のすこやかな成長と安全・安心な環境の確保

「仙台市幼児教育の指針」の基本理念等で示しているとおり、遊びや体験の機会は、豊かな感性や社会性、問題解決能力、健康等を育むことから、こどもの成長に不可欠です。都市化や安全への懸念、こどもの生活時間の変化、デジタルデバイスの普及、保護者の時間的制約・経済状況等の様々な要因により、こどもたちの間に体験格差が生じています。成長の各段階に応じた、日常的な遊びの環境・体験機会の確保や、夢や希望への挑戦を応援する取り組みが求められます。

児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、こどもの発達に不安を抱える保護者も増えていきます。支援を必要とするこどもとその家庭が抱える課題は様々であり、個別のニーズに応じたきめ細かな支援の充実が必要です。

こどもの数が減少する一方、保育ニーズは高まっており、人材不足等の課題に対応しながら、利用しやすく、こどもたちが安全に過ごせる保育環境を整備していくことが求められます。

居場所や相談相手を多く持つことは、自己肯定感や幸福感の向上と相関関係があります。幸福感

は、こどもが成長して社会の一員となり、結婚やこどもを持つことなど、自分の生き方を選択する上でも重要な要素です。個別のニーズに応じた居場所や、誰もが気軽に集える開かれた居場所、信頼できる多様な関わりを築ける環境などが必要です。

また、居場所づくりにあたっては、こども・若者自身が参加してつくりあげるという観点も大切です。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

少子化の背景の一つには、若い世代が将来に希望を持ちにくい現状があります。若い世代の方たちが、希望の暮らしのイメージを描くには、まずは生活基盤として、収入や職種などにおいて魅力のある働く場が必要です。また、暮らしを楽しむことや、自らを高められるような活動・活躍の場も求められます。仕事と家庭、個人としての楽しみ・生きがい調和した、自分らしく暮らすことのできる環境づくりが必要です。

核家族化や地域のつながりの希薄化、生活様式の多様化、さらには子育てに関する知識の不足、あるいはSNS等による情報過多などにより、子育ての孤独・孤立や不安は大きくなっています。不安や負担を抱え込んで孤立しないよう、子育て家庭とつながる仕組みづくりや、正確な情報を必要ときに届けることなど、切れ目のない支援を行うことが重要です。

家庭の経済状況により、健康や医療、教育、体験の機会等において様々な格差が生じ、経済的不安は育児環境にも影響を及ぼします。子育ての経済的負担軽減の取り組みが求められます。

ひとり親や貧困、外国につながる家庭、障害のあるこどもを持つ家庭などは、それぞれの状況に応じた経済的・社会的な支援が必要です。包括的な支援体制を整え、支援を必要とする家庭を把握し、必要な支援につなげていく取り組みが重要です。

(4) 地域との協働・子育て応援の気運醸成

共働き世帯の割合は年々増加していますが、男女の育児休業の取得状況からも、子育ての負担は依然として女性に偏っている現状が伺えます。男女がともに仕事をしながら家事・子育てに主体的に取り組めるよう、家庭だけでなく、企業等の職場におけるジェンダーギャップを解消し、男性が育児休業や育児時間を取りやすい職場環境づくりを浸透させる必要があります。

また、いわゆる「小1の壁」といわれる、保育所等と小学校の登園・登校時間の違いなどが仕事の継続を困難にしている現状もあります。育児だけでなく、家庭や個人の様々な事情を抱えながらも、仕事を続けることができるよう、企業における両立支援の取り組みを促すとともに、教育・保育基盤や児童クラブの整備等を計画的に進め、地域の子育て支援機能を高めていく必要があります。

地域住民や子育て世帯同士の交流の機会等が減少する中で、周囲が子育ての大変さを理解し、受け止め、地域社会全体でこどもと子育て家庭を見守ることで、地域と家庭がともにこどもの成長の喜びと子育ての楽しさを実感できる取り組みが大切です。

第3章

基本理念・ 基本的な視点等

1 基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

令和7年度から令和11年度までの5か年における、本市のこども・若者及び子育て支援に係る基本理念を次のとおり定め、施策を推進していきます。

こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち
みんなで支える子育てが楽しいまち

仙台

- こども・若者がその権利を保障され、夢や希望を持ちながら自分らしく生きることを選択できる環境づくりを進め、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らしていけるまちづくりを目指します。
- 子育ての不安や負担の軽減など、切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、地域社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図り、子育ての楽しさや幸せ、そして地域のこどもたちの成長の喜びを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 基本的な視点

基本理念の実現のため、4つの基本的な視点を掲げ、施策の推進に取り組んでいきます。

1. こども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進

すべてのこども・若者の最善の利益の実現に向け、こども・若者が持つ権利について、こども・若者本人及び周囲の大人への理解浸透に取り組むとともに、権利侵害状態の早期発見と、必要な支援につなげるための取り組みを進めます。また、こども・若者が意見を表明し、その意見が尊重され、主体的に社会参画できる環境をつくっていきます。

2. こども・若者の成長を支える取り組みの充実と、 安全・安心な環境の確保

次代を担うこども・若者のすこやかな成長を支えていくため、こども・若者の心と体を育む教育や様々な体験・活動の場と遊びの環境の充実、夢への挑戦や希望の実現、社会的自立に向けた支援を充実していくとともに、こどもたちが安全に、安心して成長できる環境づくりを進めていきます。

3. 自分らしい暮らしの実現と、 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

こども・若者が自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。また、すべての子育て家庭が、子育ての喜びを実感でき、安心してこどもを産み育てることができるよう、子育てに関する相談機能の充実や教育・保育の充実など、ライフステージごとのニーズに応じた、切れ目のない支援の充実を図っていきます。

4. 地域社会全体でこどもの育ちと 子育てを応援していく環境づくり

こどもたちが心身ともにすこやかに育ち、子育て家庭が喜びや幸せを実感しながら子育てができるまちづくりを目指して、生活の基礎となる身近な地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、企業等における仕事と子育ての両立支援の促進、地域を挙げてこどもと子育てを応援する気運の醸成に取り組んでいきます。

2 計画策定にあたり踏まえるべき重要な視点

(1) こども基本法とこども大綱

令和5年4月に施行されたこども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてすこやかに成長することができ、こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

基本理念（こども基本法第3条）

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

このほか第11条において、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、こども・若者及び子育て当事者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められています。これを実現するためには、こども・若者及び子育て当事者の意見を聴き、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ施策へ反映するために必要な措置を講ずること、その結果をフィードバックし広く発信することが必要です。

また、こども基本法に基づき定められたこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもに関わる施策の基本的な方針や、各ライフステージに共通する、あるいはライフステージごとの重要な事項、こども施策を推進するために必要な事項などについて示されています。

本計画では、各種統計データ等による本市の現状、及び各種調査等で把握したこども・若者及び子育て当事者の意見を踏まえた上で、こども基本法及びこども大綱を勘案しながら、こども・若者が自己肯定感や主体性を高めながら成長していくことのできる、「こども・若者を中心に据えたまちづくり」と、子育ての不安や負担の軽減など、ニーズに応じた切れ目のない支援の充実を図るとともに、地域社会全体で子育ての大変さを受け止め、子育ての中にある楽しさ、こどもの成長の喜びを家庭と地域でともに実感できる「子育てが楽しいまち」の実現を目指してまいります。

(2) 少子化の課題への対応

出生数の減少は本市においても顕著に進んでおり、市民生活の維持・発展、そしてこども・若者の生きる未来のためにも、危機感を持ってその課題に取り組んでいかななくてはなりません。

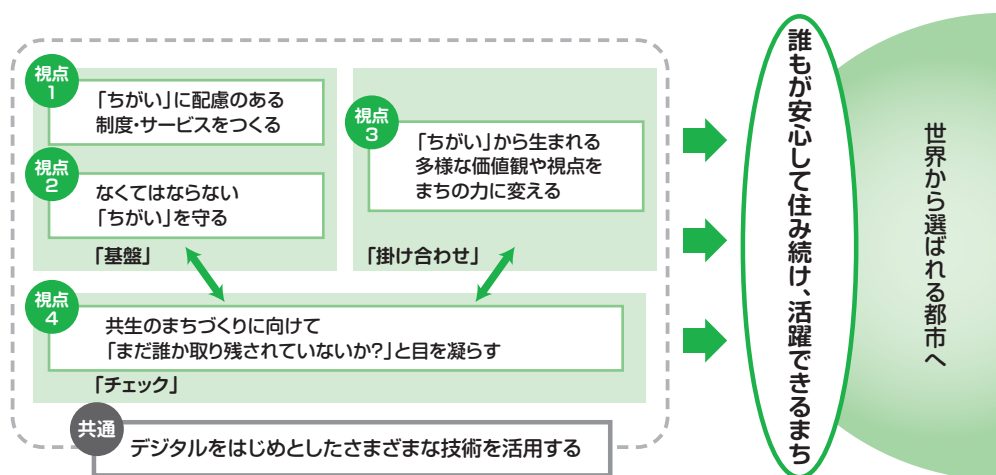
少子化の背景には、未婚化や子育てに対する経済的不安、仕事と家庭・子育ての両立の難しさなど様々な要因があり、子育て支援や雇用環境、住まい、教育の充実等の施策を総合的に推進していく必要があります。

本計画では、若い世代の方たちがそれぞれに思い描く人生において、本市に生活基盤を築くことや、結婚や出産、子育てをすること、自分が望む自分らしい暮らしを諦めることなく、実現できる環境づくりに取り組んでいきます。

(3) ダイバーシティの推進

人口減少や少子高齢化が進む中、本市が将来にわたり持続的に成長していくためには、性別、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる多様性を生かしたまちづくりが重要になります。

こども・若者及び子育ての分野においても、様々な立場にある方の声を拾い上げ、「ちがい」に配慮したサポート体制を充実し、自分らしく活躍できる環境を整えとともに、計画の実行にあたっては「仙台市ダイバーシティ推進指針」に基づくダイバーシティの基本的理念や取り組みの視点（下図）を織り込みながら、施策を進めてまいります。



仙台市ダイバーシティ推進指針より

(4) SDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人取り残さない」を理念とし、実現に向けた17の目標を掲げています。

本プランにおいても、SDGsの考え方に則り、関連する10の目標のもと施策を推進し、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。



3 計画の体系

基本理念

基本的な視点

施策体系

基本施策

みんなで支える子育てが楽しいまち
こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち

仙台

視点1

こども・若者の
最善の利益の実現に
向けた施策の推進

(1)権利を守る取り組み
の推進

(2)意見尊重と、主体的
な社会参画に向けた
取り組み

①こども・若者の権利に関する周知啓発
②困難な状況にあるこどもを守る対策の
推進

①こども・若者が自分の意見を表明し、
主体的に社会参画できる環境づくり
②こども・若者の意見を施策に活かす取
り組みの推進

視点2

こども・若者の成長を
支える取り組みの
充実と、安全・安心な
環境の確保

(1)可能性を広げる教育
と体験の場・遊びの
環境の充実

(2)安心して成長できる
環境づくり

①幼児教育の充実
②豊かな心と体の育成
③確かな学力の育成
④多様な体験・学習機会の充実
⑤遊びの環境の充実

①教育・保育基盤の整備
②教育・保育の質の確保、向上
③安全・安心な環境の確保
④児童虐待防止対策・社会的養育の推進
⑤いじめ防止等対策の推進

(3)自分らしくいられる
居場所づくり

①こども・若者の居場所づくり、多様
な交流の場の創出
②不登校・ひきこもり等への支援の充実

視点3

自分らしい暮らしの
実現と、ライフステージ
に応じた切れ目のない
支援の充実

(1)若者が活躍できる環
境と希望の実現に向
けた取り組みの充実

(2)子育ての安全・安心と
負担軽減の取り組み

①こども・若者が望むライフプランを
支える取り組みの推進
②若者が活躍できる環境づくり
③社会性の向上や就労等に向けた支援
の充実

①母子保健の充実
②小児医療の確保、学校保健の充実
③子育てに関する不安・負担の軽減
④子育てに関する経済的負担の軽減
⑤子育てに関する情報提供・相談支援の充実

(3)個別のニーズに応じ
たこども・子育て家
庭への支援の充実

①多様な保育サービス等の充実
②こどもの貧困対策の推進
③ひとり親家庭への支援の充実
④障害のあるこどもなどへの支援の充実

視点4

地域社会全体で
こどもの育ちと
子育てを応援して
いく環境づくり

(1)男女がともに担う子
育ての推進

(2)地域の子育て支援機
能の充実と多様な担
い手との連携推進

(3)地域をあげてこど
も・子育てを応援し
ていく気運の醸成

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた
家庭・企業等における取り組みの推進
②仕事と家庭におけるジェンダー平等
の推進

①多様な担い手における子育て支援
ネットワークの強化
②こどもの育ちと子育て家庭を支える
人材の育成
③身近な地域の子育て支援施設等の充実

①こども・子育てを応援していく全市
的な気運の醸成
②こども・子育て応援に関する地域社
会への発信

第4章

施策の展開

1 施策の方向性ごとの基本施策・数値目標

本計画では、「施策の方向性」ごとに「基本施策」を設定し、それに基づいた各種事業を実施してまいります。

計画の進捗状況を把握し、目指す姿にどれだけ近づけたかを評価するため、計画期間の5年間で達成すべき数値目標を設定しました。それぞれに方向性全体を評価することのできるアウトカム指標を設定したほか、事業の進捗や成果を測る指標を設定しています。進捗状況を客観的・具体的に評価することで、計画の実効性を高め、こども・若者の最善の利益の実現のための取り組みを強化してまいります。

また、計画全体の数値目標として、以下の指標を設定いたしました。

【計画全体の数値目標】

指標	現状値 ※11	目標値 ※12
楽しいと感じることの多いこどもの割合 現在の生活に満足している若者の割合	こども88.3% 若者69.6%	93.0% 75.0%
「自分が好き」だと思うこども・若者の割合	こども61.5% 若者52.8%	75.0% 70.0%
「こども施策（※13）に関して自身の意見を聴いてもらっている」と思うこども・若者の割合	-	70.0%

※11……現状値について、特段の記載がない場合は令和5年度実績値。

※12……目標値については、令和11年度の達成目標とし、最終的な評価は令和12年度に行う。また、原則毎年数値を取得・評価を行うものとするが、毎年の取得が難しい指標については、次期計画策定のため令和10年度に実施する大規模調査で値を取得し、最終的な評価もその数値を用いて行うこととする。

※13……こどもの成長や、結婚・子育てに対する支援を目的とした施策のほか、教育・雇用・医療、道路や公園、住宅に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業

基本的な 視点

1

こども・若者の最善の利益の実現に向けた 施策の推進



(1) 権利を守る取り組みの推進

こども・若者の権利が守られ、その最善の利益が図られるよう、こども・若者本人や周囲の大人たちに向け、こども・若者の権利の周知・啓発を行います。

また、虐待や自殺等で命を落とすこども・若者をなくし、貧困や障害など困難な状況にあるこども・若者を権利の侵害から守るため、関係機関と連携した取り組みを推進します。

基本施策

- ① こども・若者の権利に関する周知啓発
- ② 困難な状況にあるこどもを守る対策の推進

数値目標

指標	現状値	目標値
こどもの権利条約について、内容を理解している市民の割合（※14）	-	こども 50.0% 大人 50.0%
児童虐待防止推進員が配置されている保育施設等の割合	80.3%	82.0%
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合（※15）	50.2%	100.0%

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P86～89に掲載しています。

※14……こどもの権利条約について、4つの原則や具体的なこどもの権利の内容等を知っていると回答した市民の割合。

※15……代替養育の状況にあるこどものうち、意見表明等支援事業を利用可能な割合。

(2) 意見尊重と、主体的な社会参画に向けた取り組み

こども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会への関心と社会活動への参画意欲を高めるため、日常生活や地域において、こどもたちが自分の思いや意見を発し、その声が十分に聴かれ、尊重される機会の確保に取り組みます。また、こども・若者が自身の希望を実現するために自ら考え、行動する力を育む機会をつくっていきます。

こども・若者に関わる施策の策定や実施にあたっては、施策の当事者であるこども・若者及び子育て当事者から意見聴取等を行い、適切に反映していきます。また、効果的な手法等について共有し、意見聴取・反映の取り組みを広げてまいります。

基本施策

- ① こども・若者が自分の意見を表明し、主体的に社会参画できる環境づくり
- ② こども・若者の意見を施策に活かす取り組みの推進

数値目標

指標	現状値	目標値
「こども施策に関して自身の意見を聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合【再掲】	-	70.0%
本市のこども施策の策定・評価・実施等にあたり、こども・若者の意見聴取・反映の取り組みをしている割合	-	100.0%
児童館におけるこどもの意見聴取・反映の取り組みをしている割合	-	100.0%

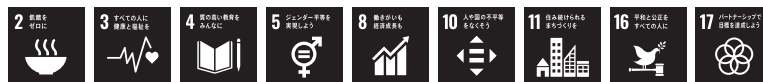
主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P89～90に掲載しています。

基本的な 視点

2

こども・若者の成長を支える取り組みの 充実と、安全・安心な環境の確保



(1) 可能性を広げる教育と体験の場・遊びの環境の充実

「仙台市幼児教育の指針」に基づき、豊かな人間性を育み、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、次代を担うこどもたちの学ぶ意欲や自立心、すこやかな体を育む学校教育の充実を図ります。

こどもが学びや遊び、交流などを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけるとともに、その可能性を広げ、個性や能力を発揮できるよう、多様な体験と活動の場、遊びの環境の充実に取り組みます。

基本施策

- ① 幼児教育の充実
- ② 豊かな心と体の育成
- ③ 確かな学力の育成
- ④ 多様な体験・学習機会の充実
- ⑤ 遊びの環境の充実

数値目標

指標	現状値	目標値
興味や関心のあることについて、学ぶことや体験することができる機会があると感じるこどもの割合	-	80.0%
新規にプレーパーク事業を開始した団体数(延べ数)(※16)	4団体	16団体
将来の可能性を広げるために勉強をがんばっているこどもの割合	73.0%	80.0%

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P91～97に掲載しています。

※16……令和5年度中に新規事業を開始した団体数(4団体)から起算。

(2) 安心して成長できる環境づくり

教育・保育従事者や放課後児童支援員等の人材の育成と確保、充実した研修の実施、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育や、児童クラブの充実など、教育・保育の質の確保及び向上に向けた取り組みを推進します。

児童虐待やいじめ防止にかかる取り組みのほか、通学路など日常の生活環境の安全など、こどもたちのすこやかな成長の基本となる安全・安心のまちづくりを推進します。

基本施策

- ① 教育・保育基盤の整備
- ② 教育・保育の質の確保、向上
- ③ 安全・安心な環境の確保
- ④ 児童虐待防止対策・社会的養育の推進
- ⑤ いじめ防止等対策の推進

数値目標

指標	現状値	目標値
「こどもたちが安心して成長できる環境である」と思う市民の割合	40.0%	50.0%
里親等委託率	41.9%	56.7%
保育士を十分に確保できた施設の割合	80.2% (令和6年度当初)	85.0%

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P98～104に掲載しています。

(3) 自分らしくいられる居場所づくり

日常の中で、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰でも気軽に利用でき、相談できる相手がいる安心な居場所づくりや、多様な交流機会の創出など、こども・若者が自分らしく幸せに過ごせる環境を整えます。また、こども・若者自身が、居場所づくりや運営に関わっていける体制を目指します。

また、不登校やひきこもりなど、困難な状況にあるこども・若者については、本人の状況等に応じた学びの場を提供することに加え、「どこにも居場所がない」と感じることをないように、関係機関が連携しながら、多様な居場所を確保するとともに、信頼できる関わりを築くことに取り組みます。

基本施策

- ① こども・若者の居場所づくり、多様な交流の場の創出
- ② 不登校・ひきこもり等への支援の充実

数値目標

指標	現状値	目標値
居心地のいい居場所が複数あるこどもの割合	41.5%	60.0%
児童館の小学生自由来館者数	136,242人	213,200人
児童館の中高生自由来館者数	16,395人	35,300人
こどものためのサードプレイス事業（※17）利用者の満足度	-	80.0%

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P104～107に掲載しています。

※17……家庭や学校で困難を抱える小学生年代のこどもに対し、安心して過ごせる居場所を提供し、生活習慣や学習習慣を整えるとともに、保護者に相談支援を行うことにより、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付けられるよう、こどもの生活の向上を図る事業。

基本的な
視点

3

自分らしい暮らしの実現と、ライフステージ
に応じた切れ目のない支援の充実

(1) 若者が活躍できる環境と希望の実現に向けた取り組みの充実

こども・若者が、将来の夢や希望するライフプランを描き、実現するための支援を実施します。また、若者が仙台で希望の暮らしを実現し、自分らしく活躍できる環境を整えるとともに、困難を抱える若者が社会的に自立できるよう、思春期から成人期まで切れ目なくフォローしながら、カウンセリングや就労体験等の支援を行います。

基本施策

- ① こども・若者が望むライフプランを支える取り組みの推進
- ② 若者が活躍できる環境づくり
- ③ 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

数値目標

指標	現状値	目標値
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	-	80.0%
ライフプランセミナー参加者のうち「ライフプランについて考えるきっかけとなった」と回答した者の割合	-	85.0%
若者自立・就労支援事業における利用登録者数	延べ108人	延べ240人

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P108～110に掲載しています。

(2) 子育ての安全・安心と負担軽減の取り組み

妊産婦や乳幼児の心身の健康保持増進や疾病の早期発見、基本的な生活習慣の形成など、親子がともに健康に生活を送ることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、小児救急医療体制の確保や学校保健の充実を図り、安心してこどもを産み育てられる環境の整備に取り組めます。

また、子育てをする上で生じる様々な不安や負担の軽減や、子育て中の孤立を防ぐため、相談機能の充実などに取り組めます。

基本施策

- ① 母子保健の充実
- ② 小児医療の確保、学校保健の充実
- ③ 子育てに関する不安・負担の軽減
- ④ 子育てに関する経済的負担の軽減
- ⑤ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

数値目標

指標	現状値		目標値	
「子育てについて相談したり、子育てに関する情報を得たりできる機会が保たれている」と思う市民の割合	59.8%		70.0%	
乳幼児健診の受診率	2か月	95.1%	2か月	現状維持
	4～5か月	93.5%	4～5か月	95.0%
	8～9か月	89.6%	8～9か月	95.0%
	1歳6か月	98.5%	1歳6か月	現状維持
	2歳6か月	97.1%	2歳6か月	98.0%
	3歳	96.8%	3歳	98.0%
児童館の乳幼児親子利用者数	254,254人		344,200人	

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P111～119に掲載しています。

(3) 個別のニーズに応じたこども・子育て家庭への支援の充実

生活困窮世帯やひとり親家庭等、支援を必要とする子育て家庭の個別のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実に取り組みます。

基本施策

- ① 多様な保育サービス等の充実
- ② こどもの貧困対策の推進
- ③ ひとり親家庭への支援の充実
- ④ 障害のあるこどもなどへの支援の充実

数値目標

指標	現状値	目標値
「家庭環境の問題や障害などにより、個別の配慮を必要とするこどもや子育て家庭が、必要な支援を受けられている」と思う市民の割合	29.4%	50.0%
特別支援保育の実施施設数	190か所 (令和5年4月1日)	220か所 (令和11年4月1日)
学習・生活サポート事業利用者の満足度	94.0%	現状維持

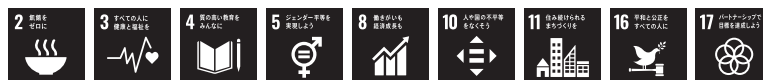
主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P120～124に掲載しています。

基本的な 視点

4

地域社会全体でこどもの育ちと子育てを 応援していく環境づくり



(1) 男女がともに担う子育ての推進

仕事を持ちながら、安心してこどもを産み育てられる社会の実現を目指して、企業等における仕事と子育ての両立支援の取り組みの促進や、男女がともに家事・育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりなどを進めます。

基本施策

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進
- ② 仕事と家庭におけるジェンダー平等の推進

数値目標

指標	現状値	目標値
男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが進んでいる企業の割合	47.8%	79.0%
ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者のうち「自社で取り組みそうなアイデアを得る機会となった」と回答した者の割合	73.3%	85.0%
母親・両親教室等に夫婦で参加した割合	44.8%	80.0%

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P125に掲載しています。

(2) 地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進

こどもと子育て家庭が、身近な地域で多様なサービスを利用し、必要な支援を受けられるよう、地域の子育て支援施設等における交流機能や相談機能等を充実させるとともに、様々な社会資源や人的資源を活用した子育て支援機能の充実などに取り組みます。

基本施策

- ① 多様な担い手における子育て支援ネットワークの強化
- ② こどもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成
- ③ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

数値目標

指標	現状値	目標値
「地域の子育て支援団体や子育て支援施設が提供するサービスの利用がしやすい」と思う市民の割合	41.2%	50.0%
子育て支援ネットワーク交流会の参加者数	58人	80人

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P126～131に掲載しています。

(3) 地域をあげてこども・子育てを応援していく気運の醸成

行政はもとより、地域や企業など地域社会を構成する多様な主体が、次代を担うこどもたちの幸せを第一に考え、こどものすこやかな成長と子育て家庭を見守り、支え、応援していく気運の醸成を図ります。

基本施策

- ① こども・子育てを応援していく全市的な気運の醸成
- ② こども・子育て応援に関する地域社会への発信

数値目標

指標	現状値	目標値
「仙台市では、地域の人や企業などが、こども・子育て家庭にやさしく、まち全体で子育てを応援してくれている」と思う市民の割合	33.8%	50.0%
のびすくナビ登録件数	14,725件	19,200件

主な事業

基本施策に基づく各事業については、「主な事業一覧」P131～132に掲載しています。

2 数値目標一覧

【計画全体の数値目標】

指標	現状値	目標値
楽しいと感じることの多いこどもの割合 現在の生活に満足している若者の割合	こども88.3% 若者69.6% (※18)	93.0% 75.0%
「自分が好き」だと思うこども・若者の割合	こども61.5% 若者52.8% (※18)	75.0% 70.0%
「こども施策に関して自身の意見を聴いてもらえている」 と思うこども・若者の割合	-	70.0%

【体系ごとの数値目標】

指標	現状値	目標値
権利を守る取り組みの推進		
こどもの権利条約について、内容を理解している市民の割合	-	こども 50.0% 大人 50.0%
児童虐待防止推進員が配置されている保育施設等の割合	80.3%	82.0%
意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	50.2%	100.0%
意見尊重と、主体的な社会参画に向けた取り組み		
「こども施策に関して自身の意見を聴いてもらえている」 と思うこども・若者の割合【再掲】	-	70.0%
本市のこども施策の策定・評価・実施等にあたり、こども・若者の意見聴取・反映の取り組みをしている割合	-	100.0%
児童館におけるこどもの意見聴取・反映の取り組みをしている割合	-	100.0%
可能性を広げる教育と体験の場・遊びの環境の充実		
興味や関心のあることについて、学ぶことや体験することができる機会があると感じるこどもの割合	-	80.0%
新規にプレーパーク事業を開始した団体数（延べ数）	4団体	16団体
将来の可能性を広げるために勉強をがんばっているこどもの割合	73.0% (※19)	80.0%

※18……令和5年度仙台市こども・若者アンケート調査

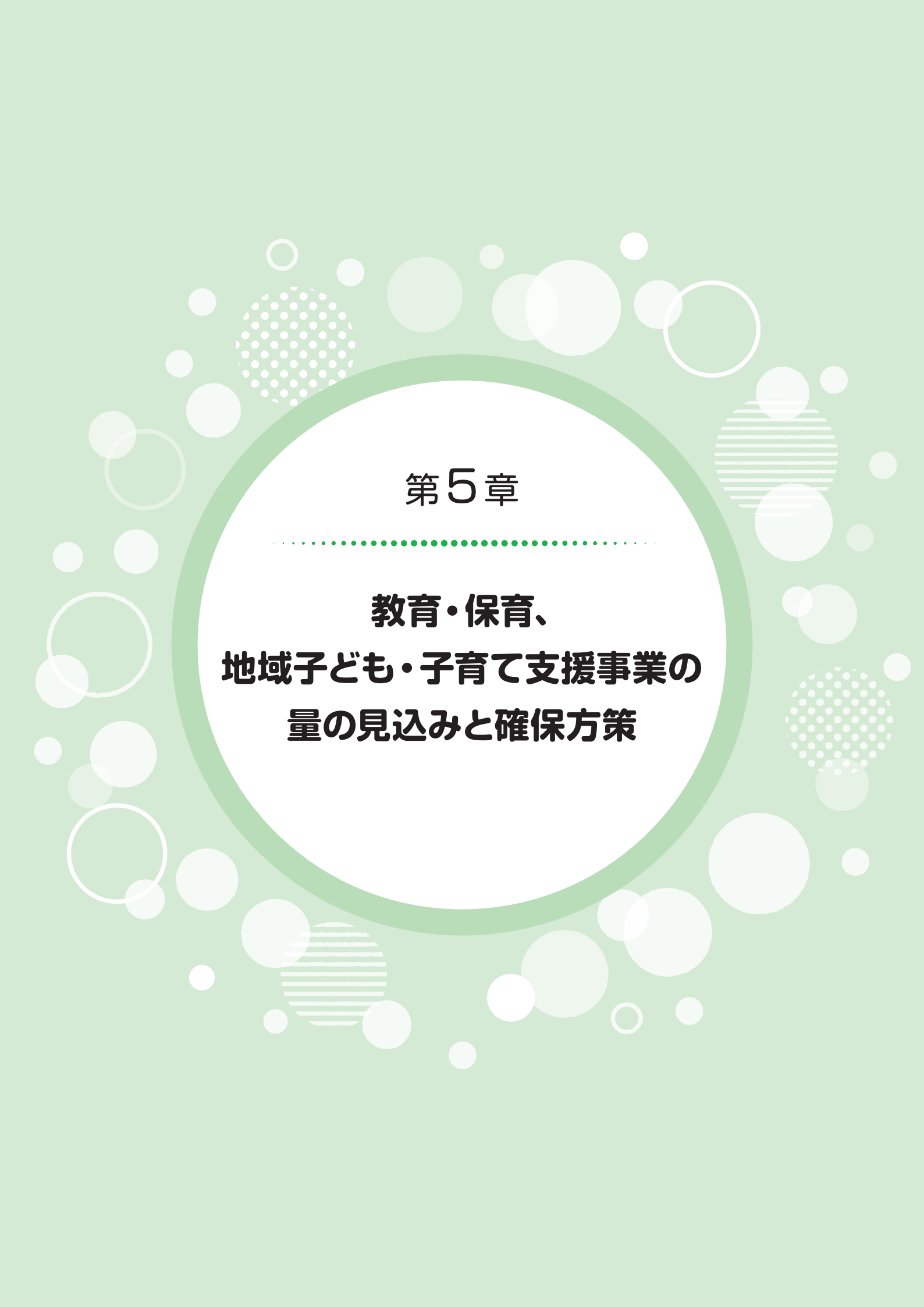
※19……令和5年度仙台市生活・学習状況調査、中学3年生の回答割合

指標	現状値	目標値		
安心して成長できる環境づくり				
「こどもたちが安心して成長できる環境である」と思う市民の割合	40.0% (※20)	50.0%		
里親等委託率	41.9%	56.7%		
保育士を十分に確保できた施設の割合	80.2% (令和6年度当初)	85.0%		
自分らしくいられる居場所づくり				
居心地のいい居場所が複数あるこどもの割合	41.5% (※18)	60.0%		
児童館の小学生自由来館者数	136,242人	213,200人		
児童館の中高校生自由来館者数	16,395人	35,300人		
こどものためのサードプレイス事業利用者の満足度	-	80.0%		
若者が活躍できる環境と希望の実現に向けた取り組みの充実				
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	-	80.0%		
ライフプランセミナー参加者のうち「ライフプランについて考えるきっかけとなった」と回答した者の割合	-	85.0%		
若者自立・就労支援事業における利用登録者数	延べ108人	延べ240人		
子育ての安全・安心と負担軽減の取り組み				
「子育てについて相談したり、子育てに関する情報を得たりできる機会が保たれている」と思う市民の割合	59.8% (※20)	70.0%		
乳幼児健診の受診率	2か月	95.1%	2か月	現状維持
	4～5か月	93.5%	4～5か月	95.0%
	8～9か月	89.6%	8～9か月	95.0%
	1歳 6か月	98.5%	1歳 6か月	現状維持
	2歳 6か月	97.1%	2歳 6か月	98.0%
	3歳	96.8%	3歳	98.0%
児童館の乳幼児親子利用者数	254,254人	344,200人		
個別のニーズに応じたこども・子育て家庭への支援の充実				
「家庭環境の問題や障害などにより、個別の配慮を必要とするこどもや子育て家庭が、必要な支援を受けられている」と思う市民の割合	29.4% (※20)	50.0%		
特別支援保育の実施施設数	190か所 (令和5年4月1日)	220か所 (令和11年4月1日)		
学習・生活サポート事業利用者の満足度	94.0%	現状維持		

※20……令和5年度「仙台市の子ども・子育て環境」に関する市民アンケート調査

指標	現状値	目標値
男女がともに担う子育ての推進		
男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが進んでいる企業の割合	47.8% (※21)	79.0%
ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者のうち「自社で取り組みそうなアイデアを得る機会となった」と回答した者の割合	73.3%	85.0%
母親・両親教室等に夫婦で参加した割合	44.8%	80.0%
地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進		
「地域の子育て支援団体や子育て支援施設が提供するサービスの利用がしやすい」と思う市民の割合	41.2% (※20)	50.0%
子育て支援ネットワーク交流会の参加者数	58人	80人
地域をあげてこども・子育てを応援していく気運の醸成		
「仙台市では、地域の人や企業などが、こども・子育て家庭にやさしく、まち全体で子育てを応援してくれている」と思う市民の割合	33.8% (※20)	50.0%
のびすくナビ登録件数	14,725件	19,200件

※21……令和5年度宮城県労働実態調査における、仙台市内企業の男性育児休業取得率



第5章

教育・保育、 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（※22）と確保方策（※23）を定める単位として、「教育・保育提供区域」（以下「区域」という。）の設定が義務付けられています。

本市では、各施設・事業の現在の実施状況や利用状況のほか、市民にとってわかりやすい単位であること等を勘案して、以下のように区域を設定しました。

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業（地域子育て相談機関の量の見込み・確保方策も含む） ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦一時預かり事業 ⑧病児・病後児保育事業 ⑨妊婦一般健康診査 ⑩子育て世帯訪問支援事業 ⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（※24）		行政区 （青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区）
	⑫子育て短期支援事業 ⑬子育て援助活動支援事業 ⑭児童育成支援拠点事業 ⑮産後ケア事業 ⑯親子関係形成支援事業		仙台市全域
	⑰子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業		（量の見込み算出対象外）

※22……量の見込み：各施設・事業の需要量

※23……確保方策：量の見込みに対応する提供体制（供給量）

※24……乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度より制度化される見込みであることから、令和7年度に限り、地域子ども・子育て支援事業において実施する。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み算出の考え方

主に「仙台市すこやか子育てプラン2020」期間中の利用実績や本市が令和5年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下「本市調査」という。）をもとに、認定区分（※25）ごとの利用意向率を算出し、対象児童数（推計値）に乘じること等により、計画期間における量の見込みを算出しました。

認定区分	概要	利用対象施設・事業
1号認定	3～5歳児、学校教育のみ利用希望（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(参考) 対象児童数（※26）の見込み

単位：人

就学前児童	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	6,401	6,207	5,954	5,686	5,451	5,235	5,047
1・2歳計	14,144	13,316	12,784	12,331	11,803	11,293	10,836
3～5歳計	23,163	22,394	21,459	20,438	19,423	18,642	17,923
合計	43,708	41,917	40,197	38,455	36,677	35,170	33,806

小学生	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
小学1～3年生計	25,836	24,821	23,943	23,037	22,272	21,342	20,328
小学4～6年生計	26,750	26,662	26,207	25,759	24,747	23,872	22,968
合計	52,586	51,483	50,150	48,796	47,019	45,214	43,296

(2) 量の見込みに対応する確保方策の考え方

本市では、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う保育ニーズの高まりに的確に対応すべく、区域ごとに、教育・保育施設、地域型保育事業の整備を進め、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制を確保してまいりました。

今後の保育需要への対応は、既存施設での受入れを第一に考えていくとともに、量の拡大から質の向上へ方向性を転換していく国の保育政策や新たな子育て支援事業等に関するニーズを踏まえながら、今後の教育・保育施設のあり方の検討や適切な施設定員の管理を行うなど、適正な教育・保育体制を確保してまいります。

※25……子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）では、幼稚園や保育所等の利用を希望する場合、保護者の就労状況等をもとにした、利用のための認定を受ける必要がある。認定区分は上表の3区分がある。

※26……各年度4月1日時点の数値。令和6年度は実績値、令和7年度以降は推計値。

量の見込みと確保方策

表の見方

- (1) 各年度4月1日時点での数値。事業計画は令和7～令和11年度の5年間を計画期間としており、各年度において、翌年度当初の量の見込みに向けた整備等を行うことから、令和8～令和12年度当初時点での量の見込みと確保方策を記載しています。(以下全事業共通)
- (2) 特定教育・保育施設：新制度幼稚園、保育所、認定こども園
確認を受けない幼稚園：従来制度幼稚園
地域型保育事業：家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のうち地域枠
企業主導型保育事業：企業主導型保育事業のうち地域枠
- (3) 3～5歳の保育の必要性があるこどものうち、幼稚園及び預かり保育を希望するものについては、量の見込みにおいて2号（教育希望強い）に分類しており、確保方策については幼稚園の定員である1号で対応することとします。
- (4) 計画期間内において、量の見込みの大幅な増減が発生し、確保方策に過不足が見込まれる場合には、事業計画の見直しを行うことなどにより保育ニーズに対応することとします。

〇仙台市全域

単位：人

	令和8年度当初						令和9年度当初						令和10年度当初						令和11年度当初						令和12年度当初					
	2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号		
	1号 教育希 望強い 以外	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い 以外	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い 以外	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い 以外	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い 以外	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	5,848	15,441	9,666	1,625	3,929	4,112	14,829	5,571	9,489	1,584	3,862	4,043	5,236	14,150	9,243	1,536	3,767	3,940	4,970	13,638	9,000	1,490	3,670	3,840	13,185	4,723	8,787	1,451	3,585	3,751
		3,078	12,363	2,931	11,898	2,727		11,423	2,562	11,076	2,409	10,756		2,409	10,756															
特定教育・保育施設	9,320	12,727	8,136	1,736	3,158	3,242	9,146	12,573	8,042	1,650	3,138	3,254	8,982	12,359	7,926	1,539	3,127	3,260	8,821	12,157	7,824	1,443	3,130	3,251	8,672	11,958	7,728	1,353	3,128	3,247
確認を受けない幼稚園	5,530	0	0	0	0	0	5,530	0	0	0	0	0	5,530	0	0	0	0	0	5,530	0	0	0	0	0	5,530	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	1,953	531	702	720	0	0	1,937	527	693	717	0	0	1,871	492	675	704	0	0	1,807	458	663	686	0	0	1,742	426	646	670
	0	155	647	174	232	241	0	154	643	171	232	240	0	152	637	169	229	239	0	151	634	169	229	236	0	150	629	167	227	235
	0	0	42	0	0	42	0	0	42	0	0	42	42	0	42	0	0	42	42	0	42	0	0	42	42	0	42	0	0	42
合計	14,850	12,882	10,778	2,441	4,092	4,245	14,676	12,727	10,664	2,348	4,063	4,253	14,512	12,511	10,476	2,200	4,031	4,245	14,351	12,308	10,307	2,070	4,022	4,215	14,202	12,108	10,141	1,946	4,001	4,194
過不足(②-①)	5,924	519	1,112	816	163	133	6,174	829	1,175	764	201	210	6,549	1,068	1,233	664	264	305	6,819	1,232	1,307	580	352	375	7,070	1,352	1,354	495	416	443

②確保方策

〇青葉区

単位:人

	令和8年度当初						令和9年度当初						令和10年度当初						令和11年度当初						令和12年度当初						
	1号 教育希 望強い	2号 左記 以外		0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	2号 左記 以外		0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	2号 左記 以外		0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	2号 左記 以外		0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	2号 左記 以外		0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	1,355	3,766	2,396	380	985	1,031	1,291	3,617	2,352	370	968	1,014	1,213	3,453	2,291	359	944	988	1,151	3,329	2,231	348	920	963	1,094	3,214	2,656	2,178	339	899	940
		713 3,053					679 2,938						632 2,821						594 2,735						558						
特定教育・保育施設	2,550	3,100	2,002	442	770	790	2,508	3,052	1,975	417	765	793	2,468	3,003	1,950	393	762	795	2,429	2,954	1,924	368	763	793	2,393	2,905	1,900	346	762	792	
確認を受けない幼稚園	760	0	0	0	0	0	760	0	0	0	0	0	760	0	0	0	0	0	760	0	0	0	0	0	760	0	0	0	0	0	
地域型保育事業	0	0	602	171	213	218	0	0	597	169	210	218	0	0	576	158	205	213	0	0	557	147	201	209	0	0	532	137	194	201	
企業主導型保育事業	0	32	143	43	49	51	0	32	142	42	49	51	0	32	141	42	48	51	0	31	140	42	48	50	0	31	138	41	48	49	
上記以外	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	18	
合計	3,310	3,132	2,765	656	1,032	1,077	3,268	3,084	2,732	628	1,024	1,080	3,228	3,035	2,685	593	1,015	1,077	3,189	2,985	2,639	557	1,012	1,070	3,153	2,936	2,588	524	1,004	1,060	
過不足(②-①)	1,242	79	369	276	47	46	1,298	146	380	258	56	66	1,383	214	394	234	71	89	1,444	250	408	209	92	107	1,501	280	410	185	105	120	

〇宮城野区

単位:人

	令和8年度当初						令和9年度当初						令和10年度当初						令和11年度当初						令和12年度当初					
	2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号		
	1号	教育希 望強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	1,013	2,828	1,817	276	753	788	965	2,717	1,784	269	740	775	907	2,593	1,738	261	722	755	861	2,500	1,692	253	703	736	818	2,414	1,652	246	687	719
		533	2,295				508	2,209						472	2,121				444	2,056						417	1,997			
特定教育・保育施設	2,367	2,475	1,593	326	625	642	2,333	2,436	1,574	308	621	645	2,301	2,397	1,555	290	619	646	2,270	2,359	1,535	272	620	643	2,241	2,320	1,517	255	619	643
確認を要しない幼稚園	280	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0	280	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	330	86	120	124	0	0	327	85	119	123	0	0	317	80	116	121	0	0	306	74	114	118	0	0	295	69	111	115
企業主導型保育事業	0	29	116	30	42	44	0	29	115	30	42	43	0	28	114	29	42	43	0	28	114	29	42	43	0	28	113	29	41	43
上記以外	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24	0	0	24
合計	2,647	2,504	2,063	442	787	834	2,613	2,465	2,040	423	782	835	2,581	2,425	2,010	399	777	834	2,550	2,387	1,979	375	776	828	2,521	2,348	1,949	353	771	825
過不足(②-①)	1,101	209	246	166	34	46	1,140	256	256	154	42	60	1,202	304	272	138	55	79	1,245	331	287	122	73	92	1,286	351	297	107	84	106

○若林区

単位：人

	令和8年度当初						令和9年度当初						令和10年度当初						令和11年度当初						令和12年度当初						
	1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			
	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	767	2,269	1,386	251	555	580	731	2,179	1,360	244	545	571	687	2,081	1,325	237	532	556	652	2,007	1,290	230	518	542	619	1,939	1,260	224	506	530	
		404	1,865					384	1,795					358	1,723					336	1,671				316	1,623					
②確保方策	特定教育・保育施設	1,696	1,945	1,177	267	449	461	1,669	1,915	1,160	252	446	462	1,644	1,884	1,145	238	444	463	1,619	1,853	1,130	223	445	462	1,596	1,823	1,115	209	445	461
	確認を受けない幼稚園	300	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	282	70	105	107	0	0	280	70	103	107	0	0	270	65	100	105	0	0	261	60	99	102	0	0	252	56	96	100
	企業主導型保育事業	0	18	108	30	38	40	0	17	108	30	38	40	0	17	106	29	38	39	0	17	106	29	38	39	0	17	105	29	37	39
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1,996	1,963	1,567	367	592	608	1,969	1,932	1,548	352	587	609	1,944	1,901	1,521	332	582	607	1,919	1,870	1,497	312	582	603	1,896	1,840	1,472	294	578	600
過不足(②-①)		825	98	181	116	37	28	854	137	188	108	42	38	899	178	196	95	50	51	931	199	207	82	64	61	961	217	212	70	72	70

○太白区

単位：人

	令和8年度当初						令和9年度当初						令和10年度当初						令和11年度当初						令和12年度当初						
	2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号			1号			2号						
	1号	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号	教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	1,405	3,724	2,417	423	974	1,020	1,338	3,576	2,373	413	958	1,002	1,258	3,412	2,311	400	934	977	1,194	3,289	2,250	388	910	952	1,135	3,175	2,197	378	889	930	
		739	2,985				704	2,872					655	2,757					615	2,674					579	2,596					
②確保方策	特定教育・保育施設	1,691	2,841	1,921	417	742	762	1,653	2,841	1,908	405	738	765	1,616	2,783	1,867	366	735	766	1,580	2,737	1,842	343	735	764	1,547	2,693	1,819	321	735	763
	確認を受けない幼稚園	2,100	0	0	0	0	0	2,100	0	0	0	0	0	2,100	0	0	0	0	0	2,100	0	0	0	0	0	2,100	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	456	127	162	167	0	0	453	126	161	166	0	0	437	117	157	163	0	0	421	110	153	158	0	0	406	102	149	155
	企業主導型保育事業	0	70	205	48	77	80	0	70	204	47	77	80	0	69	203	47	76	80	0	69	201	47	76	78	0	68	200	46	76	78
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,791	2,911	2,682	592	981	1,009	3,753	2,911	2,565	578	976	1,011	3,716	2,852	2,507	530	968	1,009	3,680	2,806	2,464	500	964	1,000	3,647	2,761	2,425	469	960	996	
過不足(②-①)	1,647	▲74	165	169	7	▲11	1,711	39	192	165	18	9	1,803	95	196	130	34	32	1,871	132	214	112	54	48	1,933	165	228	91	71	66	

○泉区

単位：人

	令和8年度当初						令和9年度当初						令和10年度当初						令和11年度当初						令和12年度当初					
	2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号			2号		
	1号 教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳	1号 教育希 望強い	左記 以外	3号	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	1,308	2,854	1,650	295	662	693	1,246	2,740	1,820	288	651	681	1,171	2,611	1,578	279	635	664	1,112	2,513	1,537	271	619	647	1,057	2,423	1,500	264	604	632
		689	2,165					656	2,084					610	2,001					573	1,940				539	1,884				
特定教育・保育施設	1,016	2,366	1,443	284	572	587	983	2,329	1,425	268	568	589	953	2,292	1,409	252	567	590	923	2,254	1,393	237	567	589	895	2,217	1,377	222	567	588
確認を受けない幼稚園	2,090	0	0	0	0	0	2,090	0	0	0	0	0	2,090	0	0	0	0	0	2,090	0	0	0	0	0	2,090	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	283	77	102	104	0	0	280	77	100	103	0	0	271	72	97	102	0	0	262	67	96	99	0	0	257	62	96	99
企業主導型保育事業	0	6	75	23	26	26	0	6	74	22	26	26	0	6	73	22	25	26	0	6	73	22	25	26	0	6	73	22	25	26
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,106	2,372	1,801	384	700	717	3,073	2,335	1,779	367	694	718	3,043	2,298	1,753	346	689	718	3,013	2,260	1,728	326	688	714	2,985	2,223	1,707	306	688	713
過不足(②-①)	1,109	207	151	89	38	24	1,171	251	159	79	43	37	1,262	297	175	67	54	54	1,328	320	191	55	69	67	1,389	339	207	42	84	81

(3) 保育利用率の目標値の設定

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）」では、満3歳未満のこどもに待機児童が多いことから、満3歳未満のこどもの数全体に占める、3号認定こどもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の「量の見込み」が利用定員として確保すべき目標数となることから、本市における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定こども）÷推計人口（0～2歳）」により算出された以下の数値とします。

	令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
保育利用率	51.6%	52.7%	53.6%	54.5%	55.3%

(4) 幼児教育・保育の円滑な利用及び質の向上等に向けた取り組みの推進

基本指針では、質の高い教育・保育の推進方策について記載することとされています。

乳幼児期の発達は連続性を有するものであり、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることから、保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会の実施や保育・授業の相互の参観等により幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を推進するとともに、保育従事者の階層別研修や専門研修等の実施、幼稚園教諭の研修支援等、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実、発達心理学や臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談対応、各施設への効果的な監査指導等により、幼児教育・保育の質の確保・向上及び安全性の確保を図ります。

また、国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等、いわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれることから、仙台多文化共生センターと連携を図る等、当該幼児が幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援・配慮に努めます。

(5) 特別な支援が必要なこどもへの教育・保育の提供体制の確保

基本指針では、障害のあるこども等特別な支援が必要なこどもが、円滑に教育・保育を利用できるよう、その提供体制を確保することとされています。

本市では、発達相談支援センター等の関係部局との連携により、特別支援保育のニーズ等について状況把握を行いながら、特別支援保育に係る保育士の加配や医療的ケアが必要なこどもの受入れのための看護師の配置（民間施設については、経費の助成）により、提供体制の確保を図ります。また、特別（保育）支援コーディネーター研修等を通じた障害のあるこどもや配慮を要するこどもの支援等、さまざまな事例に対応できる人材の育成、発達心理学や臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談対応等により、特別な支援が必要なこどもへの教育・保育の質の向上に努めます。

(6) 認定こども園普及に係る基本的な考え方及び目標設置数

基本指針では、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟にこどもを受入れることができる施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援など、認定こども園普及に係る基本的な考え方や、その目標設置数を記載することとされています。

本市では、認定こども園が質の高い教育・保育の総合的な提供を担う施設として重要な役割を果たすと考え、幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を希望する場合に、きめ細かな相談対応や情報提供等、移行支援に十分な配慮を行います。

また、本市の計画期間における認定こども園の目標設置数は、既存の認定こども園数に、幼稚園及び保育所の事業者を実施した意向調査結果等をもとに、移行の予定があると回答した園数を加えた、170園程度とします。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

基本指針では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこととされています。

本市では、施設及び施設利用者にとって過度な負担が生じないように給付の実施回数や時期についても配慮しながら、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み算出の考え方

主に「仙台市すこやか子育てプラン2020」期間中の利用実績や、本市調査を踏まえた利用意向の動向などをもとに、各施設・事業の利用割合及び利用回数等を算出し、対象児童数（推計値）に乘じること等により、計画期間における量の見込みを算出しました。

(2) 量の見込みに対応する確保方策の考え方

既存の施設・体制を基本に、区域ごとに提供体制を確保します。

その際、すべてのこどもと子育て家庭を対象とした多様かつ総合的な子育て支援を充実させる必要があることから、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援や、こどもと子育て家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援や情報提供を行うなど、質の高い地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。

量の見込みと確保方策

○区域を行政区とするもの

①利用者支援事業 ※地域子育て相談機関の量の見込み・確保方策も含む

事業内容	○利用者支援事業は、基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型があり、こどもや保護者の身近な場所で、こども・子育てに関するきめ細かな情報提供等を行い、また、関係機関等との連絡調整等を図りながら、多様化する保育ニーズや子育てに対する不安・負担に対応するための相談支援等を実施する事業。 ○地域子育て相談機関は、子育て世帯の身近な相談機関として、こども家庭センターと連携しながら住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う機関であり、既存の子育て支援施設・事業所等への設置を想定。
実施状況	○基本型は、各のびすくのにびすく子育てコーディネーターを配置。 ○特定型は、各区保健福祉センター及び宮城総合支所に保育サービス相談員を配置。 ○こども家庭センター型は、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉双方の支援を一体的に提供するために必要な体制を確保。 ○妊婦等包括相談支援事業型は、各区保健福祉センター及び宮城総合支所において伴走型相談支援を実施。
実施主体 (実施場所等)	のびすく（基本型）、区保健福祉センター・宮城総合支所（特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）

- 利用者支援事業は、既存の体制により、機能の充実を図りながら、必要な提供体制を確保します。
- 地域子育て相談機関は、こども家庭センターの整備を進める中で、設置方法を検討してまいります。

(基本型)

単位：か所

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
宮城野区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
若林区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
太白区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5

(特定型及びこども家庭センター型)

単位：か所

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
宮城野区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
若林区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
太白区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
泉区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保方策	6	6	6	6	6

(地域子育て相談機関)

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
全市	量の見込み	(検討中)				
	確保方策	(検討中)				

(妊婦等包括相談支援事業型)

単位：件、延べ回数（回）

区域			令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の 見込み	妊娠届出数	1,495	1,428	1,369	1,315	1,268
		1組当たり 面談回数	3				
		合計	4,485	4,284	4,107	3,945	3,804
	確保 方策	区保健福祉 センター・ 宮城総合支所	4,485	4,284	4,107	3,945	3,804
宮城野区	量の 見込み	妊娠届出数	1,180	1,127	1,081	1,038	1,000
		1組当たり 面談回数	3				
		合計	3,540	3,381	3,243	3,114	3,000
	確保 方策	区保健福祉 センター	3,540	3,381	3,243	3,114	3,000
若林区	量の 見込み	妊娠届出数	853	814	781	750	723
		1組当たり 面談回数	3				
		合計	2,559	2,442	2,343	2,250	2,169
	確保 方策	区保健福祉 センター	2,559	2,442	2,343	2,250	2,169
太白区	量の 見込み	妊娠届出数	1,458	1,392	1,334	1,281	1,236
		1組当たり 面談回数	3				
		合計	4,374	4,176	4,002	3,843	3,708
	確保 方策	区保健福祉 センター	4,374	4,176	4,002	3,843	3,708
泉区	量の 見込み	妊娠届出数	962	919	881	846	815
		1組当たり 面談回数	3				
		合計	2,886	2,757	2,643	2,538	2,445
	確保 方策	区保健福祉 センター	2,886	2,757	2,643	2,538	2,445
全市	量の 見込み	妊娠届出数	5,948	5,680	5,446	5,230	5,042
		1組当たり 面談回数	3				
		合計	17,844	17,040	16,338	15,690	15,126
	確保 方策	各区保健福祉 センター・ 宮城総合支所	17,844	17,040	16,338	15,690	15,126

②時間外保育事業	
事業内容	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。
実施状況	保育所、認定こども園、地域型保育事業にて延長保育として実施。
実施主体 (実施場所等)	保育所、認定こども園、地域型保育事業

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：人

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	1,324	1,304	1,277	1,256	1,239
	確保方策	1,324	1,304	1,277	1,256	1,239
宮城野区	量の見込み	1,000	984	964	948	935
	確保方策	1,000	984	964	948	935
若林区	量の見込み	789	777	761	749	738
	確保方策	789	777	761	749	738
太白区	量の見込み	1,313	1,293	1,266	1,246	1,228
	確保方策	1,313	1,293	1,266	1,246	1,228
泉区	量の見込み	927	913	894	879	867
	確保方策	927	913	894	879	867
全市	量の見込み	5,353	5,271	5,162	5,078	5,007
	確保方策	5,353	5,271	5,162	5,078	5,007

③放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
実施状況	市内の児童館（児童センター）、児童クラブ室、サテライト室において児童クラブを実施。その他、民間事業者の運営する児童クラブもある。
実施主体（実施場所等）	児童館（児童センター）、児童クラブ室、民間事業者

- 小学校の余裕教室等を活用したサテライト室の整備や、民間事業者への支援により、必要な提供体制を確保します。

単位：人

区域			令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の 見込み	1年生	1,374	1,369	1,418	1,330	1,310
		2年生	1,241	1,229	1,197	1,209	1,130
		3年生	1,115	1,124	1,092	1,040	1,053
		4年生	617	659	645	607	579
		5年生	317	313	323	313	299
		6年生	125	128	126	127	123
		合計	4,789	4,822	4,801	4,626	4,494
	確保方策		4,789	4,822	4,801	4,626	4,494
宮城野区	量の 見込み	1年生	826	811	781	686	622
		2年生	779	788	780	732	636
		3年生	645	631	639	622	572
		4年生	396	397	389	378	365
		5年生	186	189	186	180	177
		6年生	88	97	97	94	90
		合計	2,920	2,913	2,872	2,692	2,462
	確保方策		2,920	2,913	2,872	2,692	2,462
若林区	量の 見込み	1年生	690	690	700	681	641
		2年生	682	661	653	663	616
		3年生	534	550	510	514	511
		4年生	367	357	363	342	325
		5年生	154	157	157	153	142
		6年生	63	63	66	63	63
		合計	2,490	2,478	2,449	2,416	2,298
	確保方策		2,490	2,478	2,449	2,416	2,298
太白区	量の 見込み	1年生	1,280	1,361	1,349	1,284	1,229
		2年生	1,139	1,188	1,217	1,204	1,121
		3年生	1,013	1,046	1,072	1,079	1,047
		4年生	593	621	633	619	628
		5年生	225	226	224	223	210
		6年生	103	118	110	112	110
		合計	4,353	4,560	4,605	4,521	4,345
	確保方策		4,353	4,560	4,605	4,521	4,345
泉区	量の 見込み	1年生	820	830	822	789	749
		2年生	806	781	778	770	739
		3年生	671	673	647	636	629
		4年生	410	399	397	378	366
		5年生	218	201	203	197	185
		6年生	112	127	121	116	107
		合計	3,037	3,011	2,968	2,886	2,775
	確保方策		3,037	3,011	2,968	2,886	2,775
全市	量の 見込み	1年生	4,990	5,061	5,070	4,770	4,551
		2年生	4,647	4,647	4,625	4,578	4,242
		3年生	3,978	4,024	3,960	3,891	3,812
		4年生	2,383	2,433	2,427	2,324	2,263
		5年生	1,100	1,086	1,093	1,066	1,013
		6年生	491	533	520	512	493
		合計	17,589	17,784	17,695	17,141	16,374
	確保方策		17,589	17,784	17,695	17,141	16,374

④乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
実施状況	新生児訪問として、乳児のいるすべての家庭を対象として実施。
実施主体 (実施場所等)	区保健福祉センター、総合支所

➤ 訪問指導員一人あたりの訪問件数を考慮し、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ訪問件数（件）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	1,530	1,461	1,401	1,345	1,297
	確保方策	訪問指導員：15人				
宮城野区	量の見込み	1,274	1,217	1,166	1,120	1,080
	確保方策	訪問指導員：8人				
若林区	量の見込み	868	829	795	764	736
	確保方策	訪問指導員：10人				
太白区	量の見込み	1,606	1,534	1,471	1,412	1,362
	確保方策	訪問指導員：10人				
泉区	量の見込み	1,152	1,100	1,054	1,013	976
	確保方策	訪問指導員：11人				
全市	量の見込み	6,430	6,141	5,887	5,654	5,451
	確保方策	訪問指導員：54人				

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容	未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う事業。
実施状況	令和5年度までは「育児ヘルプ家庭訪問事業（専門的な相談指導）」として実施。
実施主体 (実施場所等)	区保健福祉センター、総合支所

▶ 専門指導員一人あたりの訪問件数を考慮し、必要な提供体制を確保します。

単位：訪問対象人数（人）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	152	147	142	140	135
	確保方策	訪問指導員：16人				
宮城野区	量の見込み	109	102	96	92	88
	確保方策	訪問指導員：10人				
若林区	量の見込み	85	82	79	77	74
	確保方策	訪問指導員：7人				
太白区	量の見込み	144	138	133	131	127
	確保方策	訪問指導員：12人				
泉区	量の見込み	98	93	89	88	85
	確保方策	訪問指導員：10人				
全市	量の見込み	588	562	539	528	509
	確保方策	訪問指導員：55人				

⑥地域子育て支援拠点事業

事業内容	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の保護者の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や子育てに関する相談支援等を行う事業。
実施状況	のびすく、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館（児童センター）にて子育て支援事業を実施。
実施主体 （実施場所等）	のびすく、幼稚園、保育所、認定こども園、児童館（児童センター）

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：【量の見込み】延べ人数（人）、【確保方策】か所

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	110,405	106,670	102,927	99,826	96,900
	確保方策	66	66	66	66	66
宮城野区	量の見込み	85,383	82,153	78,667	75,549	72,462
	確保方策	56	56	56	56	56
若林区	量の見込み	75,416	72,874	70,291	67,978	65,809
	確保方策	38	38	38	38	38
太白区	量の見込み	130,896	125,866	120,941	116,721	113,179
	確保方策	48	49	49	49	49
泉区	量の見込み	106,888	101,853	97,075	93,006	89,524
	確保方策	57	57	57	57	57
全市	量の見込み	508,988	489,416	469,901	453,080	437,874
	確保方策	265	266	266	266	266

⑦一時預かり事業（幼稚園型）

事業内容	通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業。
実施状況	仙台市内のすべての私立幼稚園及び認定こども園で、預かり保育として実施。
実施主体 (実施場所等)	幼稚園、認定こども園

➤ 既存の幼稚園及び認定こども園での在園児を対象とした当該事業の実施により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数（人）

区域			令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み		130,104	128,637	124,908	122,334	119,819
	確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型I)	45,738	45,222	43,911	43,006	42,122
		その他	84,366	83,415	80,997	79,328	77,697
		合計	130,104	128,637	124,908	122,334	119,819
宮城野区	量の見込み		97,272	96,175	93,387	91,463	89,582
	確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型I)	34,196	33,810	32,830	32,154	31,493
		その他	63,076	62,365	60,557	59,309	58,089
		合計	97,272	96,175	93,387	91,463	89,582
若林区	量の見込み		73,654	72,823	70,712	69,255	67,831
	確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型I)	25,893	25,601	24,859	24,347	23,846
		その他	47,761	47,222	45,853	44,908	43,985
		合計	73,654	72,823	70,712	69,255	67,831
太白区	量の見込み		134,886	133,365	129,499	126,831	124,223
	確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型I)	47,419	46,884	45,525	44,587	43,671
		その他	87,467	86,481	83,974	82,244	80,552
		合計	134,886	133,365	129,499	126,831	124,223
泉区	量の見込み		125,614	124,197	120,597	118,112	115,683
	確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型I)	44,160	43,661	42,396	41,522	40,668
		その他	81,454	80,536	78,201	76,590	75,015
		合計	125,614	124,197	120,597	118,112	115,683
全市	量の見込み		561,530	555,197	539,103	527,995	517,138
	確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型I)	197,406	195,178	189,521	185,616	181,800
		その他	364,124	360,019	349,582	342,379	335,338
		合計	561,530	555,197	539,103	527,995	517,138

⑦一時預かり事業（幼稚園型を除く）	
事業内容	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
実施状況	保育所、認定こども園、地域型保育事業にて一時預かり・継続的利用保育サービス事業として実施。その他、のびすくでの託児が該当。
実施主体 (実施場所等)	保育所、認定こども園、地域型保育事業、のびすく

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数（人）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	11,381	10,890	10,425	9,997	9,609
	確保方策	11,381	10,890	10,425	9,997	9,609
宮城野区	量の見込み	7,314	6,998	6,700	6,425	6,176
	確保方策	7,314	6,998	6,700	6,425	6,176
若林区	量の見込み	6,301	6,030	5,771	5,534	5,321
	確保方策	6,301	6,030	5,771	5,534	5,321
太白区	量の見込み	9,302	8,900	8,520	8,169	7,854
	確保方策	9,302	8,900	8,520	8,169	7,854
泉区	量の見込み	7,463	7,139	6,834	6,553	6,301
	確保方策	7,463	7,139	6,834	6,553	6,301
全市	量の見込み	41,761	39,957	38,250	36,678	35,261
	確保方策	41,761	39,957	38,250	36,678	35,261

⑧ 病児・病後児保育事業

事業内容	病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合等のため家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に、病院や保育施設等に付設された施設で保育を行う事業。
実施状況	市内5か所（青葉区2、若林区1、太白区1、泉区1）で実施。 その他民間事業者の運営する病児保育事業もある。
実施主体 （実施場所等）	仙台市（病院、保育施設等への委託）、民間事業者

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ人数（人）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	681	665	653	635	632
	確保方策	681	665	653	635	632
宮城野区	量の見込み	965	943	926	901	896
	確保方策	965	943	926	901	896
若林区	量の見込み	696	680	668	650	646
	確保方策	696	680	668	650	646
太白区	量の見込み	730	713	700	681	677
	確保方策	730	713	700	681	677
泉区	量の見込み	624	610	599	583	580
	確保方策	624	610	599	583	580
全市	量の見込み	3,696	3,611	3,546	3,450	3,431
	確保方策	3,696	3,611	3,546	3,450	3,431

⑨妊婦一般健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
実施状況	妊娠の届出のあった者に妊婦一般健康診査助成券を交付し、16回まで助成。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（県内指定医療機関への委託（県外で受診した仙台市に住民票を有する方については、償還払いにより対応））

➤ 既存の指定医療機関の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：対象人数/延べ受診件数

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	1,495人 /17,583件	1,428人 /16,797件	1,369人 /16,108件	1,315人 /15,475件	1,268人 /14,923件
宮城野区	量の見込み	1,180人 /13,877件	1,127人 /13,257件	1,081人 /12,713件	1,038人 /12,213件	1,000人 /11,778件
若林区	量の見込み	853人 /10,026件	814人 /9,578件	781人 /9,185件	750人 /8,824件	723人 /8,510件
太白区	量の見込み	1,458人 /17,138件	1,392人 /16,372件	1,334人 /15,701件	1,281人 /15,083件	1,236人 /14,546件
泉区	量の見込み	962人 /11,311件	919人 /10,805件	881人 /10,362件	846人 /9,955件	815人 /9,600件
全市	量の見込み	5,948人 /69,935件	5,680人 /66,809件	5,446人 /64,069件	5,230人 /61,550件	5,042人 /59,357件
確保方策（全市）		実施場所：指定医療機関81、助産所3				

⑩ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
実施状況	令和5年度までは「育児ヘルプ家庭訪問事業（育児・家事等の援助）」として実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（民間事業者への委託）

➤ 既存の事業所の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ回数（回）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
青葉区	量の見込み	1,137	1,086	1,041	1,000	964
	確保方策	実施機関：4か所				
宮城野区	量の見込み	741	707	678	651	628
	確保方策	実施機関：3か所				
若林区	量の見込み	294	281	269	258	249
	確保方策	実施機関：3か所				
太白区	量の見込み	921	880	844	810	781
	確保方策	実施機関：3か所				
泉区	量の見込み	450	430	412	396	382
	確保方策	実施機関：3か所				
全市	量の見込み	3,543	3,384	3,244	3,115	3,004
	確保方策	実施機関：16か所				

⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件等を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業。令和8年度より給付制度に移行。
実施状況	令和5年度は、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を市内5施設で実施。 令和6年度は、市内10施設で試行的事業を実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（市内保育施設等への委託）

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

○仙台市全域

単位：人

		令和8年度当初			令和9年度当初			令和10年度当初			令和11年度当初			令和12年度当初		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み	特定教育・保育施設	208	124	109	199	119	105	189	113	100	179	107	94	173	104	89
	地域型保育事業	58	35	33	55	33	32	54	32	31	55	32	31	52	30	30
	幼稚園	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	0	10
	その他（※27）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	266	159	152	254	152	147	243	145	141	234	139	135	225	134	129
確保方策	特定教育・保育施設	208	124	109	199	119	105	189	113	100	179	107	94	173	104	89
	地域型保育事業	58	35	33	55	33	32	54	32	31	55	32	31	52	30	30
	幼稚園	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	0	10	0	0	10
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	266	159	152	254	152	147	243	145	141	234	139	135	225	134	129

○青葉区

単位：人

		令和8年度当初			令和9年度当初			令和10年度当初			令和11年度当初			令和12年度当初		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の見込み	特定教育・保育施設	54	31	29	52	30	30	50	30	29	47	28	27	46	28	27
	地域型保育事業	15	9	9	14	9	8	14	8	8	15	9	9	14	8	8
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	69	40	38	66	39	38	64	38	37	62	37	36	60	36	35
確保方策	特定教育・保育施設	54	31	29	52	30	30	50	30	29	47	28	27	46	28	27
	地域型保育事業	15	9	9	14	9	8	14	8	8	15	9	9	14	8	8
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	69	40	38	66	39	38	64	38	37	62	37	36	60	36	35

※27……その他：地域子育て支援拠点、児童発達支援センター、企業主導型保育事業、認可外保育施設、利便性の高い場所や空き店舗など。

○宮城野区

単位：人

		令和8年度当初			令和9年度当初			令和10年度当初			令和11年度当初			令和12年度当初		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の 見込み	特定教育・保育施設	38	23	23	36	22	21	33	20	20	32	19	19	30	18	17
	地域型保育事業	11	7	6	10	6	6	10	6	6	9	5	5	9	5	5
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	49	30	29	46	28	27	43	26	26	41	24	24	39	23	22
確保 方策	特定教育・保育施設	38	23	23	36	22	21	33	20	20	32	19	19	30	18	17
	地域型保育事業	11	7	6	10	6	6	10	6	6	9	5	5	9	5	5
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	49	30	29	46	28	27	43	26	26	41	24	24	39	23	22

○若林区

単位：人

		令和8年度当初			令和9年度当初			令和10年度当初			令和11年度当初			令和12年度当初		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の 見込み	特定教育・保育施設	31	19	18	30	18	17	28	17	16	26	15	15	25	15	14
	地域型保育事業	7	4	4	7	4	4	7	4	4	8	5	4	8	4	4
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	38	23	22	37	22	21	35	21	20	34	20	19	33	19	18
確保 方策	特定教育・保育施設	31	19	18	30	18	17	28	17	16	26	15	15	25	15	14
	地域型保育事業	7	4	4	7	4	4	7	4	4	8	5	4	8	4	4
	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	38	23	22	37	22	21	35	21	20	34	20	19	33	19	18

○太白区

単位：人

		令和8年度当初			令和9年度当初			令和10年度当初			令和11年度当初			令和12年度当初		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の 見込み	特定教育・保育施設	51	30	24	49	29	23	47	28	22	45	27	21	43	26	20
	地域型保育事業	15	9	8	14	8	8	14	8	8	14	8	8	13	8	8
	幼稚園	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	66	39	37	63	37	36	61	36	35	59	35	34	56	34	33
確保 方策	特定教育・保育施設	51	30	24	49	29	23	47	28	22	45	27	21	43	26	20
	地域型保育事業	15	9	8	14	8	8	14	8	8	14	8	8	13	8	8
	幼稚園	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	66	39	37	63	37	36	61	36	35	59	35	34	56	34	33

○泉区

単位：人

		令和8年度当初			令和9年度当初			令和10年度当初			令和11年度当初			令和12年度当初		
		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
量の 見込み	特定教育・保育施設	34	21	15	32	20	14	31	18	13	29	18	12	29	17	11
	地域型保育事業	10	6	6	10	6	6	9	6	5	9	5	5	8	5	5
	幼稚園	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	44	27	26	42	26	25	40	24	23	38	23	22	37	22	21
確保 方策	特定教育・保育施設	34	21	15	32	20	14	31	18	13	29	18	12	29	17	11
	地域型保育事業	10	6	6	10	6	6	9	6	5	9	5	5	8	5	5
	幼稚園	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	44	27	26	42	26	25	40	24	23	38	23	22	37	22	21

○区域を仙台市全域とするもの

⑫子育て短期支援事業	
事業内容	小学校修了前の児童を養育している保護者が疾病等によりその養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、施設または里親により児童を保護・養育する事業。
実施状況	子育て支援ショートステイ事業として実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（児童養護施設（4施設）、乳児院（2施設）、ファミリーホーム、里親への委託）

➤ 既存の施設及び里親の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：利用延べ日数（日）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
全市	量の見込み	389	372	356	342	330
	確保方策	389	372	356	342	330

⑬子育て援助活動支援事業	
事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と当該援助を行うことを希望する方（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
実施状況	仙台すくすくサポート事業として実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市

➤ 協力会員（こどもを預かることができる方）の確保に努めることにより、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ活動件数（件）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
全市	量の見込み	10,022	10,043	9,884	9,661	9,603
	確保方策	10,925	10,925	10,925	10,925	10,925

⑭ 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
実施状況	ふれあい広場事業として実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（民間事業者への委託）

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：人

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
全市	量の見込み	94	94	93	89	84
	確保方策	110	110	110	110	110

⑮ 産後ケア事業

事業内容	産後ケアを必要とする産後1年未満の母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る事業。
実施状況	宿泊型、デイサービス型、訪問型を実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（産科・小児科医療機関・助産所等への委託）

➤ 既存の施設の体制により、必要な提供体制を確保します。

単位：延べ日数（日）

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
全市	量の見込み	7,859	8,955	9,539	9,161	8,832
	確保方策	7,859	8,955	9,539	9,161	8,832

⑩ 親子関係形成支援事業	
事業内容	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業。
実施状況	民間事業者への委託により実施。
実施主体 (実施場所等)	仙台市（民間事業者への委託）

➤ 新たに事業所を選定し、必要な提供体制を確保します。

単位：人

区域		令和8年度当初	令和9年度当初	令和10年度当初	令和11年度当初	令和12年度当初
全市	量の見込み	144	140	135	130	124
	確保方策	144	140	135	130	124

第6章

計画の推進・評価

1 計画の推進・評価

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置された合議制の機関である「仙台市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検や評価を実施し、毎年その結果を公表します。

(1) 計画の推進体制

① 庁内

こどもや若者、子育て家庭に関する施策は広範な分野にわたることから、子ども若者応援推進本部により、教育局や経済局等の関係部局と連携を密にし、全庁的に施策を展開していきます。

② 仙台こども財団

こどものすこやかな育ちと子育てを地域社会全体で支える気運を一層高めるとともに、こどもや子育て家庭をめぐる課題や多様化するニーズに的確に対応しながら、こどもを中心とした社会づくりを進めることを目的として、令和5年11月に仙台こども財団を設立しました。財団と緊密に連携しながら、こども・若者施策を推進していきます。

③ 市民、企業、地域、関係団体等

家庭や地域、企業などの相互の連携・協力を図りながら、計画を推進します。また、こども・子育て支援に関わる各団体との連携を図っていきます。

(2) 計画の評価

- 施策の方向性ごとに数値目標を設定し、実績値や各種調査結果に基づき評価を行います。また、目標値を設定していないその他の事業についても、実施内容に基づき毎年評価を行い、子ども・子育て会議で本計画の進捗について報告します。
- こども・若者及び子育て世帯に向けたWEBアンケート等を実施し、本市の施策についてアウトカム評価を行うとともに、その結果を公表します。また、こども・若者及び子育て当事者等の意見を適切に聴取・反映するため、令和10年度を目途に大規模なアンケート調査を実施します。
- そのほか、社会・経済状況や市民ニーズの変化、国における新たな施策などに的確に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを実施します。



主な事業一覧

《基本的な視点1》

こども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進

(1) 権利を守る取り組みの推進

①こども・若者の権利に関する周知啓発

No	事業名	事業概要	担当課
1	こどもの権利に関する意識啓発	こども本人や小学生・中学生保護者への啓発パンフレットの配布等を通じ、こどもの権利、及び権利侵害の防止・健全育成等に関する啓発を行う。	こども若者局総務課
2	こどもの権利に関する職員向け研修	こども・若者の権利や意見聴取・反映の必要性を職員が理解し、こどもに関わる施策を適切に策定・実施・評価できるようにするため、こども基本法及びこども大綱の理念、意見聴取の手法等について、市職員に周知するための研修を行う。	こども若者局総務課
3	人権教育の推進	自分を大切に、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、こどもたちの人権尊重やジェンダーによる偏見や不平等をなくす意識の定着を図る。 また、人権教育の実践者としての資質向上を図るため、教職員向けの研修会を開催する。	教育センター 教育指導課

②困難な状況にあるこどもを守る対策の推進

No	事業名	事業概要	担当課
4	性暴力等の根絶に向けた取り組み	こどもを性暴力の被害から守るため、こども及び保護者向けのリーフレットを配布し、相談窓口の周知や被害の早期発見に向けた広報を行う。 また、中学生や高校生に対し、せんだい男女共同参画財団がデートDV防止のための出前講座を実施するなど、性暴力の被害・加害防止に向けた啓発を行う。	男女共同参画課
5	困難を抱える女性に向けたアウトリーチ型相談支援事業	貧困や孤立、性被害などのリスクを抱えるものの、様々な事情で支援機関につながっていない10代～20代の若年女性を主な対象とし、適切な相談・支援につなげることを目的として、アウトリーチ相談・支援を行う。	男女共同参画課
6	仙台市配偶者暴力相談支援センター事業	「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター「こども家庭総合相談」及びエル・ソーラ仙台「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、必要な情報提供を行う。 緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行う。 また、各種行政サービスや福祉制度の利用支援を行う。	男女共同参画課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
7	仙台的のち支えるLINE相談	若年者にとって身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用し、困りごとや悩みに応じた相談や専門機関につなげるにより、自死の抑制を図る。	障害者支援課
8	若年層に向けたメンタルヘルスケアの普及啓発活動(はあとケアサークルYELLの活動支援)	若年層の自死予防を目的に、普及啓発活動を行う学生サークルへの支援を行う。具体的には、サークルメンバーと一緒に、高校生や大学生等に向けた、メンタルヘルスに関するセルフケアの重要性や相談希求行動を促すための啓発媒体作成や授業時間における啓発活動を実施し、若年層のメンタルヘルスケアの維持向上を図る。	精神保健福祉総合センター

No	事業名	事業概要	担当課
9	こどもの権利擁護環境整備事業	こどもが意見を表明する機会を確保し、権利を擁護するため、「子どもアドボケイト」を市内の児童養護施設等に派遣する。また、信頼関係構築の中で、意見形成支援、意見表出支援を行い意見表明の基盤づくりを行う。	こども家庭保健課
10	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。	こども家庭保健課
11	児童虐待防止推進員	児童と日常的に接する施設（児童館、幼稚園、保育所等）に、専門知識と対応スキルを身につけた職員を配置するとともに、児童虐待の早期発見と適切な相談先の紹介等ができるように、職員のスキルアップ研修を実施する。	こども家庭保健課
12	要保護児童対策地域協議会	関係機関や地域との連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
13	児童虐待に係る医療ネットワーク事業	児童虐待対応に関する中核医療機関を設置し、医療機関同士のネットワーク化を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する。	こども家庭保健課
14	せんだいみやぎこども子育て相談	子育て・家庭・親子関係などに悩みを持つ方が一人で悩まず気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談窓口を開設している。	こども家庭保健課
15	支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童のいる世帯などの見守りを強化し、児童や家庭の状況把握を行うとともに、関係機関による適切な支援につなげる。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
16	乳幼児健康診査	各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立てるもので、生後2か月、4～5か月、8～9か月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
17	妊娠の届出と母子健康手帳の交付	母子が心身ともに健全な妊娠、出産、育児ができるように、妊娠の届出をした者に対して、母子の健康状態を記録し、健康管理に役立てるため、母子健康手帳を交付するとともに、保健指導・相談支援を行う。 特に、要保護児童対策地域協議会の対象である特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）について、妊娠早期から関わりを持ち、支援を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
18	新生児等訪問指導	妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問する。 また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
19	乳幼児健康診査未受診者対策	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者（直接接する機会のない親子）に対する家庭訪問等を実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
20	健診後のフォローの充実	健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のあるこども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
21	妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）	乳幼児虐待の要因のひとつである望まない妊娠を含む、妊娠により悩みを抱える若者等への相談対応や保健指導を行う窓口を設置することにより、妊娠期からの相談体制の充実を図る。	こども家庭保健課
22	ヤングケアラー支援事業	相談窓口の設置や関係機関への周知啓発等により、ヤングケアラーの把握に努めるほか、ピアサポートやオンラインサロンの実施やヘルパー派遣により負担軽減を図る。	こども家庭保健課
23	養育支援訪問事業（専門的相談支援）	未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
24	女性のための健康支援教室	育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象に、グループミーティング等で自分自身を語ることで、不安の軽減を図る。 また、育児期や更年期の心と体についての講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
25	多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援	双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課
26	こども家庭総合相談事業	各区保健福祉センター等において、こどもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
27	保健師等母子保健従事者の職員研修の充実	児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門知識及び技術の向上を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
28	児童虐待対策（親子再統合支援体制の強化）	何らかの困難を抱えた親子の関係改善に向けた調整及び支援を強化するため、保護者とともに目標を定め、親子再統合に向けた一連のプログラムを作成し、実施していく。	児童相談所心理支援課
29	児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化	増加する児童虐待通告等への対応など、さまざまな問題を抱えるこどもへの相談・援助を行うため、児童福祉司や児童心理司の増員等、児童相談所の体制・機能強化を図る	児童相談所相談指導課、保護支援課、心理支援課
30	親子こころの相談室運営	こころの問題を抱えるこどもと家族の継続的な心理面接、精神医学的助言を行うことで、子育ての不安を解消し、児童虐待の発生・再発を防止する。	児童相談所心理支援課
31	社会全体でのいじめ防止に向けた広報・啓発	社会全体でこどもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るため、いじめの理解促進に向けたリーフレットの配布や専用ポータルサイトでの情報発信など、広く市民に広報啓発を行う。	いじめ対策推進課 教育相談課
32	いじめ等相談支援室の運営	法律や心理の専門家を中心とした相談窓口（S-KET）を運営し、学校・教育委員会とは異なる立場からいじめに悩む児童生徒や保護者への相談支援を行う。	いじめ対策推進課

No	事業名	事業概要	担当課
33	いじめ対策担当教諭等の配置	いじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、組織的な対応力の向上につなげるため、市立小学校・中学校等に、いじめ対応の中核的役割を担う児童支援教諭及びいじめ対策専任教諭を配置するほか、いじめ事案を抱える小学校に対して、校内の巡回・指導を行ういじめ対策支援員を一定期間配置する。	教育相談課 教職員課
34	専門職の活用による学校の体制強化	学校・教育委員会に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒・保護者や教員への専門的な助言等による問題解決に向けた支援を行うとともに、法的課題に適切に対応するため、スクールロイヤーによる学校支援を行う。 また、児童生徒が身近に相談できる第三者的な存在として、さわやか相談員等を学校に配置する。	教育相談課
35	いじめ防止「きずな」キャンペーン	児童生徒のいじめの未然防止に向けた意識の高揚を図るため、全市一斉のキャンペーンを実施し、各学校における児童生徒の主体的な取り組みを推進する。	教育相談課
36	学校におけるアンケート調査の実施	各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握するための全市一斉アンケートや、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート等を実施し、いじめの未然防止や早期発見、学級経営に生かす。	教育相談課
37	教職員のいじめ防止対策研修	教職員のいじめ問題への対応力の向上を図るため、児童生徒の置かれている環境の理解や事例研究に関する研修等を行う。	教育センター 教育相談課
38	24時間いじめ相談専用電話、いじめ・学校生活SNS相談	いじめの早期発見と問題解決を図るため、24時間対応可能ないじめ相談専用電話や、SNSによる相談窓口を開設し、児童生徒や保護者からのいじめ相談に対応する。	教育相談課

(2) 意見尊重と、主体的な社会参画に向けた取り組み

①こども・若者が自分の意見を表明し、主体的に社会参画できる環境づくり

No	事業名	事業概要	担当課
39	こども・若者会議	こどもたちや若者が参画して意見交換や対話を重ねながら、企画の立案や提案の実現に向けた取り組みを行う。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	こどもの権利擁護環境整備事業【再掲】	こどもが意見を表明する機会を確保し、権利を擁護するため、「子どもアドボケイト」を市内の児童養護施設等に派遣する。また、信頼関係構築の中で、意見形成支援、意見表出支援を行い意見表明の基盤づくりを行う。	こども家庭保健課
40	みんなのおススメの本を教えて	中高生を対象に、おススメしたい本の紹介をイラストや文章で投稿してもらう。 投稿された作品は図書館内に掲示するほか、図書館ホームページなどで紹介する。	市民図書館
41	子ども参画型社会創造支援事業	小学校中学年の児童から中学校・高等学校の生徒まで、こどもたちがそれぞれに地域社会の構成員としての意識を育みながら成長していくことを目指し、こどもたち自身が主体的に参画し、こどもならではの役割と可能性を自由に発揮できるよう支援する。	生涯学習支援センター

②こども・若者の意見を施策に活かす取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課
42	こども施策の策定・実施・評価等における当事者意見反映の推進	仙台市における「こども施策」の実施にあたり、事業の対象となるこども・若者・子育て当事者等の意見を反映することの意義を周知するとともに、アンケートやグループインタビューの実施等、意見聴取・反映の事例や手法等についてとりまとめ、共有を行うことで、市政への当事者意見の反映を推進していく。	こども若者局総務課
43	こどもいけん広場	こどもたちが市の施策等に対して意見を伝え、政策を決めるプロセスに主体的に参画する機会を創出する。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
44	児童館・児童クラブ運営にかかる意見反映の取り組み	遊びの内容や遊具・備品・図書の購入、行事・イベントの実施など児童館・児童クラブ運営に関して、アンケート調査やこども意見箱の設置等により、児童や利用者の意見を把握し、反映する。	児童クラブ事業推進課
45	一時保護所運営における意見反映の取り組み	こどもが意見を表明できる意見箱を設置し、いつでも意見を表明してよい旨を説明するとともに、「こども会議」により生活上のルール等について、こどもが参画して議論する場を増やす。	児童相談所保護支援課
46	学校における意見反映の取り組み	校則の見直しなどの際に、児童生徒からの意見聴取や児童会・生徒会などで議論をする機会を設けるなど、こどもの意見の反映に取り組む。	教育相談課
47	児童が利用する施設における意見反映	児童が利用する施設において、利用者やイベント参加者の意見をアンケート等により聴取し、その意見を施設運営・イベントの企画等に反映していく。	科学館 博物館

《基本的な視点2》

こども・若者の成長を支える取り組みの充実と、 安全・安心な環境の確保

(1) 可能性を広げる教育と体験の場・遊びの環境の充実

① 幼児教育の充実

No	事業名	事業概要	担当課
48	幼保小連携の推進	こどもたちが幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な適応を図れるよう、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録などを活用し、一人ひとりのこどもの発達の姿を小学校へ伝えるほか、幼保小の連絡会や合同研修会の開催、共通様式による引き継ぎ（及び双方向での交流の強化）等を通じ、幼児教育と小学校教育の相互理解や緊密な連携に取り組むなど、学びの連続性の確保に努める。	運営支援課 学びの連携推進室
49	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業	幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する保育士が、幼稚園教諭免許状を取得するために要する経費等に対して助成を行う。	運営支援課
50	認定こども園への移行・運営支援	質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の普及を推進するため、事業者に対して指導・助言等を行い、運営を支援するとともに、認定こども園への移行を検討している幼稚園・保育所に対する相談支援等を行う。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
51	私立幼児教育施設運営費等補助	幼児教育の充実のため、私立の幼児教育施設（私立幼稚園）の施設整備費や運営費の一部を助成する。	認定給付課
52	幼稚園預かり保育事業	保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児を預かる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する。	幼保企画課 認定給付課
53	幼稚園教員研修支援	こどもの教育・保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、幼稚園教諭の研修を支援することで、教員一人ひとりの資質の向上を図る。	認定給付課
54	絵本を通じた心豊かな子育て支援事業	育児教室や乳幼児健康診査を実施している保健福祉センターなどに、乳幼児の保護者向けブックリストを配架するとともに、乳幼児向けおはなし会や乳幼児の保護者向け行事を実施し、乳幼児期からこどもや保護者が読書の楽しさ、大切さを知ることができる機会を提供する。	市民図書館

② 豊かな心と体の育成

No	事業名	事業概要	担当課
	人権教育の推進【再掲】	自分を大切に、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、こどもたちの人権尊重やジェンダーによる偏見や不平等をなくす意識の定着を図る。 また、人権教育の実践者としての資質向上を図るため、教職員向けの研修会を開催する。	教育センター 教育指導課

No	事業名	事業概要	担当課
	性暴力等の根絶に向けた取り組み【再掲】	こどもを性暴力の被害から守るため、こども及び保護者向けのリーフレットを配布し、相談窓口の周知や被害の早期発見に向けた広報を行う。 また、中学生や高校生に対し、せんだい男女共同参画財団がデートDV防止のための出前講座を実施するなど、性暴力の被害・加害防止に向けた啓発を行う。	男女共同参画課
55	性の多様性についての理解促進等	ホームページへの情報掲載や理解促進リーフレットの配布、居場所づくり事業等により、性の多様性が尊重される環境づくりに取り組む。	男女共同参画課
56	思春期保健健康教育事業	年齢や発達段階に応じた適切な時期に、専門職等による健康教育を実施することにより、対象者(学童期・思春期にあるすべての者及びその保護者)が、性と健康及び命に関する正しい知識を身につけ、生きる力を育むことを推進する。	感染症対策課 こども家庭保健課 各区管理課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課 健康教育課
57	命を大切にする教育の推進	児童生徒が生涯にわたって「心の危機」に対処するための土台となるよう、家庭や地域と連携しながら命を大切にする教育の推進を図る。 また、命を大切にする教育の実践者としての資質向上を図るため、教職員向けの研修会を開催する。	教育指導課
58	若年者向けゲートキーパー養成事業	自殺対策計画において重点対象とされている若者に対して、若者が親しみやすいイラストや漫画を用いたゲートキーパーに関する普及啓発を行い、基礎的な理解の促進を図る。	障害者支援課
59	幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策	こどもの心身面の不安やストレス反応について、幼児健康診査の際に問診票による聞き取り調査を行い、必要に応じて児童精神科医・臨床心理士による専門相談につなげる。 また、各区役所に「子どものこころの相談室」を設置し、18歳未満のこどもを対象に、児童精神科医・臨床心理士による専門相談を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
60	児童生徒の心のケア推進事業	児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、心の問題の未然防止、早期発見、解決を目指した支援を行う。	教育相談課
61	防災学習の充実	若年層へ防災意識を啓発し、災害による被害の軽減を図るため、幼稚園、小学校等における防災訓練及び体験型防災学習の実施、防災講話講師の派遣を行うなど、防災学習への支援に取り組む。	減災推進課
62	防災訓練の充実	火災をはじめとした災害による被害の軽減を目的として、幼稚園や小学校等が実施する防火・防災訓練等を支援し、若年層の知識の習得を図る。	予防課
63	消費者教育・学習の推進	こどもが自立した消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できる能力を育むために、ライフステージに応じた消費者教育を実践するための教材や情報等の提供を行う。	消費生活センター
64	情報モラル教育の推進	各学校で策定する「情報活用能力育成の年間指導計画」に基づき、すべての市立小中学校で情報モラルに関する授業を計画的に実施することで、情報モラルを含む情報活用能力の育成を推進する。	教育指導課
65	こどものころからの生活習慣病予防	学校等と連携を図り、健康課題の共有や健康教育等を実施することで、こどもの頃から生活習慣病を予防するための望ましい生活習慣を身に着けられるよう周知・啓発を行う。	健康政策課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
66	幼児の肥満対策	こどもの肥満予防と改善のために、乳幼児健康診査等において、食生活・身体活動などについての保健指導・個別相談を実施する。 また、肥満の乳幼児について、栄養相談を実施し、食生活改善に向けた支援を行う。	健康政策課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
67	保育所における食育推進事業	毎日の給食や野菜栽培・調理体験等の食育活動を積み重ね、こどもたちが食に興味や関心を持ち、食べることを楽しむ気持ちを育む。 また、保育所等に開設された子育て支援センター・支援室において、地域の子育て家庭に対し、離乳食講座や食事相談等を実施し、食育を推進する。	運営支援課
68	学校における食育推進事業	児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるよう、関係機関・団体と連携し、食に関する実体験や実践活動を通じた食育の推進を図る。 また、食物アレルギーを有する児童生徒が、安心して給食を食べられるように、学校職員の食物アレルギーに対する知識と理解を深めるための研修の充実を図る。	健康教育課
69	保健教育の充実	児童生徒の疾患の早期発見や適切な指導につながるよう、生活習慣病予防検査や運動器検診を通して、家庭との連携を図る。また、基本的生活習慣の指導とこどもの自己健康管理能力を高めるため、健康教育研修会の実施や授業実践への支援を行い、学校における保健教育の推進、充実を図る。	健康教育課
70	子どもの歯と口の健康づくり推進	乳幼児期のむし歯予防を推進するため、乳幼児健康診査や地域における健康教育を通じて、基本的生活習慣の定着を図るとともに、幼稚園・保育所等を対象としたフッ化物洗口導入支援事業等を通じて、年齢に応じたフッ化物応用法の啓発を行う。 また、むし歯予防に効果的とされる、フッ化物歯面塗布助成事業を通じて、かかりつけ歯科医での予防処置を受け始める機会とするとともに、歯科保健に対する意識の向上を図る。	健康政策課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
71	こどもの体力向上	こどもの体力・運動能力向上を図るため、市内の体育館等で行っている未就学児向けの事業等により、未就学児段階から運動に親しむ機会を提供する。	スポーツ振興課
72	児童生徒のための体力・運動能力向上推進事業	児童生徒が自己の体力の現状を把握し、運動に親しませる手だてを講じることによって、健康の保持増進と体力の向上を図る。	健康教育課
73	乳幼児とふれあう機会の充実	小学生や中学生、高校生に乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや家庭の意義の理解へつなげる。	運営支援課
74	子ども読書活動推進	仙台市子ども読書活動推進計画2024に基づき、こどもが他者と関わりながら生活の中で読書に親しみ、読書体験を通して心豊かに、しなやかに生きる力を育むことができる環境づくりを目指し、家庭、地域、学校、図書館において様々な取り組みを推進する。	生涯学習課
75	図書館における子ども読書活動推進事業	学校との連携を強化し、図書館資料の貸出や、小中学生を対象としたブックトークの実施などを通じて児童生徒の読書活動を支援する。 また、泉図書館2階の「子供図書室」を中心に、子ども読書に関わる人・情報・サービスのネットワークの拠点としての事業を展開する。	市民図書館
76	緑と花いっぱい花壇コンクール・絵画コンクール	緑と花に囲まれた明るく住みよいまちづくりを推進するため、「仙台市緑と花いっぱい花壇コンクール」を開催し、市内の小中学校を対象とした「学校の部」では、教育活動としての役割やこどもたちの取り組みの状況等の観点からも評価を行う。 また、「仙台市緑と花いっぱい絵画コンクール」を開催し、小中学生が花や緑の絵を描くことで、緑や自然の大切さを再認識する機会を創出する。	百年の杜推進課

③確かな学力の育成

No	事業名	事業概要	担当課
	幼保小連携の推進 【再掲】	こどもたちが幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への円滑な適応を図れるよう、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録などを活用し、一人ひとりのこどもの発達の姿を小学校へ伝えるほか、幼保小の連絡会や合同研修会の開催、共通様式による引き継ぎ（及び双方向での交流の強化）等を通じ、幼児教育と小学校教育の相互理解や緊密な連携に取り組むなど、学びの連続性の確保に努める。	運営支援課 学びの連携推進室
77	外国につながる子ども支援事業	外国人児童生徒をはじめとする、外国につながる子どもの学習支援について、「外国につながる子どもサポートせんだい」「日本語を母語としない子どもと親のための進路ガイダンス」「日本語を母語としない小中学生のための夏休み教室」「外国人児童と家族のための小学校入学準備講座」等を行い、学校や地域、市民団体が協働して支援するための環境づくりを行う。	交流企画課
78	少人数学習推進事業	小中学校において、児童生徒一人ひとりの個性に合わせた、きめ細かな指導を行うため、非常勤講師の配置や加配教員の活用等により、少人数学習を推進する。	教職員課
79	学校教育情報化の推進	授業等において1人1台端末や教育用クラウドなどICT機器を取り入れ、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、授業改善を図ることで、こどもたちの情報活用能力を育成する。	教育指導課
80	外国語教育の推進	ALT教育アドバイザーを講師とした英語教育講座を開設し、ALT等教員の指導力向上につなげ、外国語での言語活動を通して、こどもたちが積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育む。	教育指導課
81	仙台自分づくり教育推進事業	児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、仙台版キャリア教育を推進する。	学びの連携推進室
82	小1生活・学習サポーター事業	新入学児童が安心して集団生活を営み、落ち着いて授業等に取り組める環境をつくるため、小学校1年生のクラスに「小1生活・学習サポーター」を配置し、担任が生活指導、学習指導、給食指導などを実施する上での補助的な役割を果たす。	学びの連携推進室
83	院内学級学習環境整備	病気療養児の教育がより適切に行われるよう、教育環境の整備に努め、一人ひとりのこどもの病気の状態に合わせ、主治医の認める範囲で適正な教育課程を編成し、実施する。	特別支援教育課

④多様な体験・学習機会の充実

No	事業名	事業概要	担当課
84	どこでもパスポート事業	仙台市及び周辺の市町村の小中学生を対象として、公立の社会教育施設等を相互に無料で開放することにより、こどもたちの学びの機会の創出を図る。	政策調整課
85	夏のボランティア体験学習会（仙台市ボランティアセンター事業）	中学生以上を対象とし、学校、地域の連携と社会福祉施設やNPO等の受け入れ協力を得て、夏休み期間中の3～5日間で活動体験を行い、体験を通してボランティア・市民活動への理解と参加のきっかけづくりを行うとともに、こどもが自ら学び、行動する力、他人を思いやる豊かな心を育む。	社会課

No	事業名	事業概要	担当課
	乳幼児とふれあう機会の充実【再掲】	小学生や中学生、高校生に乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや家庭の意義の理解へつなげる。	運営支援課
86	環境配慮行動促進事業	幼児や小中学生に重点を置いた環境に関する出前授業やせんだい環境学習館でのサロン講座等を通して、環境問題への理解と関心を高め、環境に配慮できる人づくりを進めることにより、持続可能な社会を築いていくことを目指す。	環境共生課
87	杜の都のエコ・スクール活動	職員及び児童生徒一人ひとりが環境問題について理解し、環境への負荷が少なく地球環境にやさしい学校生活について、主体的に考え実践することができるようにする。	教育指導課
88	仙台市学童農園事業	仙台市内の農地を管理する農業者と契約し、児童生徒等を対象に、年間を通して栽培作業を実施する等の農業体験の場を設ける。	農林企画課
89	子どもの自然体験学習林事業	こどもたちの郷土の緑に対する理解や関心を深めるため、小中学生対象の自然体験学習を市有林、公園などで企画・実施し、植栽、間伐などの作業体験や間伐材を利用した作品づくりを通し、森とふれあう機会を創出することにより、森林等の豊かな自然環境等を活用した自然体験など、多様な体験活動機会の積極的な提供を図る。	百年の杜推進課
90	未来の杜せんだいネット「ハナミドリ」事業	緑化活動をしたい個人や市民団体、緑化活動を通じて地域貢献をしたい企業などを緑化イベントなどを通じてつなぎ、ネットワークを強化する取り組みを展開するほか、こどもたちをはじめ、初心者でも気軽に参加できるイベントや体験型プログラムを実施し、新たな担い手の育成を図る。	百年の杜推進課
91	ふるさとの杜再生プロジェクト	東日本大震災で甚大な被害を受けた仙台東部地域のみどりを、市民協働で再生させるプロジェクトで、市民植樹や育樹会、市内小学校を対象とした育樹体験事業等を開催する。 植樹した苗木を育てるための除草作業や周辺の自然観察、自然の恵みを利用したワークショップ等、みどりによる震災復興への協力や郷土愛を育み体験活動機会の積極的な提供を図る。	百年の杜推進課
92	マイタウンスポーツ活動推進	こどもから高齢者まで、年齢を問わずスポーツにふれることができるよう、地域スポーツ活動の活性化に向けた支援に取り組む。	スポーツ振興課
93	仙台ジュニアオーケストラの運営	小学5年生から高校2年生までの児童生徒が団員として所属するジュニアオーケストラにおいて、春と秋に実施する演奏会開催を中心とした活動を行い、本市における音楽文化の振興に寄与するとともに、音楽活動を通じ、青少年の健全育成を図る。	文化振興課
94	仙台フィルハーモニー管弦楽団によるコンサート	未就学児童及びその家族のためのコンサートや、小学5年生と中学1年生を対象としたオーケストラ鑑賞会を実施し、こどもがオーケストラにふれあえる機会を提供する。	文化振興課
95	仙台クラシックフェスティバル開催	0歳以上または3歳以上が入場可能な公演を多数開催し、多くのこどもたちがクラシック音楽にふれる機会を提供する。	文化振興課
96	仙台文学館におけるこどもを対象にした事業の実施	こどもが文学に親しみ、さらに理解を深めることができるように、仙台文学館に絵本や児童書を自由に読める「こどもの本の部屋」を常設する。 また、夏休み期間には、企画展「こども文学館えほんのひろば」で物語の世界を味わえる絵本の原画展を実施するとともに、「こどもの本の部屋」の拡大版の「絵本の部屋」を展開するほか、読み聞かせ等の事業を行う。	文化振興課

No	事業名	事業概要	担当課
97	こどもの文化芸術体験機会の創出	こどもたちが文化芸術に出会う機会をつくるため、学校、幼稚園、保育所等へアーティスト(音楽、演劇、大衆芸能、伝統芸能、美術、ダンス、文学等)を派遣する事業や古典芸能の「能」の稽古を体験できる事業等を実施する。	文化振興課
98	(仮称)国際センター駅北地区複合施設機運醸成事業(プレ事業)	乳幼児を含むこどもたちを対象に、それぞれの発達段階に応じたプログラムを用意し、純粋な楽しみから文化芸術と触れ合う機会の創出や創造性の発揮につながっていくようなワークショップ・プログラムを展開する。	青葉山エリア複合施設整備室
99	動物とのふれあい体験	開園日に毎日実施している「動物とのふれあい体験」において、市民が直接動物に触れることでその体温を感じ、命の尊さや、生き物の大切さを実感できる機会を提供していく。 また、学校を中心とした団体向けに実施している体験型の学びのプログラムでは、動物が活着していることを感じるにより、他者を思いやり、命を大切に育む。	八木山動物公園
	仙台自分づくり教育推進事業【再掲】	児童生徒が自ら学ぶ意欲を持ち、人や社会との関わりを大切にしながら、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育むため、仙台版キャリア教育を推進する。	学びの連携推進室
100	土曜日の教育支援体制等構築事業	学校区単位で、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体の協力を得て、土曜日等に地域のこどもを対象とした学習支援や体験活動等の教育活動を企画・実施する。	生涯学習課
	子ども読書活動推進【再掲】	仙台市子ども読書活動推進計画2024に基づき、こどもが他者と関わりながら生活の中で読書に親しみ、読書体験を通して心豊かに、しなやかに生きる力を育むことができる環境づくりを目指し、家庭、地域、学校、図書館において様々な取り組みを推進する。	生涯学習課
	図書館における子ども読書活動推進事業【再掲】	学校との連携を強化し、図書館資料の貸出や、小中学生を対象としたブックトークの実施などを通じて児童生徒の読書活動を支援する。 また、泉図書館2階の「子供図書室」を中心に、子ども読書に関わる人・情報・サービスのネットワークの拠点としての事業を展開する。	市民図書館
101	学校図書室等開放事業	市立小学校の図書室等を週末等に開放し、読書の機会を提供するとともに、こどもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る。	生涯学習課
102	校庭・体育館の自由活動開放事業	土曜日の午前中に、児童及び生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、市立小中学校、特別支援学校の校庭及び体育館を開放する。	生涯学習課
103	こどもわかものプロジェクト・ベース・ラーニング	メディアテークに「マンガ図書館(仮)」を展開し、こどもの居場所づくりを行うほか、マンガをテーマにこども・若者同士が自分自身の言葉で語り合い、考える機会を設ける。	生涯学習課
104	若者社会参画型学習推進事業	若者が地域づくり活動への参加や様々な人々との学びあいを通じて、身近な地域をよりよくすることへの意識を高め、自発的・主体的に活動することを学ぶ事業を実施する。	生涯学習支援センター
105	ジュニアリーダー育成支援	市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーを育成し、活動等の支援を行う。	生涯学習支援センター
106	夏休み親子探検ツアー	夏休み期間等に、普段見ることができない市バスの営業所や地下鉄車両基地を親子で見学できる交通局主催のイベント。 市バス車両の整備体験、地下鉄洗浄機通過体験などを通じて、こどもたちへ多様な体験の場を提供するとともに、市バス・地下鉄への興味関心の喚起を図る。	交通局経営企画課

No	事業名	事業概要	担当課
107	1ねんせいをはじめてきっぷ	市内小学校1年生を対象に、夏休み期間中の任意の3日間に、バス・地下鉄が乗り放題となる無料乗車券を配付し、次代の利用者であるこどもたちに、公共交通機関の利用機会を提供するとともに、バス・地下鉄の楽しさ・便利さや利用マナーの周知を図る。	交通局経営企画課
108	中学3年生卒業おめでとうきっぷ	中学校卒業をお祝いするとともに、バス・地下鉄の利用促進を図るため、仙台市及び周辺自治体の中学3年生を対象に、期間中(2月上旬～4月上旬)の任意の2日に、バス・地下鉄が乗り放題となる無料乗車券を配付する。	交通局経営企画課

⑤遊びの環境の充実

No	事業名	事業概要	担当課
109	プレーパーク等推進	既存資源を活用したプレーパークを地域と連携しながら各区で展開すると共に、遊び場の担い手の発掘・育成を図る。 また、プレーパークの普及啓発に向けて、プレーパークを始める方を対象とした補助事業やプレーパークの立ち上げ・運営に関する研修等を実施する等遊びの環境の充実を図る。	子育て応援都市推進課
110	遊び場の充実	既存資源の利活用や、屋内遊び場の整備を行うなど遊び場の創出に取り組み、遊びの環境の充実を図る。	子育て応援都市推進課
111	児童館事業の充実	児童館がおおむね小学校区ごとに整備されているという本市の強みを活かしながら、児童クラブの開設に加え、自由来館児童への遊び場の提供や遊びの指導のほか、中高生の居場所として夕方の時間帯を利用した遊戯室の提供や主体的に行事に関わる機会を増やすなど、利用促進を図る。 また、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。 加えて、児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く。	児童クラブ事業推進課
112	児童館・児童クラブの環境改善事業	新たに整備・改築する児童館及びサテライト室から、順次、児童クラブ専用区画の面積基準を児童一人当たり1.98㎡以上に引き上げるとともに、当面改築予定がない児童館は、児童数推計を踏まえつつ現面積で適用可能な場合は拡大後の基準とし、現面積での適用が難しい場合は、基準を満たすようサテライト室を整備する等、児童館・児童クラブにおいて生活の場・遊び場としての十分なスペースを確保する。 さらに、全居室へのエアコン設置やWi-Fi環境、防犯カメラの整備を進めるほか、教育委員会と連携し校庭や体育館等の活用促進を図るなど、児童館・児童クラブの環境改善を図る。	児童クラブ事業推進課
113	公園の柔軟な利活用推進	公園の利用ルールや利用条件の緩和など、自由に柔軟に利用できる公園づくりの推進や、都市公園施設の指定管理者や業務受託者と連携し、子育て支援のイベントを開催することにより、遊び環境の充実を図る。	公園管理課
114	都市公園整備・再整備事業	「仙台市みどりの基本計画」に基づき、公園や緑地の計画的な整備により、こどもの身近な遊び場や市民の憩いの場を創出し、都市環境や生活環境の向上を目指す。	公園管理課
115	公園の遊び環境充実事業	西公園、海岸公園、向山中央公園、台原森林公園、南小泉公園、七北田公園、榴岡公園などの遊び環境の充実を図る。	公園管理課

(2) 安心して成長できる環境づくり

①教育・保育基盤の整備

No	事業名	事業概要	担当課
116	児童クラブにおけるICT利活用	ICT(情報通信技術)の利活用を進めることにより、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の負担軽減や業務効率化を図り、児童館・児童クラブの活動プログラムの充実など質の向上につなげる。	児童クラブ事業推進課
117	保育施設等におけるICT利活用	ICT(情報通信技術)の利活用を進めることにより、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の負担軽減や業務効率化を図り、保育の質の向上につなげる。	幼保企画課
118	公立保育所の建替え・民営化	地域拠点保育所以外の公立保育所について、地域の保育需要の動向、建物の老朽化の状況、近隣の私立保育施設の整備状況等を勘案しながら、民設民営方式による建替えや定員減・廃止等を順次行う。	運営支援課 幼保企画課
119	私立保育所の運営支援	すこやかに生活できる環境と教育を提供する私立保育所について、保育需要を考慮し、必要な地域に設置するとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
120	小規模保育事業の運営支援	地域の多様なスペースを活用しながら、定員6人から19人までの比較的小規模な集団できめ細かな保育サービスを提供する小規模保育事業について、保育需要を考慮し、必要な地域に設置するとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
121	家庭的保育事業の運営支援	自宅等の家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育サービスを提供する家庭的保育事業について、保育需要を考慮し、必要な地域に設置するとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
122	事業所内保育事業の運営支援	企業等における仕事と子育ての両立支援を促すとともに、保育環境の向上を図るため、事業所内保育事業の設置を検討する事業者に対して相談対応等を行うとともに、施設の巡回指導など指導・助言を行い、運営を支援する。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
123	居宅訪問型保育事業の運営支援	障害、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児等へ保育サービスを提供する居宅訪問型保育事業について、設置を検討する事業者に対して相談対応等を行うとともに、事業者に対する指導・助言等を行い、運営を支援する。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
124	私立保育所等老朽化対策施設整備補助	老朽化した私立保育所等の建替えや改修等の費用を補助することで、既存の保育基盤を有効活用しつつ安全な保育環境の構築につなげる。	幼保企画課
	認定こども園への移行・運営支援【再掲】	質の高い幼児教育と保育サービスを一体的に提供する認定こども園の普及を推進するため、事業者に対して指導・助言等を行い、運営を支援するとともに、認定こども園への移行を検討している幼稚園・保育所に対する相談支援等を行う。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
	私立幼児教育施設運営費等補助【再掲】	幼児教育の充実のため、私立の幼児教育施設(私立幼稚園)の施設整備費や運営費の一部を助成する。	認定給付課
125	幼稚園2歳児受入れ推進事業	多様な保育ニーズへの対応、児童福祉の向上及び幼児教育の振興を図るため、保育を必要とする2歳児を受け入れて保育を行う幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する。	認定給付課
126	1歳児受入推進	0歳児の空き枠を転用し実際に1歳児受入れに至った保育施設等に、0歳児と1歳児の公定価格の基本分単価の差額の一部を補助する。	認定給付課

No	事業名	事業概要	担当課
127	学校教育施設整備	学校教育施設の新增改築や修繕、空調設備の設置など、安全で良好な教育環境を整備する。	学校施設課
128	コミュニティ・スクール推進事業	学校評議員会や学校関係者評価委員会、地域教育協議会など既存の会議の機能を包括した「学校運営協議会」を設置し、学校や家庭、地域が目標やビジョンを共有した上で、一体となって学校づくりを行い、児童生徒の豊かな学びの環境を創る。	教育指導課 学びの連携推進室

②教育・保育の質の確保、向上

No	事業名	事業概要	担当課
129	児童館等の職員研修等の充実	児童の健全な育成及び保護者に対する適切な支援が行われるよう、児童館及び民間事業者が運営する児童クラブの職員を対象とした研修や、モニタリング・実地調査などの機会を捉えて、児童館ガイドラインや放課後児童クラブ運営指針など関係法令等に関する理解を深め、児童厚生員・放課後児童支援員等職員一人ひとりの専門性の向上を図る。	児童クラブ事業推進課
130	公立保育所の地域拠点保育所としての機能の充実	地域拠点保育所として位置付けた22か所の公立保育所について、地域における配慮を必要とする児童等への対応強化、地域内の保育施設・子育て支援ボランティア等多様な担い手との交流・連携、新設の保育施設や経験の浅い経営主体が運営する保育施設に対する相談・支援、大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継拠点としての役割を担っていくための機能充実を図る。	運営支援課
	幼稚園教員研修支援【再掲】	こどもの教育・保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、幼稚園教諭の研修を支援することで、教員一人ひとりの資質の向上を図る。	認定給付課
131	保育士等の職員研修の充実	こどもの保育及び保護者への支援が適切に行われるよう、保育士等を対象とした研修の充実に努め、職員の専門性の向上を図る。	運営支援課
132	保育専門技術向上支援事業（スーパーバイズ事業）	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな保育や保護者への適切な支援を行うため、発達心理学・臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談を行い、幼稚園や保育所（園）、認定こども園の職員の保育専門技術の向上を図る。	運営支援課
133	特別（保育）支援コーディネーター養成事業	児童一人ひとりの特徴を踏まえたきめ細かな保育の実施や保護者への適切な支援を行うための研修を行い、さまざまな困難事例に対応できる基礎知識と実践力を身に付けたコーディネーター（保育施設内でキーパーソンとなる人材）の育成を図る。	運営支援課
134	認可外保育施設に対する指導監督の充実	認可外保育施設に対する研修の充実に努めるとともに、運営や保育に関する指導・助言を実施し、より安全で良質な保育サービスの提供を促進する。	運営支援課
135	保育士人材確保対策	市内保育施設の合同就職説明会の開催やインターネット等による保育士の魅力発信を行い、保育士の確保を図る。 また、雇用する保育士の宿舍を借り上げた事業者に対し、費用の一部を補助することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図る。	運営支援課
136	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭や認可外保育施設等の保育従事者等が保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成を行う。	運営支援課

No	事業名	事業概要	担当課
137	乳幼児における食物アレルギー対応の充実	保育所(園)や認定こども園に対して、食物アレルギー児の入所に関する調査を実施し、各施設の状況を把握した上で、必要とされる研修会、マニュアルの見直しなどを検討・実施することで、施設におけるアレルギー対応の充実を図る。	運営支援課
138	栄養士雇用助成	入所児童の栄養管理、個別配慮(離乳食・食物アレルギー)への対応、食育計画の作成等を行うため、栄養士を配置する保育所等に対し、助成を行う。	認定給付課
139	増員保育士等助成	保育士を手厚く加配することにより、入所児童の福祉の増進、職員の身体的・精神的休養、資質向上を図る研修参加の促進等を行うため、国の基準を上回る保育士を配置している保育所等に対し、助成を行う。	認定給付課
140	増員調理員助成	保育所等における食事の充実及び調理従事者の負担軽減を図るため、一定数以上の調理員を雇用する保育所等に対し、助成を行う。	認定給付課
141	産休等代替職員雇用助成	保育所等職員が産休もしくは疾病または負傷により、長期間にわたって継続した休業を必要とする場合において、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保するため、産休等代替職員の雇用経費に対し、助成を行う。	認定給付課
142	保育士等の処遇改善	教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給できる「長く働くことができる」職場構築のため、職員の勤続年数や技能・経験に応じて、保育士等の処遇改善を図る。	認定給付課
143	病原性大腸菌対策助成	保育所等の衛生管理を強化するため、病原性大腸菌対策関連消耗品を購入した場合及び職員が病原性大腸菌O-157の検査を含んだ検便を実施した場合、それぞれに要した費用に対し、助成を行う。	認定給付課
144	災害対応備蓄推進事業費助成	災害発生時にも、保育を必要とする児童の保育を継続するため、新設保育所等が災害備蓄としての非常食を購入する費用に対し、助成を行う。	認定給付課

③安全・安心な環境の確保

No	事業名	事業概要	担当課
145	安全安心街づくり事業	安全で安心して暮らせるまちの実現のため、仙台市防犯協会連合会等の関係団体と連携し、地域における防犯意識の高揚と地域防犯活動の活性化を推進する。	市民生活課
146	青少年街頭見守り事業	市内中心部の繁華街、地下鉄駅周辺の商店街及び市内64中学校区内の青少年が集まりやすい場所等を巡回し、青少年への声掛けを通して、非行の未然防止、早期発見、早期対応、犯罪被害の防止など、青少年の安全・安心及び健全育成につながる街頭指導活動を実施する(中央街頭指導・中学校区街頭指導)。	こども若者相談支援センター
147	携帯用防犯ブザー購入費補助事業	市内在住または市内の学校に通う小中学生の安全確保のため、PTA等が防犯ブザーを購入する費用の一部を補助する。	健康教育課
148	児童生徒の安全確保事業	学校防犯巡視員(仙台・まもらいだー)、学校ボランティア防犯巡視員による見守り活動を行い、児童生徒の安全・安心の確保を図る。	教育相談課
149	歩きたばこ防止対策事業	火のついたたばこを持ち歩くことは、手に持ったたばこの火がこどもの目の高さになり、火傷を負わせるおそれのある大変危険な行為であるため、歩きたばこ防止の定着を図るための周知・啓発を行い、市民の理解を深め、こどもが安全に暮らせるまちづくりを推進する。	市民生活課

No	事業名	事業概要	担当課
150	受動喫煙防止対策	たばこによる健康影響から市民を守り、「望まない受動喫煙のない」環境づくりを進めるため、小中学生等に対する喫煙防止教育や、妊産婦家庭訪問・幼児健康診査の場を活用した妊産婦やその家族に対するたばこの健康影響についての啓発及び禁煙支援等を行う。	健康政策課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
151	交通安全対策事業	交通安全知識の普及と交通モラルの高揚を図るため、交通安全指導員が幼稚園・保育所等で幼児・保護者を対象とした出前式交通安全教室を開催するとともに、市内7地区の交通指導隊員が、通学路等において街頭指導を行い、児童生徒等の交通安全に努める。	自転車交通安全課
152	通学路安全対策事業	こどもたちの安全を確保するため、通学路における歩道の整備や、路側帯のカラー化等により歩行者空間と車両空間を分離するなどの安全対策を実施する。	道路計画課
153	周産期福祉避難所の運営管理	災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦及び新生児を受け入れる二次的避難所として、看護学科を有する市内6か所の大学等との連携により「周産期福祉避難所」を設置する。	医療政策課
154	児童館・児童クラブの安全確保	児童に安全な環境で遊びや生活の場を提供するため、安全計画に基づく点検や実践的な訓練・研修を定期的実施するとともに、児童対応に関する倫理・サービスチェックを徹底するなどにより、職員一人ひとりの規範意識の向上を図る。 また、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動について学習し習得できるよう、児童の年齢や発達等に応じた安全指導を行う。	児童クラブ事業推進課
	学校教育施設整備【再掲】	学校教育施設の新増改築や修繕、空調設備の設置など、安全で良好な教育環境を整備する。	学校施設課
155	交通バリアフリー特定事業	職員のバリアフリー教育の充実を図るとともに、妊産婦やベビーカー使用の方が安心してバス・地下鉄を利用できるよう、バス・地下鉄車内へのマタニティマーク・ベビーカーマークの掲示、加えてベビーカー利用に関するキャンペーンの定期的な実施により、当該利用者への配慮と理解を求め、より利用しやすい環境づくりを進める。	安全推進課
156	応急手当普及啓発	主に小学4年生～中学3年生を対象とした、気軽に応急手当が学べる救命入門コースの受講を促進する。	救急指導課

④児童虐待防止対策・社会的養育の推進

No	事業名	事業概要	担当課
	性暴力等の根絶に向けた取り組み【再掲】	こどもを性暴力の被害から守るため、こども及び保護者向けのリーフレットを配布し、相談窓口の周知や被害の早期発見に向けた広報を行う。 また、中学生や高校生に対し、せんだい男女共同参画財団がデートDV防止のための出前講座を実施するなど、性暴力の被害・加害防止に向けた啓発を行う。	男女共同参画課
	仙台市配偶者暴力相談支援センター事業【再掲】	「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター「こども家庭総合相談」及びエルソーラ仙台「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、必要な情報提供を行う。 緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行う。 また、各種行政サービスや福祉制度の利用支援を行う。	男女共同参画課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
157	児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進	本体施設の小規模グループケア化を図るとともに、地域小規模児童養護施設等の増設により、施設機能の地域分散化を進め、より家庭的な環境のもとでの養育を促進する。	こども家庭保健課

No	事業名	事業概要	担当課
158	児童養護施設等における養育環境の向上	児童福祉法に規定する児童の施設への入所措置、または児童自立生活援助の実施を行った場合に、児童の養育上必要となる費用の支弁や施設整備への補助、運営等に関する指導・助言を行うことにより、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な養育環境の確保・向上を図る。	こども家庭保健課
159	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中または退所した児童等が、就職やアパート等を賃借する際に必要となる身元保証人の損害保険契約の保険料を負担することにより、身元保証人を確保し、児童等の社会的自立の促進を図る。	こども家庭保健課
160	児童養護施設等職員研修の実施	施設等に入所している児童や家庭への支援の質を確保するため、児童養護施設等の職員の研修体制を整備し、専門性の向上を図る。	こども家庭保健課
161	社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設等入所児童や退所者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供や相談支援等を行う。	こども家庭保健課
162	里親支援事業	里親登録者の増加を図り、里親やファミリーホームへの委託を推進するとともに、里親支援センターとの連携、里親支援専門相談員の配置や研修の実施等によって、里親への支援を充実させる。 また、代替養育を必要とするこどもが地域の中で十分な理解を得ながら育まれるよう、市民に対する里親制度の普及・啓発に努める。	こども家庭保健課
	児童虐待防止推進員【再掲】	児童と日常的に接する施設（児童館、幼稚園、保育所等）に、専門知識と対応スキルを身につけた職員を配置するとともに、児童虐待の早期発見と適切な相談先の紹介等ができるように、職員のスキルアップ研修を実施する。	こども家庭保健課
	要保護児童対策地域協議会【再掲】	関係機関や地域との連携を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	児童虐待に係る医療ネットワーク事業【再掲】	児童虐待対応に関する中核医療機関を設置し、医療機関同士のネットワーク化を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する。	こども家庭保健課
	乳幼児健康診査【再掲】	各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立てるもので、生後2か月、4～5か月、8～9か月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	妊娠の届出と母子健康手帳の交付【再掲】	母子が心身ともに健全な妊娠、出産、育児ができるように、妊娠の届出をした者に対して、母子の健康状態を記録し、健康管理に役立てるため、母子健康手帳を交付するとともに、保健指導・相談支援を行う。 特に、要保護児童対策地域協議会の対象である特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）について、妊娠早期から関わりを持ち、支援を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	新生児等訪問指導【再掲】	妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員（在宅の保健師、助産師）が対象者の家庭を訪問する。 また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
	乳幼児健康診査未受診者対策【再掲】	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者（直接接する機会のない親子）に対する家庭訪問等を実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	健診後のフォローの充実【再掲】	健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のあるこども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）【再掲】	乳幼児虐待の要因のひとつである望まない妊娠を含む、妊娠により悩みを抱える若者等への相談対応や保健指導を行う窓口を設置することにより、妊娠期からの相談体制の充実を図る。	こども家庭保健課
	養育支援訪問事業（専門的相談支援）【再掲】	未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	女性のための健康支援教室【再掲】	育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象に、グループミーティング等で自分自身を語ることで、不安の軽減を図る。また、育児期や更年期の心と体についての講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援【再掲】	双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課
	こども家庭総合相談事業【再掲】	各区保健福祉センター等において、こどもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	保健師等母子保健従事者の職員研修の充実【再掲】	児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門知識及び技術の向上を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	児童虐待対策（親子再統合支援体制の強化）【再掲】	何らかの困難を抱えた親子の関係改善に向けた調整及び支援を強化するため、保護者とともに目標を定め、親子再統合に向けた一連のプログラムを作成し、実施していく。	児童相談所心理支援課
	児童虐待に係る児童相談所の体制・機能強化【再掲】	増加する児童虐待通告等への対応など、さまざまな問題を抱えるこどもへの相談・援助を行うため、児童福祉司や児童心理司の増員等、児童相談所の体制・機能強化を図る。	児童相談所相談指導課、保護支援課、心理支援課
	親子こころの相談室運営【再掲】	こころの問題を抱えるこどもと家族の継続的な心理面接、精神医学的助言を行うことで、子育ての不安を解消し、児童虐待の発生・再発を防止する。	児童相談所心理支援課

⑤いじめ防止等対策の推進

No	事業名	事業概要	担当課
	社会全体でのいじめ防止に向けた広報・啓発【再掲】	社会全体でこどもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るため、いじめの理解促進に向けたリーフレットの配布や専用ポータルサイトでの情報発信など、広く市民に広報啓発を行う。	いじめ対策推進課 教育相談課
	いじめ等相談支援室の運営【再掲】	法律や心理の専門家を中心とした相談窓口(S-KET)を運営し、学校・教育委員会とは異なる立場からいじめに悩む児童生徒や保護者への相談支援を行う。	いじめ対策推進課
	いじめ対策担当教諭等の配置【再掲】	いじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、組織的な対応力の向上につなげるため、市立小学校・中学校等に、いじめ対応の中核的役割を担う児童支援教諭及びいじめ対策専任教諭を配置するほか、いじめ事案を抱える小学校に対して、校内の巡回・指導を行ういじめ対策支援員を一定期間配置する。	教育相談課 教職員課
	専門職の活用による学校の体制強化【再掲】	学校・教育委員会に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒・保護者や教員への専門的な助言等による問題解決に向けた支援を行うとともに、法的課題に適切に対応するため、スクールロイヤーによる学校支援を行う。また、児童生徒が身近に相談できる第三者的な存在として、さわか相談員等を学校に配置する。	教育相談課
	いじめ防止「きずな」キャンペーン【再掲】	児童生徒のいじめの未然防止に向けた意識の高揚を図るため、全市一斉のキャンペーンを実施し、各学校における児童生徒の主体的な取り組みを推進する。	教育相談課
	学校におけるアンケート調査の実施【再掲】	各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握するための全市一斉アンケートや、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート等を実施し、いじめの未然防止や早期発見、学級経営に生かす。	教育相談課
	教職員のいじめ防止対策研修【再掲】	教職員のいじめ問題への対応力の向上を図るため、児童生徒の置かれている環境の理解や事例研究に関する研修等を行う。	教育センター 教育相談課
	24時間いじめ相談専用電話、いじめ・学校生活SNS相談【再掲】	いじめの早期発見と問題解決を図るため、24時間対応可能ないじめ相談専用電話や、SNSによる相談窓口を開設し、児童生徒や保護者からのいじめ相談に対応する。	教育相談課

(3) 自分らしくいられる居場所づくり

①こども・若者の居場所づくり、多様な交流の場の創出

No	事業名	事業概要	担当課
163	朝の校内学び・体験の居場所づくりモデル事業	小学校の始業前の時間に、学校の施設内で児童が安全に学び・体験活動ができる居場所を開設する。	こども若者局総務課 生涯学習課
164	中高生の居場所づくり・自主活動支援事業	児童館において、中高生が主体的に企画運営する行事やボランティア・職場体験等を通じ、児童館に関わる機会を増やし、施設の利用促進を図るほか、のびすく泉中央4階プラザ等において、放課後や学校休業日における家庭や学校以外の居場所の提供を行うとともに、自主活動を通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、主体的な社会参加のために必要な資質を養う場を提供する。	子育て応援都市推進課 児童クラブ事業推進課

No	事業名	事業概要	担当課
165	こどもの居場所づくり推進	地域における多世代交流の取り組みを好事例として発信するなど、こどもの居場所を増やす取り組みを進める。	子育て応援都市推進課 (仙台子ども財団)
	プレーパーク等推進【再掲】	既存資源を活用したプレーパークを地域と連携しながら各区で展開すると共に、遊び場の担い手の発掘・育成を図る。 また、プレーパークの普及啓発に向けて、プレーパークを始める方を対象とした補助事業やプレーパークの立ち上げ・運営に関する研修等を実施する等遊びの環境の充実を図る。	子育て応援都市推進課
166	こどもの居場所づくり支援事業	こどもが安心して過ごせる居場所の確保や、地域による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進するため、地域のこどもを対象として食事の提供を行うこども食堂への費用助成や、ホームページ等を活用した広報、運営団体のネットワーク会議の実施等の運営支援を行う。	こども支援給付課
167	こどものためのサードプレイス事業	家庭や学校で困難を抱える小学生年代のこどもが、将来の自立に向けて生き抜く力を身に付け生活の向上を図ることを目的に、安心して過ごせる居場所を提供し、生活習慣や学習習慣を整えるとともに、保護者に相談支援を行う。	こども支援給付課
168	青少年自立促進事業	学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し、支援を行う。 また、就学や就労への意欲が高まった通所者への就学・就労支援を行う。	こども若者相談支援センター
	児童館事業の充実【再掲】	児童館がおおむね小学校区ごとに整備されているという本市の強みを活かしながら、児童クラブの開設に加え、自由来館児童への遊び場の提供や遊びの指導のほか、中高生の居場所として夕方の時間帯を利用した遊戯室の提供や主体的に行事に関わる機会を増やすなど、利用促進を図る。 また、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。 加えて、児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く。	児童クラブ事業推進課
169	児童館地域子育て支援事業	乳幼児親子が利用しやすい環境を整えるとともに、乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。	児童クラブ事業推進課
170	放課後児童健全育成事業の推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る。 実施にあたっては、小学校の余裕教室等を活用したサテライト室の整備や、民間事業者の運営する児童クラブへの支援などを通して、必要な提供体制を確保する。	児童クラブ事業推進課
171	児童館整備事業	児童クラブをはじめとする児童の健全育成事業と、乳幼児親子の交流の場としての子育て支援活動の地域拠点となる児童館を、小学校区単位を基本として整備を進める。 また、開設から相当期間を経過した児童館については計画的に大規模改修工事を行い、施設の環境改善を図る。	児童クラブ事業推進課

No	事業名	事業概要	担当課
	児童館・児童クラブの環境改善事業【再掲】	新たに整備・改築する児童館及びサテライト室から、順次、児童クラブ専用区画の面積基準を児童一人当たり1.98㎡以上に引き上げるとともに、当面改築予定がない児童館は、児童数推計を踏まえつつ現面積で適用可能な場合は拡大後の基準とし、現面積での適用が難しい場合は、基準を満たすようサテライト室を整備する等、児童館・児童クラブにおいて生活の場・遊び場としての十分なスペースを確保する。 さらに、全居室へのエアコン設置やWi-Fi環境、防犯カメラの整備を進めるほか、教育委員会と連携し校庭や体育館等の活用促進を図るなど、児童館・児童クラブの環境改善を図る。	児童クラブ事業推進課
172	放課後児童対策推進事業	放課後等のこどもたちの安全な居場所の確保・充実を図るため、児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進し、双方の事業者が互いの活動プログラムの情報共有や他方の事業への参加・協力、共同行事の企画・運営等に連携して取り組む。 活動場所として小学校教室等の積極的活用にも努めるなど、定期的な情報交換等を行いながら取り組むとともに、両事業を校内交流型として実施している箇所については引き続き事業の充実を図るほか、その他の箇所についても両事業の連携を推進する。	児童クラブ事業推進課 生涯学習課
173	放課後児童支援員等の人材確保・処遇改善	新卒者に加え、保育士等の資格を持ちながら育児等の事情により勤務していない潜在的な有資格者の採用につなげるため、市主催の合同就職説明会の活用等を通じて求人支援を行うなど、児童の健全な育成を支える児童厚生員・放課後児童支援員等の人材確保に資する取り組みを推進する。 また、放課後児童支援員の確保・定着、キャリアアップを促進するため、経験年数や研修受講状況に応じて処遇改善を図る。	児童クラブ事業推進課
174	児童館等要支援児受け入れ事業	放課後児童健全育成事業の実施にあたり、障害等により支援を必要とする児童（要支援児）に適切に対応するため、職員体制の充実とスキルアップ、巡回指導の強化など事業の充実を図り、要支援児に対してより細かな配慮を行える体制づくりを進め、すべての利用児童の健全育成を促進する。	児童クラブ事業推進課
175	児童館特別支援コーディネーター養成事業	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細やかな支援により、小学校や保育所の特別支援教育コーディネーターとの連絡調整、保護者対応に関する児童館の窓口的役割等を担う「児童館特別支援コーディネーター」養成のための研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図る。	児童クラブ事業推進課
176	放課後子ども教室推進事業	学校等を活用して安全・安心なこどもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末等におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を図る。	生涯学習課
	学校図書室等開放事業【再掲】	市立小学校の図書室等を週末等に開放し、読書の機会を提供するとともに、こどもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る。	生涯学習課
	校庭・体育館の自由活動開放事業【再掲】	土曜日の午前中に、児童及び生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、市立小中学校、特別支援学校の校庭及び体育館を開放する。	生涯学習課

No	事業名	事業概要	担当課
177	せんだい・アート・ノードプロジェクト 「ワケあり雑がみ部」	こどもも参加できる定期的な活動を「ワケあり雑がみ部」として、せんだいメディアテークにおいて行う。	生涯学習課

②不登校・ひきこもり等への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課
178	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぴ」	経済的な問題を抱える方やひきこもり状態で社会に出るきっかけをつかみたい方等を対象として、相談に対しワンストップで対応する。 生活面の相談や仕事探しなど、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題の早期解決を目指す。	保護自立支援課
179	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり状態にある本人及び家族を支援するため、ひきこもり地域支援センターにおいて各種相談に応じるとともに、訪問等による支援、家族教室や相談会等の普及啓発活動を行う。	障害者支援課
180	ひきこもり者・困難を抱える若者向けオンライン居場所事業	ひきこもり状態にある方や困難を抱える若者を対象にした、オンラインの居場所を開設し、同じ悩みを抱える方同士の交流や専門職による個別相談を提供する。	障害者支援課 若者支援課
181	精神障害保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）における支援	心理士・保健師・精神保健福祉士などが、ひきこもりや心の悩みや病気について、来所や電話での相談を受ける。 個別相談のほか、ひきこもり状態の方のためのフリースペース、悩みを抱えた家族同士の話し合いなども行う。	精神保健福祉総合センター
	青少年自立促進事業【再掲】	学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し、支援を行う。 また、就学や就労への意欲が高まった通所者への就学・就労支援を行う。	こども若者相談支援センター
182	義務教育終了後のつながりサポート事業	不登校の傾向があるなど、義務教育終了後に社会とのつながりが途切れてしまうことが懸念される青少年やその家庭に対し、適切な支援とのつながりを持つことができるようサポートする。	こども若者相談支援センター
183	不登校児童生徒への支援の充実	学習面でのつまずきや人間関係の課題など不登校の背景にあるさまざまな要因に適切に対応するため、学校における居場所づくりや、学習支援の拡充、組織体制の強化など、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の拡充を図る。 また、フリースクール等の学校外機関との連携を推進し、支援体制の強化を図る。	教育相談課
184	教育支援事業（「児遊の杜」「杜のひろば」の運営）	不登校児童生徒や保護者の不安・悩みを受け止め、個々に応じたさまざまな働きかけを通して、児童生徒の自立を支援するとともに、学校以外の居場所としての充実を図る。 また、不登校児童生徒や保護者等の電話相談、来所相談を実施する。	教育相談課
185	登校に不安や悩みを抱える児童生徒向けオンライン居場所「杜のひろば・C-リンク」事業	登校に不安や悩みを抱える児童生徒を対象にしたオンライン居場所「杜のひろば・C-リンク」を開設し、交流・イベント・学習支援等、児童生徒個々の状況に合わせた多様な学びの場を提供する。	教育相談課

《基本的な視点3》

自分らしい暮らしの実現と、 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

(1) 若者が活躍できる環境と希望の実現に向けた取り組みの充実

①こども・若者が望むライフプランを支える取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課
186	若い世代のライフデザイン支援事業	若い世代が仕事や結婚、子育てなどについて、具体的なイメージを持ちながら自らの将来を考え、ライフデザインを描くことができるよう、子育て家庭との交流を交えたセミナーを開催する。	若者支援課
187	結婚支援イベントの開催	若者の意見やニーズを取り入れた結婚支援イベントを開催し、結婚を希望する方に出会いの機会を提供する。	若者支援課
188	結婚新生活支援事業	結婚して新生活を始める若い世代を対象に、新生活のスタートアップに要する家賃や引越費用等の補助を行う。	若者支援課
189	仙台で働きたい！プロジェクト	大学等低学年から参加できる業界研究イベントや就業体験・インターンシップ、マッチングイベント等を通じて、中小企業等の認知度向上及び相互理解の促進を図る。	商業・人材支援課
190	ライフステージの転機を捉えたUIJターン促進事業	首都圏在住で東北出身の社会人を主なターゲットとして、定期的な対面イベントの開催及び情報発信を通じて、UIJターンの増加につなげる。	商業・人材支援課
191	合同企業説明会	宮城労働局及び宮城県と合同で、新規卒卒者等を対象とした合同企業説明会等を開催する。	商業・人材支援課
192	奨学金返還支援事業	中小企業等に就職した若者に対し、3年間最大54万円の奨学金返還支援を行う。	商業・人材支援課
193	次世代起業家等育成支援	小学生から高校生、高専生、大学生を対象にアントレプレナーシップ醸成プログラムを実施し、次世代の起業家育成を目指す。	スタートアップ支援課
194	仙台グローバルスタートアップ・キャンパス	仙台・東北の若手人材を中心とした起業家潜在層に対して、少人数による学習グループ(コホート)を基盤とした最先端の起業家教育プログラムやワークショップ、米国での現地研修等を通して、起業意欲の向上や、東北内の起業家層の発掘・ネットワーク強化を図る。	スタートアップ支援課
195	スタートアップ創出集中支援プログラム	仙台・東北でスタートアップの立ち上げを目指す学生や若者、創業後間もないスタートアップに対して、伴走支援プログラムを実施する。	スタートアップ支援課
196	ナノテラス教育分野活用事業	高校生に対してセミナーや視察、測定体験などの機会を提供し、ナノテラスや科学技術への関心を高めることで、科学的思考力の涵養を図るとともに、リサーチコンプレックスに関係する企業等の担い手の育成につなげる。	産業集積推進課
197	若年・子育て世帯住み替え支援	既存住宅の流通を促進し、若い世代の本市への定着を図ることを目的として、若年世帯または子育て世帯の住み替えを支援する。	住宅政策課
198	ハローフロスプロジェクト	青年期からの歯周病対策を強化するため、大学生等を中心にデンタルフロスの使用などセルフケアの実践を支援する。	健康政策課

No	事業名	事業概要	担当課
	性の多様性についての理解促進等【再掲】	ホームページへの情報掲載や理解促進リーフレットの配布、居場所づくり事業等により、性の多様性が尊重される環境づくりに取り組む。	男女共同参画課
	思春期保健健康教育事業【再掲】	年齢や発達段階に応じた適切な時期に、専門職等による健康教育を実施することにより、対象者(学童期・思春期にあるすべての者及びその保護者)が、性と健康及び命に関する正しい知識を身につけ、生きる力を育むことを推進する。	感染症対策課 こども家庭保健課 各区管理課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課 健康教育課
199	不妊・不育専門相談センター事業	不妊や不育症で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育症に関する治療や実施医療機関等についての確かな情報を提供し、併せて精神的・身体的な相談に対応できる体制を整備することで、不妊・不育症の悩みや不安の軽減を図る。	こども家庭保健課

②若者が活躍できる環境づくり

No	事業名	事業概要	担当課
200	仙台まちづくり若者ラボ	若者が「自分ごと」として参加する実践的プログラムを実施し、若者のアイデアを地域の課題解決や活性化に生かすとともに、主体的に動く若者や将来のまちづくりの担い手の発掘・育成を目指す。	市民協働推進課
201	ユースチャレンジ! コラボプロジェクト	若者にとって身近なまちづくりについて、若者団体から事業提案を募集し、市と協働で取り組むことにより、若者のアイデアを市の施策に取り入れ若者の発想を生かしたまちづくりを推進する。	市民協働推進課
202	仙台若者SDGsアワード	若者団体によるSDGsの達成に寄与する優れた社会貢献活動を表彰するイベントを開催し、若者の社会参加の促進を図る。	市民協働推進課
203	若者目線によるまちづくり情報の発信	若者自身が本市の若者施策や若者団体の活動などを取材し、その内容を民間の若者向け情報発信ウェブサイト等を活用して発信する。	市民協働推進課
204	地域中核企業輩出支援パッケージ	仙台・東北の地域経済を牽引する「地域中核企業」の輩出を目指し、各企業の課題に応じた様々な施策により、地元企業に対する重層的な支援を行う。	中小企業支援課
205	女性活躍のロールモデルや高度人材の受け皿となる大手企業の誘致	高賃金、転勤が少ない、海外とのやりとり、女性活躍など、若者の働く選択肢を増やし、本市を舞台とするライフプランの形成に寄与する国内外大手企業(特に化粧品や半導体など)の本社機能や研究開発部門の誘致を強化する。	企業立地課
206	学生の参加による地域づくり推進事業(あおば 学×まちネット)	地域での活動を希望する大学等の学生団体(部活動やサークル)の団体登録を受け、学生の協力を希望する町内会等の地域団体とのマッチングを図る。	青葉区まちづくり推進課

③社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課
	仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」【再掲】	経済的な問題を抱える方やひきこもり状態で社会に出るきっかけをつかみたい方等を対象として、相談に対しワンストップで対応する。 生活面の相談や仕事探しなど、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題の早期解決を目指す。	保護自立支援課
	ひきこもり者・困難を抱える若者向けオンライン居場所事業【再掲】	ひきこもり状態にある方や困難を抱える若者を対象にした、オンラインの居場所を開設し、同じ悩みを抱える方同士の交流や専門職による個別相談を提供する。	障害者支援課 若者支援課
	ヤングケアラー支援事業【再掲】	相談窓口の設置や関係機関への周知啓発等により、ヤングケアラーの把握に努めるほか、ピアサポートやオンラインサロンの実施やヘルパー派遣により負担軽減を図る。	こども家庭保健課
207	若者自立・就労支援事業	義務教育終了後から39歳までの就労等に不安を持つ若者を対象に、カウンセリングや各種講座、就労体験などを通じた支援を行う。	若者支援課
208	子ども・若者支援地域協議会の運営	こども・若者の支援に携わる関係機関等で構成する協議会を設置することにより、支援ネットワークを構築し、関係機関の連携の強化や各分野を組み合わせた効果的な支援を図る。	若者支援課
209	こども若者SNS相談	こども・若者がさまざまな不安や悩みを気軽に相談することができるよう、身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用して相談に対応する。	若者支援課
210	こども・若者相談	こども・若者自身や保護者からの悩みや不安について電話・面接・メールで相談を受け、問題の整理や助言を行う。 また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、こども・若者に関する相談に幅広く対応する。	こども若者相談支援センター
	青少年自立促進事業【再掲】	学校に行けない、学校に行っても安らげない、日中の居場所が欲しいなどの青少年が、日常的に通所して活動できる場として「ふれあい広場」を設置し、支援を行う。 また、就学や就労への意欲が高まった通所者への就学・就労支援を行う。	こども若者相談支援センター
	青少年街頭見守り事業【再掲】	市内中心部の繁華街、地下鉄駅周辺の商店街及び市内64中学校区内の青少年が集まりやすい場所等を巡回し、青少年への声掛けを通して、非行の未然防止、早期発見、早期対応、犯罪被害の防止など、青少年の安全・安心及び健全育成につながる街頭指導活動を実施する(中央街頭指導・中学校区街頭指導)。	こども若者相談支援センター
211	市立高等学校におけるインターンシップ	高校生等に企業等での就業体験を通して、職業適性や将来設計について考える機会を提供するとともに、異世代とのコミュニケーション能力の向上を図る。	高校教育課
212	就職支援員配置事業	企業等において人事担当の事務を経験した者などを仙台市立高等学校就職支援員として任用し、配置校の生徒の実態に即した実践的な就職支援を行う。	高校教育課

(2) 子育ての安全・安心と負担軽減の取り組み

①母子保健の充実

No.	事業名	事業概要	担当課
	子どもの歯と口の健康づくり推進 【再掲】	乳幼児期のむし歯予防を推進するため、乳幼児健康診査や地域における健康教育を通じて、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、幼稚園・保育所等を対象としたフッ化物洗口導入支援事業等を通じて、年齢に応じたフッ化物応用法の啓発を行う。 また、むし歯予防に効果的とされる、フッ化物歯面塗布助成事業を通じて、かかりつけ歯科医での予防処置を受け始める機会とするとともに、歯科保健に対する意識の向上を図る。	健康政策課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	受動喫煙防止対策 【再掲】	たばこによる健康影響から市民を守り、「望まない受動喫煙のない」環境づくりを進めるため、小中学生等に対する喫煙防止教育や、妊産婦家庭訪問・幼児健康診査の場を活用した妊産婦やその家族に対するたばこの健康影響についての啓発及び禁煙支援等を行う。	健康政策課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	幼児の肥満対策 【再掲】	こどもの肥満予防と改善のために、乳幼児健康診査等において、食生活・身体活動などについての保健指導・個別相談を実施する。 また、肥満の乳幼児について、栄養相談を実施し、食生活改善に向けた支援を行う。	健康政策課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
213	食育推進(食育の啓発)	こどもたちのすこやかな心身の発達及び親自身の健康増進のため、妊娠期も含めたさまざまな機会を捉えて相談や体験、交流等を通じた食育を推進する。	健康政策課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
214	訪問栄養指導事業	妊産婦、乳幼児を主な対象として個々人の健康状態や生活状況に合った栄養指導を実施し、生涯の健康づくりの基盤となる適切な食生活を普及する。	健康政策課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
215	子どもの感染症の予防(予防接種の推進)	こどもがかかる感染症を予防するため、麻しん等の定期予防接種を推進する。	予防企画課
216	妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援	妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援として、妊娠届出時・出産時に加え、妊娠8か月時にも面談を実施するとともに、子育てアプリなどを活用した情報発信や相談支援などを継続的に実施する。	子育て応援都市推進課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	妊娠等に関する相談事業(せんだい妊娠ほっとライン) 【再掲】	乳幼児虐待の要因のひとつである望まない妊娠を含む、妊娠により悩みを抱える若者等への相談対応や保健指導を行う窓口を設置することにより、妊娠期からの相談体制の充実を図る。	こども家庭保健課
	不妊・不育専門相談センター事業 【再掲】	不妊や不育症で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育症に関する治療や実施医療機関等についての確かな情報を提供し、併せて精神的・身体的な相談に対応できる体制を整備することで、不妊・不育症の悩みや不安の軽減を図る。	こども家庭保健課
217	助産制度の運営	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で出産の費用が準備できない場合に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	乳幼児健康診査 【再掲】	各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立てるもので、生後2か月、4～5か月、8～9月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
218	先天性代謝異常検査事業	先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液による検査を実施する。	こども家庭保健課
219	新生児聴覚検査	新生児の聴覚に関する異常を早期発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として実施する新生児聴覚検査を実施した場合に、その費用を助成するとともに、本検査の普及啓発を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	妊娠の届出と母子健康手帳の交付【再掲】	母子が心身ともに健全な妊娠、出産、育児ができるように、妊娠の届出をした者に対して、母子の健康状態を記録し、健康管理に役立てるため、母子健康手帳を交付するとともに、保健指導・相談支援を行う。 特に、要保護児童対策地域協議会の対象である特定妊婦(出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)について、妊娠早期から関わりを持ち、支援を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	新生児等訪問指導【再掲】	妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員(在宅の保健師、助産師)が対象者の家庭を訪問する。 また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	乳幼児健康診査未受診者対策【再掲】	要支援者の早期発見と早期支援により児童虐待の防止を図るため、新生児等訪問から3歳児健康診査までの健診等を、親子との重要な接触機会として捉え、各健康診査及び各事業における実施状況の確認と未受診者(直接接する機会のない親子)に対する家庭訪問等を実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	健診後のフォローの充実【再掲】	健診後のハイリスク親子(メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のあるこども、軽度ネグレクトなど)について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	幼児健康診査等に併せて行う心のケア対策【再掲】	こどもの心身面の不安やストレス反応について、幼児健康診査の際に問診票による聞き取り調査を行い、必要に応じて児童精神科医・臨床心理士による専門相談につなげる。 また、各区役所に「子どものこころの相談室」を設置し、18歳未満のこどもを対象に、児童精神科医・臨床心理士による専門相談を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
220	遺伝カウンセリング	遺伝についての不安や悩みを持つ者に対して、結婚や妊娠等への適切な判断ができるよう、区役所等における一次相談及び臨床専門医による二次相談を実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
221	産後の助産師等による相談事業(せんだい助産師サロン)	育児に不安や悩みを抱えていたり、身近に相談できる方がいなかったりする産婦に対し、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行うことで、産婦及び産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごとを軽減する。	こども家庭保健課
222	産後ケア事業	産後1年未満の産婦とその乳児を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
223	産婦健康診査	産後うつの予防や新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
224	妊婦一般健康診査	妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するため、妊婦に対する健康診査16回分の費用を助成することにより(県外で受診した分については償還払いにより対応)、妊娠期からの保健管理の向上を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
225	妊婦歯科健康診査	う蝕や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健診、歯科保健指導を行うことにより、家族ぐるみの歯と口の健康づくりを図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
226	特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援	特定妊婦(出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)と疑われる者に対し、産科等医療機関への受診同行支援を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
227	5歳児のびのび発達相談	就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である5歳児とその保護者を対象に、相談を実施し、早期支援につなげる。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
228	事故予防対策の推進	乳幼児健康診査や各種教室、新生児訪問などの事業において、こどもの事故予防の教材配布や保健指導を実施し、事故予防の普及啓発を強化する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

②小児医療の確保、学校保健の充実

No	事業名	事業概要	担当課
229	在宅当番医制事業	安心してこどもを生み、すこやかに育てることができる環境の基盤ともなる小児科の初期救急医療体制を確保するため、仙台市医師会との連携により、小児科の診療所において当番制で休日診療を行う。	医療政策課
230	小児救急医療体制の確保	夜間休日こども急病診療所を市立病院に併設することで、救命救急センターと連携して、小児救急医療を総合的に提供する。 また、小児科の第二次救急医療体制の確保のため、小児科の診療を行う医療機関が少ない土日祝日及び年末年始に、市内の病院において当番制で診療を行う小児科病院群輪番制運営事業を実施する。	医療政策課
	子どもの感染症の予防(予防接種の推進)【再掲】	こどもがかかる感染症を予防するため、麻しん等の定期予防接種を推進する。	予防企画課
231	子どもの感染症の予防(集団感染対策)	保育施設・小学校等における、ノロウイルス等の集団感染対策の推進及び発生予防策の啓発を図る。	感染症対策課 各区管理課
232	子どもの感染症の予防(性感染症対策)	10代の若者が性感染症を予防でき、早期発見・治療を行うことができるよう、性感染症及びHIVに関する正しい知識の普及啓発を推進する。	感染症対策課 各区管理課
	保健教育の充実【再掲】	児童生徒の疾患の早期発見や適切な指導につながるよう、生活習慣病予防検査や運動器検診を通して、家庭との連携を図る。また、基本的生活習慣の指導とこどもの自己健康管理能力を高めるため、健康教育研修会の実施や授業実践への支援を行い、学校における保健教育の推進、充実を図る。	健康教育課
	児童生徒の心のケア推進事業【再掲】	児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、心の問題の未然防止、早期発見、解決を目指す支援を行う。	教育相談課

③子育てに関する不安・負担の軽減

No	事業名	事業概要	担当課
233	仙台すくすくサポート事業	ファミリー・サポート・センター事業(こどもを預かってほしい方(利用会員)とこどもを預かることができる方(協力会員)双方の信頼関係のもとに実施する子育て支援活動事業。本市が事務局となり仲介等を行う)を実施し、子育て負担の軽減や、身近な地域の子育て支援の充実を図る。	こども若者局総務課
234	子育て支援ショートステイ事業	小学校修了前の児童を養育している保護者が、疾病や育児疲れ等により、その養育が一時的に困難になった場合に、一定期間施設または里親のもとで児童を保護・養育する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
235	のびすく運営	のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や情報の収集及び提供等を行うことにより、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	子育て応援都市推進課
236	のびすくにおける発達が気になるこどもを持つ親の支援	こどもの発達に不安を抱える保護者に対し、のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、気軽に相談や交流等ができる場の提供を行う。	子育て応援都市推進課
	女性のための健康支援教室【再掲】	育児不安やストレスを抱えている子育て中の女性を対象に、グループミーティング等で自分自身を語ることで、不安の軽減を図る。 また、育児期や更年期の心と体についての講演会等を開催し、生涯を通じた女性の健康の維持促進を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援【再掲】	双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課
237	母親教室・両親教室	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減して主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	新生児等訪問指導【再掲】	妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員(在宅の保健師、助産師)が対象者の家庭を訪問する。 また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	養育支援訪問事業(専門的相談支援)【再掲】	未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	産後ケア事業【再掲】	産後1年未満の産婦とその乳児を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
238	子育て世帯訪問支援事業(育児ヘルパー派遣)	育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行う。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
	児童館事業の充実【再掲】	児童館がおおむね小学校区ごとに整備されているという本市の強みを活かしながら、児童クラブの開設に加え、自由来館児童への遊び場の提供や遊びの指導のほか、中高生の居場所として夕方の時間帯を利用した遊戯室の提供や主体的に行事に関わる機会を増やすなど、利用促進を図る。 また、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。 加えて、児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く。	児童クラブ事業推進課
	児童館地域子育て支援事業【再掲】	乳幼児親子が利用しやすい環境を整えるとともに、乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。	児童クラブ事業推進課
	児童クラブにおけるICT利活用【再掲】	ICT(情報通信技術)の利活用を進めることにより、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の負担軽減や業務効率化を図り、児童館・児童クラブの活動プログラムの充実など質の向上につなげる。	児童クラブ事業推進課
	保育施設等におけるICT利活用【再掲】	ICT(情報通信技術)の利活用を進めることにより、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の負担軽減や業務効率化を図り、保育の質の向上につなげる。	幼保企画課
239	保育所等地域子育て支援事業	地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する。	運営支援課
240	幼稚園地域子育て支援事業	地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する。	認定給付課
241	保育手続きのオンライン化	保護者の保育施設等利用に係る手続きの負担軽減を図るため、保育施設等利用継続届や家庭状況等変更届のオンライン化を進めるとともに、本市の利用申請システムと国のシステムの連携について検討する。	認定給付課

④子育てに関する経済的負担の軽減

No	事業名	事業概要	担当課
242	不妊・不育症患者等支援事業	不妊・不育症患者等の支援のため、一定の要件を満たす不育症検査、不妊検査及び保険適用の不妊治療に伴う先進医療にかかる費用を一部助成する。	こども家庭保健課
	助産制度の運営【再掲】	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で出産の費用が準備できない場合に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	産婦健康診査【再掲】	産後うつや新生児等への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
	妊婦一般健康診査【再掲】	妊娠中の身体の異常の早期発見、早期治療等を促進するため、妊婦に対する健康診査16回分の費用を助成することにより(県外で受診した分については償還払いにより対応)、妊娠期からの保健管理の向上を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
243	小児慢性特定疾病対策事業	児童等の健全育成を目的として、厚生労働省告示により定める慢性疾病にかかっている児童等(20歳まで延長可)に、保険診療の自己負担分(所得により一部自己負担あり)に対する医療費の支給を行う。	こども家庭保健課 各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課
244	養育費の確保に関する支援の推進	ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応や家庭裁判所等への同行支援を行うほか、公正証書等作成に要する費用及び養育費保証契約の保証料を助成する。	こども支援給付課
245	第3子以降小学校入学祝金	少子化対策の推進及び子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、小学校に新たに入学するこどもが第3子以降の場合に、仙台市内に住所を有する保護者に対し入学祝金を支給する。	こども支援給付課
246	妊婦支援給付金	産前産後の経済的負担の軽減のため、妊婦の方に妊娠届出後と赤ちゃん訪問後の2回、妊婦支援給付金を支給する。	こども支援給付課
247	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、就業するために必要な資格取得費用やこどもの学費、就学支度資金など経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供と家計に関する相談を行った上で、各種資金の貸付を行う。	こども支援給付課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
248	児童手当支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資することを目的とし、0歳から18歳になった年の年度末までの児童の養育者に対し、児童手当を支給する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
249	児童扶養手当支給	ひとり親家庭において養育される児童の心身のすこやかな成長と当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、ひとり親家庭の母または父もしくは父母のいない児童の養育者に対し児童扶養手当を支給する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
250	特別児童扶養手当支給	精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図るため、当該児童の養育者に対し特別児童扶養手当を支給する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
251	子ども医療費助成	こどもを持つ家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健康維持と福祉の増進を図るため、こどもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成する。 対象となるこどもの年齢の拡大や、初診時等の利用者一部負担金の廃止を進める。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
252	母子・父子家庭医療費助成	母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童及び父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
253	未熟児養育医療給付	入院を必要とする2,000グラム以下等の未熟児に対し、生後すみやかに適切な処置を講じることで、出生児の健康を保持・増進することを目的として、必要な医療の給付を行う。	こども支援給付課 各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課
254	自立支援医療費(育成医療)支給	身体上の障害のある児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童において、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去または軽減を図るために、必要な医療費の支給を行う。	こども支援給付課 各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課
255	家庭ごみ等ごみ処理手数料減免	満1歳までの新生児の養育者に対して、家庭ごみ指定袋(中サイズ)を50枚配付することにより育児支援を行う。	家庭ごみ減量課

No	事業名	事業概要	担当課
256	子育て世帯の市営住宅の優先入居	教育費等の経済的負担の大きい子育て世帯を積極的に支援し、高齢化が進行する市営住宅団地のコミュニティの活性化を図るため、市営住宅への入居者募集にあたり、定期募集において、子育て世帯への抽選優遇措置を図るとともに、定期募集とは別に、子育て世帯等を対象にした特定枠募集を実施する。	市営住宅管理課
257	就学援助	経済的理由により就学が困難な小・中・中等教育（前期課程）学校児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する。	学事課
258	せんだいバスFREE+	バスで学校等に通学する学生・生徒・児童を対象に、宮城交通株式会社（株式会社ミヤコーバス含む）の仙台市に関わる路線と仙台市交通局の路線バスが定額で乗り放題となる通学定期券制度。通学に加え、買い物やアルバイト等の目的でも利用できる。	公共交通推進課
259	学都仙台市バス・地下鉄フリーパス運賃制度	学校等に通学する学生・児童を対象に、市バス全線や希望する地下鉄路線が乗り放題となる通学定期券制度。利用区間によっては区間通学定期券よりも格安で利用でき、通学以外にも買い物や習い事、アルバイト等の目的でも利用できる。	交通局経営企画課
260	ハッピー・ファミリー・ライド	大人1人につき、同伴する小学生2人までの市バス・地下鉄運賃を土日祝日限定で無料とするもの。令和6年度に引き続き、令和7年度にも期間を限定して実証実験を行う。	交通局経営企画課
261	環境定期券制度～休日カルガモ家族～	土・日・休日、年末年始（12月29日～1月3日）に、市バス・宮城交通バスの定期券（「学都仙台フリーパス」及び「せんだいバスFREE+」を除く）を持っている方が、同居する家族（5人まで）と定期券表示区間内を利用した場合に、家族が1人乗車1回につき、大人100円・小児50円（現金に限る）で利用できる制度。	交通局経営企画課

⑤子育てに関する情報提供・相談支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課
	のびすく運営【再掲】	のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や情報の収集及び提供等を行うことにより、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	子育て応援都市推進課
262	のびすくにおける専門の相談員の配置	のびすく（子育てふれあいプラザ等）に、専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター（のここ）」を配置し、保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うとともに、地域の子育て支援者等と連携を図ることにより、子育て家庭の状況に応じた適切なサービス利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	子育て応援都市推進課
263	のびすくにおける父親の子育て力向上支援	父親の子育て力の向上に資するため、のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、助産師等による両親教室や育児講座を開催する。	子育て応援都市推進課
	多胎児等を育てる保護者のための育児サークル等支援【再掲】	双子・三つ子、低出生体重児等を育てる保護者等を対象に、子育ての大変さや不安等を共感できる機会を設定し、育児不安の軽減を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課

No	事業名	事業概要	担当課
	母親教室・両親教室【再掲】	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減して主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
264	3～4か月児育児教室	保護者が安心して育児ができるよう、必要な技術・知識を習得する機会とし、乳児のすこやかな成長を支援すると共に虐待の予防を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
265	離乳食教室	乳幼児の食習慣づくりの基礎となる時期に、発達段階に応じた離乳食の進め方についての講話や保健指導を行うとともに、子育て世代における食生活及び朝食摂取とその内容の充実の重要性について啓発する。 また、保護者同士の情報交換により、地域でのつながりを持つ機会とする。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
266	電子メールによる子育て情報発信	乳幼児健康診査、各種教室、のびすく(子育てふれあいプラザ等)の情報など、子育て支援にかかるさまざまな情報について、メールアドレスを登録した方に対して電子メールにより発信する。	子育て応援都市推進課 各区家庭健康課
267	子育てに関する情報発信の充実	専用ホームページやスマートフォン向けアプリ等の運用、「くまのがっこう」のキャラクターの活用等により、本市における子育てに関する情報を総合的に発信し、必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図る。	子育て応援都市推進課
	新生児等訪問指導【再掲】	妊産婦、乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な保健指導を行い、母性の健康の保持増進、児童の健全育成を図るため、各区保健福祉センター等職員及び訪問指導員(在宅の保健師、助産師)が対象者の家庭を訪問する。 また、乳幼児虐待の要因のひとつである産後うつ病の早期発見のため、ハイリスク者を発見するための全国的な様式であるエジンバラ質問票を全数実施する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	こども家庭総合相談事業【再掲】	各区保健福祉センター等において、こどもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	産後の助産師等による相談事業(せんだい助産師サロン)【再掲】	育児に不安や悩みを抱えていたり、身近に相談できる方がいなかったりする産婦に対し、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行うことで、産婦及び産婦の育児を尊重するとともに、不安や生活上の困りごとを軽減する。	こども家庭保健課
	不妊・不育専門相談センター事業【再掲】	不妊や不育症で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育症に関する治療や実施医療機関等についての的確な情報を提供し、併せて精神的・身体的な相談に対応できる体制を整備することで、不妊・不育症の悩みや不安の軽減を図る。	こども家庭保健課
	5歳児のびのび発達相談【再掲】	就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である5歳児とその保護者を対象に、相談を実施し、早期支援につなげる。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
268	祖父母手帳の配布	子育て世代と祖父母世代がお互いに育児についての理解を深め、ともに楽しく育児に向き合うきっかけとなることを目的として、「祖父母手帳」を配布する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	児童館地域子育て支援事業【再掲】	乳幼児親子が利用しやすい環境を整えるとともに、乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。	児童クラブ事業推進課

No	事業名	事業概要	担当課
269	子育て何でも相談	子育てに関する悩みや不安について、電話・面接・メールで幅広い相談に対応し、家庭での子育てを支援する。 また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介する。	こども若者相談支援センター
270	子育て市民セミナー	こどもの成長や親の役割、青少年の抱える諸問題について、大学教授などの専門家によるセミナーを開催し、子育てや青少年健全育成の啓発を図る。	こども若者相談支援センター
	保育所における食育推進事業【再掲】	毎日の給食や野菜栽培・調理体験等の食育活動を積み重ね、こどもたちが食に興味や関心を持ち、食べることを楽しむ気持ちを育む。 また、保育所等に開設された子育て支援センター・支援室において、地域の子育て家庭に対し、離乳食講座や食事相談等を実施し、食育を推進する。	運営支援課
	保育所等地域子育て支援事業【再掲】	地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する。	運営支援課
	幼稚園地域子育て支援事業【再掲】	地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する。	認定給付課
271	区役所等における利用者支援事業	区役所等に保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげる。 また、保育所の地域子育て支援センター等に出向いての相談対応や、地域の子育て支援の従事者等との連携により、多様化する保育ニーズに関する相談等の対応を図る。	認定給付課
	こども・若者相談【再掲】	こども・若者自身や保護者からの悩みや不安について電話・面接・メールで相談を受け、問題の整理や助言を行う。 また、相談の内容により必要に応じて専門機関を紹介するなど、こども・若者に関する相談に幅広く対応する。	こども若者相談支援センター
	親子こころの相談室運営【再掲】	こころの問題を抱えるこどもと家族の継続的な心理面接、精神医学的助言を行うことで、子育ての不安を解消し、児童虐待の発生・再発を防止する。	児童相談所心理支援課
	教育支援事業（「児遊の杜」「杜のひろば」の運営）【再掲】	不登校児童生徒や保護者の不安・悩みを受け止め、個々に応じたさまざまな働きかけを通して、児童生徒の自立を支援するとともに、学校以外の居場所としての充実を図る。 また、不登校児童生徒や保護者等の電話相談、来所相談を実施する。	教育相談課
272	家庭教育の推進	基本的な生活習慣など、子育てや家庭教育についての講座、栄養士等を講師とした講話や調理実習を行う食育講座、携帯電話・インターネットの安全性についての普及啓発などを実施する。	生涯学習課
273	家庭教育推進事業	子育て世代が育児や家庭生活について学び、親子のふれあいを深めたりすることをねらいとする事業を実施する。	生涯学習支援センター

(3) 個別のニーズに応じたこども・子育て家庭への支援の充実

①多様な保育サービス等の充実

No	事業名	事業概要	担当課
274	医療的ケア児の受入れ	経管栄養、導尿、インスリン注射、血糖測定、喀痰吸引、酸素療法等の医療的ケアを要する児童が、安全な環境のもとで集団生活を経験し、他者との交流を楽しみながら過ごせるよう、看護師や保育士を配置するなどして、保育所や児童クラブでの受入れを進める。	運営支援課 認定給付課 児童クラブ事業推進課
275	特別支援保育の充実	特別な支援を要する障害児等が集団生活を経験しながら心身の発達が促され、社会生活に必要な基礎的能力を養っていくこと、また、すべての児童が相互交流を通じて多様な個性がある他者との関わりを学び、思いやりの気持ちを育むことで人間性を豊かにしていくことを目的として、保育所等において保育士を加配し、特別支援保育児童の受入れを進める。 障害に関する支援の程度を重度まで拡大し、児童の様子に応じたきめ細かな支援と環境づくりを行うほか、受入れ施設への支援として、関係機関と連携して巡回や助言を行う。	運営支援課 幼保企画課 認定給付課
276	病児・病後児保育事業	病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で保護者の勤務の都合等のため家庭で育児を行うことが困難な児童を対象に、病院や保育施設等に付設された施設で保育を行う。	幼保企画課 認定給付課
	幼稚園預かり保育事業【再掲】	保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児を預かる「預かり保育」を実施する私立幼稚園に対し、必要経費の一部を助成する。	幼保企画課 認定給付課
277	保育所等における一時預かり事業	保護者の断続的・短時間就労や傷病、看護、育児に伴う心理的・肉体的負担などにより、家庭における保育が一時・緊急的に困難となる児童に柔軟に対応する。	幼保企画課 認定給付課
278	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応した保育を行うため、通常の保育時間(11時間)の前後において、延長保育を実施し、子育て家庭への支援の充実を図る。	幼保企画課 認定給付課
279	休日保育事業	日曜・祝日等に保護者の就労等により、家庭における保育が困難となる児童を対象とした休日保育を実施し、子育て家庭への支援の充実を図る。	幼保企画課 認定給付課
280	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	普段保育施設等に通っていない子育て家庭のこどもを対象に、保護者の就労要件等を問わずに保育施設等を利用できる事業を行う。	幼保企画課

②こどもの貧困対策の推進

No	事業名	事業概要	担当課
281	学習・生活サポート事業	生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、保護者からのこどもの養育に関する相談に対応し、学校や関係機関との連携により総合的な支援を行う。	保護自立支援課 こども支援給付課
282	中途退学未然防止等事業	生活困窮世帯の高校生等を対象に、中途退学を防止し、また、中途退学に至った後のステップにつなげるため、進級支援や心の安定を図る居場所の提供を行い、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うことで将来の自立を支える。 また、保護者からのこどもの養育に関する相談に対応し、学校や関係機関との連携により総合的な支援を行う。	保護自立支援課 こども支援給付課

No	事業名	事業概要	担当課
	こどもの居場所づくり支援事業【再掲】	こどもが安心して過ごせる居場所の確保や、地域による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進するため、地域のこどもを対象として食事の提供を行う子ども食堂への費用助成やホームページ等を活用した広報、運営団体のネットワーク会議の実施等の運営支援を行う。	こども支援給付課
	就学援助【再掲】	経済的理由により就学が困難な小・中・中等教育（前期課程）学校児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する。	学事課

③ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課
283	ひとり親家庭等生活向上支援事業	ひとり親家庭等を対象に、居宅への訪問による相談支援や区役所等支援機関への同行支援、メールを活用した相談に平日夜間や休日に対応するほか、ホームページやメール配信による情報発信を行う。	こども支援給付課
	児童扶養手当支給【再掲】	ひとり親家庭において養育される児童の心身のすこやかな成長と当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として、ひとり親家庭の母または父もしくは父母のない児童の養育者に対し児童扶養手当を支給する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
	母子・父子家庭医療費助成【再掲】	母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童及び父母のない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
284	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、自立を図るための修学等または疾病等により一時的に家事や育児が必要な場合などに、家庭生活支援員を利用者の居宅に派遣し、日常生活支援を行うことにより、対象家庭等の生活の安定を図る。	こども支援給付課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
285	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父または母の主體的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に対し、自立支援教育訓練給付金を支給する。	こども支援給付課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
286	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父または母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、職業訓練修了支援給付金を修了後に支給する。	こども支援給付課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
287	仙台市ひとり親家庭等相談支援センター事業	母子家庭相談支援センター及び父子家庭相談支援センターの相談員が、相談者個別の家庭状況、就業適性、就業経験等に応じた就業相談及び情報提供を行う。	こども支援給付課
	養育費の確保に関する支援の推進【再掲】	ひとり親家庭における養育費確保を推進するため、弁護士や専門相談員による相談対応や家庭裁判所等への同行支援を行うほか、公正証書等作成に要する費用及び養育費保証契約の保証料を助成する。	こども支援給付課
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付【再掲】	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、就業するために必要な資格取得費用やこどもの学費、就学支度資金など経済的自立の援助と生活意欲の助長を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供と家計に関する相談を行った上で、各種資金の貸付を行う。	こども支援給付課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
	健診後のフォローの充実【再掲】	健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のあるこども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
288	母子保護の実施（母子生活支援施設への入所）	保護を要する女子及びその者の監護すべき児童を、母子生活支援施設において保護し、必要な相談・指導・援護等を行うことにより、母子家庭の生活を支援し、福祉の向上を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	仙台市配偶者暴力相談支援センター事業【再掲】	「女性への暴力相談電話」、各区保健福祉センター「こども家庭総合相談」及びエル・ソーラ仙台「女性相談」において、配偶者等からの暴力の相談に応じ、必要な情報提供を行う。 緊急時には、安全確保の相談に応じ、保護命令制度について、情報提供や利用支援を行う。 また、各種行政サービスや福祉制度の利用支援を行う。	男女共同参画課 こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課

④障害のあるこどもなどへの支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課
289	放課後等デイサービス事業	障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等、長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験の機会を作り、自立に向けた支援を行う。 また、主に重症心身障害児が身近な場所で放課後支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所の整備を促進する。	障害者支援課
290	在宅障害児者福祉サービス推進	障害児（者）の自立した地域生活の支援と社会参加の促進のため、ホームヘルプサービス、短期入所、相談支援などの、在宅障害児（者）に対する各種事業を実施する。	障害者支援課
291	児童発達支援センター運営	発達に遅れのある幼児に対して、障害特性に応じた療育を行い、こども一人ひとりの発達を促す。	障害者支援課 各発達相談支援センター
292	発達相談支援センター運営	発達障害児と家族の育ちや暮らしの困難さなどに対して、本人・家族が望んでいる地域生活の実現のため、他機関と連携しながら、子育てや地域生活などに関する相談支援を行う。	各発達相談支援センター
293	難病サポートセンター事業	仙台市難病サポートセンターを設置し、難病のこどもと家族に対し、関係機関と連携しながら、電話・面談による支援や訪問支援を行う。	障害者総合支援センター
294	障害児補装具費支給事業	日常生活を送る上で、身体障害を補うのに必要な補装具の購入、借受けまたは修理に要した費用を支給することによって、障害のあるこどもの生活と成長を支援する。	障害者総合支援センター
295	障害児日常生活用具費支給事業	障害児の福祉用具等の購入または修理の費用を支給することにより、障害のあるこどもの日常生活の困難さの改善や社会参加を促進する。	障害者総合支援センター
296	難聴児補聴器購入等助成事業	身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費用の助成をすることにより、聴こえの確保と言語の発達を支援する。	障害者総合支援センター
	健診後のフォローの充実【再掲】	健診後のハイリスク親子（メンタルの問題を有する親、ひとり親、発達上の心配のあるこども、軽度ネグレクトなど）について、訪問などの個別支援や幼児教室、親同士のグループミーティングを行い、親自身の気づきや意欲を引き出し、主体的な育児を支援する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課

No	事業名	事業概要	担当課
	先天性代謝異常検査事業【再掲】	先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し、早期の治療につなげるために、血液による検査を実施する。	こども家庭保健課
297	小児慢性特定疾病児童等とその家族への支援	小児慢性特定疾病児童等及び家族に対する相談支援、情報提供及び助言を行うとともに、関係職員に対する研修会等を実施し、相談体制の強化を図る。 また、自立支援員を配置し、患者の自立に向けた支援を行う。	こども家庭保健課
	小児慢性特定疾病対策事業【再掲】	児童等の健全育成を目的として、厚生労働省告示により定める慢性疾病にかかっている児童等(20歳まで延長可)に、保険診療の自己負担分(所得により一部自己負担あり)に対する医療費の支給を行う。	こども家庭保健課 各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課
	特別児童扶養手当支給【再掲】	精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図るため、当該児童の養育者に対し特別児童扶養手当を支給する。	こども支援給付課 各区保育給付課 各総合支所保健福祉課
	未熟児養育医療給付【再掲】	入院を必要とする2,000グラム以下等の未熟児に対し、生後すみやかに適切な処置を講じることで、出生児の健康を保持・増進することを目的として、必要な医療の給付を行う。	こども支援給付課 各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課
	自立支援医療費(育成医療)支給【再掲】	身体上の障害のある児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童において、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去または軽減を図るために、必要な医療費の支給を行う。	こども支援給付課 各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課
	児童館等要支援児受け入れ事業【再掲】	放課後児童健全育成事業の実施にあたり、障害等により支援を必要とする児童(要支援児)に適切に対応するため、職員体制の充実とスキルアップ、巡回指導の強化など事業の充実を図り、要支援児に対してより細かな配慮を行える体制づくりを進め、すべての利用児童の健全育成を促進する。	児童クラブ事業推進課
	児童館特別支援コーディネーター養成事業【再掲】	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細やかな支援により、小学校や保育所の特別支援教育コーディネーターとの連絡調整、保護者対応に関する児童館の窓口的役割等を担う「児童館特別支援コーディネーター」養成のための研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図る。	児童クラブ事業推進課
	保育専門技術向上支援事業(スーパーバイズ事業)【再掲】	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細かな保育や保護者への適切な支援を行うため、発達心理学・臨床心理学等の外部専門家による施設の巡回相談を行い、幼稚園や保育所(園)、認定こども園の職員の保育専門技術の向上を図る。	運営支援課
	特別(保育)支援コーディネーター養成事業【再掲】	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細やかな支援により、小学校や保育所の特別支援教育コーディネーターとの連絡調整、保護者対応に関する児童館の窓口的役割等を担う「児童館特別支援コーディネーター」養成のための研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図る。	運営支援課
	特別支援保育の充実【再掲】	特別な支援を要する障害児等が集団生活を経験しながら心身の発達が促され、社会生活に必要な基礎的能力を養っていくこと、また、すべての児童が相互交流を通じて多様な個性がある他者との関わりを学び、思いやりの気持ちを育むことで人間性を豊かにしていくことを目的として、保育所等において保育士を加配し、特別支援保育児童の受入れを進める。 障害に関する支援の程度を重度まで拡大し、児童の様子に応じたきめ細かな支援と環境づくりを行うほか、受入れ施設への支援として、関係機関と連携して巡回や助言を行う。	運営支援課

No	事業名	事業概要	担当課
	院内学級学習環境整備【再掲】	病気療養児の教育がより適切に行われるよう、教育環境の整備に努め、一人ひとりのこどもの病気の状態に合わせ、主治医の認める範囲で適正な教育課程を編成し、実施する。	特別支援教育課
298	就学支援推進事業	障害のあるこどもの就学支援や教育相談の充実を図り、特別支援学級等の配置、教育環境の整備など、児童生徒一人ひとりの個性を生かした教育を推進する。	特別支援教育課
299	発達障害児等教育推進	学習や対人関係などに困難さがあり、LD、ADHD等発達障害のある児童生徒に対する各小中学校の取り組み支援のための施策を展開し、こどもたちが円滑に学習でき、楽しい学校生活を送りながら明るく育つようにする。	特別支援教育課 教育相談課

《基本的な視点4》

地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課
300	働くみなさんのためのガイドブックの発行	女性の就業継続、再就職に向けた子育てと仕事の両立支援のため、育児休業、介護休業制度や勤務時間短縮措置など、男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての啓発を行う。	市民生活課
301	企業等に対する仕事と家庭の両立支援促進	仕事と子育ての両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、子育て支援等に取り組む企業等の社会的信用を後押しする取り組みや、セミナーの開催等により企業等への普及・啓発を行う。	こども若者局総務課 中小企業支援課
302	パパ育児取得促進モデル企業サポート事業	市内中小企業数社をモデル企業に選定し専門家派遣等のサポートを行うほか、成果事例の発信、育休に関するセミナーを実施し、男性の育児取得促進を図る。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
303	生産性向上ロールモデル創出事業	デジタル活用による生産性向上のロールモデルとなる企業を創出するために、デジタル活用と経営改善の知見を併せ持つ専門家を派遣し、課題の分析から目標設定、解決手段としてのデジタルツールの選択・導入と定着を伴走支援する。	中小企業支援課
304	多様で働きがいのあるジョブ・デザイン推進事業	短時間勤務や在宅勤務等、市内中小企業等における従業員の多様な働き方の普及とともに、伴走支援により働きがいのある就労環境の整備を促進する。	商業・人材支援課

②仕事と家庭におけるジェンダー平等の推進

No	事業名	事業概要	担当課
305	女性の就業や就業の継続支援	女性の就業継続、再就職の支援・促進のための取り組みを進めるとともに、企業に対し、女性の活躍推進や多様かつ柔軟な働き方の実現を促すなど、企業にとって男女共同参画推進の取り組みの動機付けとなるような施策を実施する。	男女共同参画課
306	男性育児取得奨励金	男女がともに家事や子育てを担い、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを促進するため、男性従業員が一定期間以上の育児休業を取得した市内企業等へ奨励金を交付する。	こども若者局総務課
	パパ育児取得促進モデル企業サポート事業【再掲】	市内中小企業数社をモデル企業に選定し専門家派遣等のサポートを行うほか、成果事例の発信、育休に関するセミナーを実施し、男性の育児取得促進を図る。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	母親教室・両親教室【再掲】	妊婦等が、妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減して主体的に取り組める姿勢を養うとともに、地域の中での育児の仲間づくりを促進する。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 宮城総合支所保健福祉課
	のびすくにおける父親の子育て力向上支援【再掲】	父親の子育て力の向上に資するため、のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、助産師等による両親教室や育児講座を開催する。	子育て応援都市推進課

(2) 地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進

①多様な担い手における子育て支援ネットワークの強化

No	事業名	事業概要	担当課
307	小地域福祉ネットワーク等推進事業	地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動の中で、子育て家庭等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、民生委員児童委員やボランティア団体等との連携による子育てサロン等の活動を推進する。	社会課
	仙台すくすくサポート事業【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業(こどもを預かってほしい方(利用会員)とこどもを預かることができる方(協力会員)双方の信頼関係のもとに実施する子育て支援活動事業。 本市が事務局となり仲介等を行う)を実施し、子育て負担の軽減や、身近な地域の子育て支援の充実を図る。	こども若者局総務課
	のびすくにおける専門の相談員の配置【再掲】	のびすく(子育てふれあいプラザ等)に、専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター(のここ)」を配置し、保育サービスや子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行うとともに、地域の子育て支援者等と連携を図ることにより、子育て家庭の状況に応じた適切なサービス利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	子育て応援都市推進課
308	全市的な子育て支援ネットワークの構築	のびすく(子育てふれあいプラザ等)を中心とした地域の子育て支援者等の相互の情報交換や交流を促進し、全市的な子育て支援ネットワークの構築を図る。	子育て応援都市推進課 各区家庭健康課 宮城総支所保健福祉課
309	地域の子育て支援団体への支援	育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援団体を対象とした研修や交流会の開催、広報等の支援により、地域における子育て支援活動の活性化を図る。	子育て応援都市推進課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	こどもの居場所づくり支援事業【再掲】	こどもが安心して過ごせる居場所の確保や、地域による見守りから必要な支援策へつなぐ仕組みづくりを推進するため、地域のこどもを対象として食事の提供を行う子ども食堂への費用助成や、ホームページ等を活用した広報、運営団体のネットワーク会議の実施等の運営支援を行う。	こども支援給付課
	プレーパーク等推進【再掲】	既存資源を活用したプレーパークを地域と連携しながら各区で展開すると共に、遊び場の担い手の発掘・育成を図る。 また、プレーパークの普及啓発に向けて、プレーパークを始める方を対象とした補助事業やプレーパークの立ち上げ・運営に関する研修等を実施する等遊びの環境の充実を図る。	子育て応援都市推進課
310	こども・子育てシンポジウム	こども・子育てに関するトークセッションなどを開催し、地域社会全体でこども・子育てを支える意識を共有するとともに、参加者同士の交流を図る。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	児童館事業の充実【再掲】	児童館がおおむね小学校区ごとに整備されているという本市の強みを活かしながら、児童クラブの開設に加え、自由来館児童への遊び場の提供や遊びの指導のほか、中高生の居場所として夕方の時間帯を利用した遊戯室の提供や主体的に行事に関わる機会を増やすなど、利用促進を図る。 また、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。 加えて、児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く。	児童クラブ事業推進課

No	事業名	事業概要	担当課
	児童館地域子育て支援事業【再掲】	乳幼児親子が利用しやすい環境を整えるとともに、乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。	児童クラブ事業推進課
311	地域における児童の健全育成の環境づくり	児童館における子育て支援への地域人材の活用や、子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する団体の育成支援により、地域における児童の健全育成の環境づくりを進める。	児童クラブ事業推進課
	放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校等を活用して安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末等におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を図る。	生涯学習課
312	青少年健全育成団体等活動支援	青少年健全育成活動の実施団体に事業・運営の助言や支援を行う。 また、実施団体がまとまり、主体的に健全育成に携わっていただけるよう働きかけ、次世代を担う青少年の健全育成について、社会全体で取り組む気運の醸成を図る。	こども若者相談支援センター
	公立保育所の地域拠点保育所としての機能の充実【再掲】	地域拠点保育所として位置付けた22か所の公立保育所について、地域における配慮を必要とする児童等への対応強化、地域内の保育施設・子育て支援ボランティア等多様な担い手との交流・連携、新設の保育施設や経験の浅い経営主体が運営する保育施設に対する相談・支援、大規模災害時の情報伝達や物資搬送の中継拠点としての役割を担っていくための機能充実を図る。	運営支援課
313	幼稚園PTA家庭学級開設補助	幼稚園児を持つ親等が、望ましい家庭教育のあり方等について学習する機会を設け、こどもの健全育成を図るため、幼稚園のPTAが行う家庭学級の開設及び運営に要する経費を助成する。	認定給付課
	外国につながる子ども支援事業【再掲】	外国人児童生徒をはじめとする、外国につながる子どもの学習支援について、「外国につながる子どもサポートせんだい」「日本語を母語としない子どもと親のための進路ガイダンス」「日本語を母語としない小中学生のための夏休み教室」「外国人児童と家族のための小学校入学準備講座」等を行い、学校や地域、市民団体が協働して支援するための環境づくりを行う。	交流企画課
314	学校支援地域本部事業	家庭・地域の教育力を、学校を拠点として再編成し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみでこどもを育てる体制を整備するとともに、地域住民や保護者、学生等からなる学校を支援するボランティアを募り、こどもたちに安心と豊かな体験を実現する体制づくりを推進し、より豊かな「学び」を創出していく。	学びの連携推進室
	土曜日の教育支援体制等構築事業【再掲】	学校区単位で、地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体の協力を得て、土曜日等に地域のこどもを対象とした学習支援や体験活動等の教育活動を企画・実施する。	生涯学習課
	学校図書室等開放事業【再掲】	市立小学校の図書室等を週末等に開放し、読書の機会を提供するとともに、こどもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る。	生涯学習課
315	マイスクールプラン21推進事業	市立学校の余裕教室等諸施設を学習活動ルーム「マイスクール」として地域に開放し、地域の社会教育団体やボランティア団体・サークル等が自立して社会活動を行うことができる拠点を身近な場所に確保するとともに、学校に地域社会の学習資源を取り入れることで、児童に地域社会の重要性を認識する機会を提供する。	生涯学習課

No	事業名	事業概要	担当課
	若者社会参画型学習推進事業【再掲】	若者が地域づくり活動への参加や様々な人々との学びあいを通じて、身近な地域をよりよくすることへの意識を高め、自発的・主体的に活動することを学ぶ事業を実施する。	生涯学習支援センター
	ジュニアリーダー育成支援【再掲】	市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーを育成し、活動等の支援を行う。	生涯学習支援センター
316	学びのコミュニティづくり推進事業	こどものすこやかな成長を支援するための地域ネットワークづくりを目的に、地域のさまざまな団体が連携し、児童、保護者、住民等を対象とし、地域の実情に合わせてこどもと大人の交流や自然体験等の事業を実施する。	生涯学習支援センター
317	託児ボランティア養成・活用事業	託児ボランティアの養成講座や研修会を開催し、担い手の養成や資質の向上を図る。 より多くの子育て中の市民が、安心して市民センターの講座や学習会等に参加できるよう、託児付講座を実施する。	生涯学習支援センター

②こどもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

No	事業名	事業概要	担当課
	地域の子育て支援団体への支援【再掲】	育児サークルや子育てサロンなどの子育て支援団体を対象とした研修や交流会の開催、広報等の支援により、地域における子育て支援活動の活性化を図る。	子育て応援都市推進課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
318	児童福祉セミナー	児童福祉に関する知識や、こどもの権利擁護などをテーマとしたセミナーを開催し、こども・子育てを支援する人材育成の一助とする。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	保健師等母子保健従事者の職員研修の充実【再掲】	児童虐待予防に向けた養育支援などを含む子育て支援に関わる専門職種の研修の充実に努め、職員の専門知識及び技術の向上を図る。	こども家庭保健課 各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課
	児童館等の職員研修等の充実【再掲】	児童の健全な育成及び保護者に対する適切な支援が行われるよう、児童館及び民間事業者が運営する児童クラブの職員を対象とした研修や、モニタリング・実地調査などの機会を捉えて、児童館ガイドラインや放課後児童クラブ運営指針など関係法令等に関する理解を深め、児童厚生員・放課後児童支援員等職員一人ひとりの専門性の向上を図る。	児童クラブ事業推進課
	放課後児童支援員等の人材確保・処遇改善【再掲】	新卒者に加え、保育士等の資格を持ちながら育児等の事情により勤務していない潜在的な有資格者の採用につなげるため、市主催の合同就職説明会の活用等を通じて求人支援を行うなど、児童の健全な育成を支える児童厚生員・放課後児童支援員等の人材確保に資する取り組みを推進する。 また、放課後児童支援員の確保・定着、キャリアアップを促進するため、経験年数や研修受講状況に応じて処遇改善を図る。	児童クラブ事業推進課
	地域における児童の健全育成の環境づくり【再掲】	児童館における子育て支援への地域人材の活用や、子育て支援クラブや子ども会などの児童館を拠点に活動する団体の育成支援により、地域における児童の健全育成の環境づくりを進める。	児童クラブ事業推進課
	保育士等の職員研修の充実【再掲】	こどもの保育及び保護者への支援が適切に行われるよう、保育士等を対象とした研修の充実に努め、職員の専門性の向上を図る。	運営支援課
	幼稚園教員研修支援【再掲】	こどもの教育・保育及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、幼稚園教諭の研修を支援することで、教員一人ひとりの資質の向上を図る。	認定給付課

No	事業名	事業概要	担当課
	保育士人材確保対策【再掲】	市内保育施設の合同就職説明会の開催やインターネット等による保育士の魅力発信を行い、保育士の確保を図る。 また、雇用する保育士の宿舎を借り上げた事業者に対し、費用の一部を補助することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図る。	運営支援課
	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業【再掲】	幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭を確保するため、認定こども園等に勤務する幼稚園教諭や認可外保育施設等の保育従事者等が保育士資格を取得するために要する経費等に対して助成を行う。	運営支援課
	栄養士雇用助成【再掲】	入所児童の栄養管理、個別配慮(離乳食・食物アレルギー)への対応、食育計画の作成等を行うため、栄養士を配置する保育所等に対し、助成を行う。	認定給付課
	増員保育士等助成【再掲】	保育士を手厚く加配することにより、入所児童の福祉の増進、職員の身体的・精神的休養、資質向上を図る研修参加の促進等を行うため、国の基準を上回る保育士を配置している保育所等に対し、助成を行う。	認定給付課
	増員調理員助成【再掲】	保育所等における食事の充実及び調理従事者の負担軽減を図るため、一定数以上の調理員を雇用する保育所等に対し、助成を行う。	認定給付課
	産休等代替職員雇用助成【再掲】	保育所等職員が出産もしくは疾病または負傷により、長期間にわたって継続した休業を必要とする場合において、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保するため、産休等代替職員の雇用経費に対し、助成を行う。	認定給付課
	保育士等の処遇改善【再掲】	教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給できる「長く働くことができる」職場構築のため、職員の勤続年数や技能・経験に応じて、保育士等の処遇改善を図る。	認定給付課
319	学校支援ボランティア養成・活用事業	学生、一般市民のボランティアを育成し、ボランティアが教育支援センターサテライト「杜のひろば」での支援の補助を行い、通級児童生徒の活動の充実を図る。	教育相談課
	託児ボランティア養成・活用事業【再掲】	託児ボランティアの養成講座や研修会を開催し、担い手の養成や資質の向上を図る。 より多くの子育て中の市民が、安心して市民センターの講座や学習会等に参加できるよう、託児付講座を実施する。	生涯学習支援センター

③身近な地域の子育て支援施設等の充実

No	事業名	事業概要	担当課
	のびすく運営【再掲】	のびすく(子育てふれあいプラザ等)において、乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児の一時預かり、子育てに関する相談支援や情報の収集及び提供等を行うことにより、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	子育て応援都市推進課

No	事業名	事業概要	担当課
	児童館事業の充実【再掲】	児童館がおおむね小学校区ごとに整備されているという本市の強みを活かしながら、児童クラブの開設に加え、自由来館児童への遊び場の提供や遊びの指導のほか、中高生の居場所として夕方の時間帯を利用した遊戯室の提供や主体的に行事に関わる機会を増やすなど、利用促進を図る。 また、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。 加えて、児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く。	児童クラブ事業推進課
	児童館・児童クラブの環境改善事業【再掲】	新たに整備・改築する児童館及びサテライト室から、順次、児童クラブ専用区画の面積基準を児童一人当たり1.98㎡以上に引き上げるとともに、当面改築予定がない児童館は、児童数推計を踏まえつつ現面積で適用可能な場合は拡大後の基準とし、現面積での適用が難しい場合は、基準を満たすようサテライト室を整備する等、児童館・児童クラブにおいて生活の場・遊び場としての十分なスペースを確保する。 さらに、全居室へのエアコン設置やWi-Fi環境、防犯カメラの整備を進めるほか、教育委員会と連携し校庭や体育館等の活用促進を図るなど、児童館・児童クラブの環境改善を図る。	児童クラブ事業推進課
	児童館地域子育て支援事業【再掲】	乳幼児親子が利用しやすい環境を整えるとともに、乳幼児親子の交流の場の提供や交流の促進、親子を対象とした行事の企画・開催、子育て相談の実施、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成など、身近な地域の子育て支援拠点として、子育て家庭支援機能の充実を図る。	児童クラブ事業推進課
	放課後児童健全育成事業の推進【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る。 実施にあたっては、小学校の余裕教室等を活用したサテライト室の整備や、民間事業者の運営する児童クラブへの支援などを通して、必要な提供体制を確保する。	児童クラブ事業推進課
	児童館整備事業【再掲】	児童クラブをはじめとする児童の健全育成事業と、乳幼児親子の交流の場としての子育て支援活動の地域拠点となる児童館を、小学校区単位を基本として整備を進める。 また、開設から相当期間を経過した児童館については計画的に大規模改修工事を行い、施設の環境改善を図る。	児童クラブ事業推進課
	放課後児童対策推進事業【再掲】	放課後等のこどもたちの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進し、双方の事業者が互いの活動プログラムの情報共有や他方の事業への参加・協力、共同行事の企画・運営等に連携して取り組む。 活動場所として小学校教室等の積極的活用にも努めるなど、定期的な情報交換等を行いながら取り組むとともに、両事業を校内交流型として実施している箇所については引き続き事業の充実を図るほか、その他の箇所についても両事業の連携を推進する。	児童クラブ事業推進課 生涯学習課
	放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校等を活用して安全・安心なこどもたちの居場所(活動拠点)を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末等におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を図る。	生涯学習課

No	事業名	事業概要	担当課
	保育所等地域子育て支援事業【再掲】	地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、保育士が直接家庭を訪問して子育てに関する相談に応じるなど、子育て家庭への支援を充実する。	運営支援課
	幼稚園地域子育て支援事業【再掲】	地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育てに関する相談や講演会等の実施など、子育て支援事業を行う私立幼稚園等に対して経費の一部を補助する。	認定給付課
	学校図書室等開放事業【再掲】	市立小学校の図書室等を週末等に開放し、読書の機会を提供するとともに、こどもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る。	生涯学習課
	校庭・体育館の自由活動開放事業【再掲】	土曜日の午前中に、児童及び生徒の自由な活動の場としての利用に供するため、市立小中学校、特別支援学校の校庭及び体育館を開放する。	生涯学習課

(3) 地域をあげてこども・子育てを応援していく気運の醸成

①こども・子育てを応援していく全市的な気運の醸成

No	事業名	事業概要	担当課
320	ひとにやさしいまちづくり	公益的施設等において、段差解消等のバリアフリー化を推進し、また、ベビーチェア、ベビーベッドを設けたトイレ、授乳及びおむつ替えの場所の設置等、妊産婦、乳児連れの方等すべての人にとって利用しやすい施設等の整備を推進する。	社会課
321	バリアフリー推進事業	仙台市バリアフリー基本構想の全体構想及び地区別構想に基づき、妊産婦、乳幼児連れの方等にとっても安心して外出できるよう、道路や公共交通などのバリアフリー化を推進する。	交通政策課
	交通バリアフリー特定事業【再掲】	職員のバリアフリー教育の充実を図るとともに、妊産婦やベビーカー使用の方が安心してバス・地下鉄を利用できるよう、バス・地下鉄車内へのマタニティマーク・ベビーカーマークの掲示、加えてベビーカー利用に関するキャンペーンの定期的な実施により、当該利用者への配慮と理解を求め、より利用しやすい環境づくりを進める。	安全推進課
322	地下鉄車内のベビーカースペースの啓発	地下鉄車両内の「車イス・ベビーカースペース」に既存のサインに加えて、新たに本市子育て応援団長「くまのジャッキー」を使用した案内ステッカーを掲示することで、ベビーカーや車イスの利用者とその他のお客様が互いに安心して地下鉄を利用できるよう周知・啓発を行う。	交通局営業課
323	地下鉄駅でのベビーカーレンタルサービス	子育て世代がより気軽に外出できる環境づくりを目指して、一部の地下鉄駅でベビーカーのレンタルサービスを提供する。	交通局営業課
324	子育て応援自販機の設置	地下鉄仙台駅西改札にある授乳室付近に、飲料のほか、紙おむつやおしりふきが購入できる子育て応援自動販売機を設置する。	交通局営業課
325	せんだいのびすくサポーター	子育て家庭にやさしい取り組みやこどもの遊び場を提供し、こども・子育てを応援する店舗や施設を「せんだいのびすくサポーター」として募集し、「せんだいのびすくナビ」を通じてその情報を子育て家庭に発信する。	子育て応援都市推進課

No	事業名	事業概要	担当課
	こども・若者会議【再掲】	こどもたちや若者が参画して意見交換や対話を重ねながら、企画の立案や提案の実現に向けた取り組みを行う。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	こどもいけん広場【再掲】	こどもたちが市の施策等に対して意見を伝え、政策を決めるプロセスに主体的に参画する機会を創出する。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	パパ育児取得促進モデル企業サポート事業【再掲】	市内中小企業数社をモデル企業に選定し専門家派遣等のサポートを行うほか、成果事例の発信、育児に関するセミナーを実施し、男性の育児取得促進を図る。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	こども・子育てシンポジウム【再掲】	こども・子育てに関するトークセッションなどを開催し、地域社会全体でこども・子育てを支える意識を共有するとともに、参加者同士の交流を図る。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	児童福祉セミナー【再掲】	児童福祉に関する知識や、こどもの権利擁護などをテーマとしたセミナーを開催し、こども・子育てを支援する人材育成の一助とする。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
	こどもの居場所づくり推進【再掲】	地域における多世代交流の取り組みを好事例として発信するなど、こどもの居場所を増やす取り組みを進める。	子育て応援都市推進課 (仙台こども財団)
326	区民協働まちづくり事業	地域における市民と行政との協働によるまちづくりの推進及び地域からの行政需要への的確かつ柔軟な対応を図る。	各区まちづくり推進課
327	太白遊びの担い手育成事業	区内の自然・公園・緑地等を活用し、親子の屋外での遊び・学びを支援する「遊びの担い手」をこどもが自発的に遊ぶ力を向上するイベントやワークショップへの参加を通して発掘し、実践を通じて育成し、自立に向けた支援を行う。	太白区まちづくり推進課

②こども・子育て応援に関する地域社会への発信

No	事業名	事業概要	担当課
328	みんなで子育てフェスタ	「子育てが楽しいまち・仙台」の浸透を図るため、こどもと子育て家庭を支える民間団体、企業等の取り組みや本市の施策を発信し、社会全体で子育てを応援していることを子育て家庭に実感していただく機会を提供するイベントを開催する。 また、父親が参加しやすいコンテンツや仕事と家庭の両立に係る情報発信を通して、男性の育児参加や家事分担促進を目指す。	子育て応援都市推進課
	子育てに関する情報発信の充実【再掲】	専用ホームページやスマートフォン向けアプリ等の運用、「くまのがっこう」のキャラクターの活用等により、本市における子育てに関する情報を総合的に発信し、必要とする人に効果的に届けるための情報発信の充実を図る。	子育て応援都市推進課
329	新生児誕生祝福事業	新生児が誕生した家庭に、育児用品や仙台ゆかりの品などが選べるカタログギフトをプレゼントする。	子育て応援都市推進課

参 考 資 料

仙台市子ども・子育て会議条例

平成二五年三月一五日

仙台市条例第三号

改正 平成二六年六月条例第三五号

令和五年三月条例第一三号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、仙台市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。（平二六、六・令五、三・改正）

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 子どもの保護者
- 二 事業主を代表する者
- 三 労働者を代表する者
- 四 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 五 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 六 その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第六条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第三条第二項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第七条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第八条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平二六、六・改正）

(施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成二七年三月規則第二九号で、平成二七年四月一日から施行)

(経過措置)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第九条に規定する行為に関し、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関が調査審議すべき事項については、この条例の施行前においても、仙台市子ども・子育て会議において調査審議することができる。

附 則（令五、三・改正）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

仙台市子ども・子育て会議運営要領

平成25年6月7日仙台市子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合
- 2 会議の会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

(議事録)

第3条 会議における議事は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び開催場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議事の経過及び概要
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。
- 3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、仙台市こども若者局こども家庭部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年6月7日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年6月15日から実施する。

仙台市子ども・子育て会議委員名簿 (令和5年度－令和6年度)

氏 名	役職・所属団体等
会 長 吉 田 浩	東北大学大学院経済学研究科教授
副会長 飯 島 典 子	宮城教育大学教育学部准教授
阿 部 祥 太	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
荒 井 康 子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団
市 川 や や	市民公募委員
植木田 潤	宮城教育大学教職大学院教授
海老澤 永 子	市民公募委員
大 橋 雄 介	特定非営利活動法人アスイク代表理事
神 谷 哲 司	東北大学大学院教育学研究科教授
今 野 彩 子	仙台商工会議所女性会副会長
佐 藤 哲 也	宮城教育大学副学長
佐 藤 富美子	仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会会長
佐 藤 真 奈 ※1	仙台市PTA協議会副会長
菅 澤 美香子	仙台市小学校長会
清 野 英 俊	仙台市私立幼稚園連合会副会長
高 城 み さ	仙台市PTA協議会顧問
高 橋 香 子	福島県立医科大学看護学部教授
丹 野 由 紀	仙台市子ども会連合会副会長
千 葉 亨	仙台保育所連合会会長
土 倉 相	仙台市児童養護施設協議会
中 嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会長
橋 本 潤 子 ※2	橋本潤子公認会計士事務所
平 山 乾 悦	特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘理事長
三 浦 じゅん	仙台弁護士会
三 浦 正 幸	仙台市民生委員児童委員協議会
村 田 祐 二	仙台市医師会

※1…策定期間中に退任（後任：高城委員）

※2…臨時委員

（五十音順、敬称略）

せんだいこども若者プラン2025

策 定 経 過

年月日	会 議 等
令和5年9月6日	令和5年度第2回 仙台市子ども・子育て会議 ○令和7～令和11年度にわたる本市の子ども・子育て支援に係る計画について諮問 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」の策定について協議 ○子育て及びこども・若者に関する各種アンケート調査の素案について協議
令和5年10月12日 ～11月9日	仙台市子ども・子育て会議委員グループインタビュー
令和5年11月10日 ～12月8日	仙台市こども・若者アンケート調査の実施
令和5年11月17日 ～12月15日	仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和5年11月22日	令和5年度第3回 仙台市子ども・子育て会議 ○「仙台市すこやか子育てプラン2020」の令和4年度実績について報告 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係るアンケート調査の実施について報告 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」で踏まえるべき視点等について協議
令和5年12月5日 ～令和6年2月6日	子育て支援団体等ヒアリング
令和6年3月15日	児童館におけるヒアリング
令和6年3月18日	令和5年度第4回 仙台市子ども・子育て会議 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係る各種アンケート調査の集計結果（速報）及び今後の予定について報告 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係る子ども・子育て支援団体等ヒアリングについて報告 ○「仙台市すこやか子育てプラン2020」の振り返り及び次期プラン策定にあたり踏まえるべき視点について協議

年月日	会 議 等
令和6年5月13日	令和6年度第1回 仙台市子ども・子育て会議 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係る各種アンケート調査等について報告 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定における方向性について協議
令和6年5月21日	仙台市議会常任委員会（健康福祉委員会） ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係る各種アンケート調査結果について報告
令和6年6月28日 ～9月2日	次期プラン策定にかかる調査分析及び重点戦略検討会
令和6年7月	こども・若者会議（仙台こども財団）における意見等把握
令和6年8月2日 ～8月29日	若者ヒアリング
令和6年9月4日	令和6年度第2回 仙台市子ども・子育て会議 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係るこどもや若者への意見聴取等の状況について報告 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」策定に係る調査分析及び重点戦略検討会について報告 ○次期「仙台市すこやか子育てプラン」骨子案について協議
令和6年11月7日	令和6年度第3回 仙台市子ども・子育て会議 ○「仙台市すこやか子育てプラン2020」の令和5年度実績及び進捗について報告 ○「（仮称）せんだいこども若者プラン2025」中間案について協議
令和6年11月21日	仙台市議会常任委員会（健康福祉委員会） ○「（仮称）せんだいこども若者プラン2025」中間案について報告
令和6年11月28日 ～12月27日	「（仮称）せんだいこども若者プラン2025」中間案に関するパブリックコメントを実施
令和7年2月3日	令和6年度第4回 仙台市子ども・子育て会議 ○「（仮称）せんだいこども若者プラン2025」中間案に関するパブリックコメントの実施結果について報告 ○「（仮称）せんだいこども若者プラン2025」最終案について協議



令和7年3月発行

仙台市こども若者局
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号
TEL 022-214-8790 FAX 022-214-5010

せんだい
こども^{わか}若者^{もの}
プラン
2025

令和7年度～令和11年度

